

長野県更埴市

屋代城跡範囲確認調査報告書

平成七年

更埴市教育委員会



長野県更埴市

屋代城跡範囲確認調査報告書

平成七年

更埴市教育委員会

序 文

星代城跡のある「一重山」は、当更埴市の中心部にあり、これまで再三再四にわたり、保存か開発かと議論されてきました。思えば、昭和四六年の森将軍塚古墳の保存にはじまり、古墳を保存するための代替地として今日見るよきな姿を変貌いたしました。当時の状況にあっては、万やむを得ないものと歴古に尽くせないものがあります。その一方、森将軍塚古墳は史跡として今日によみがえり、保存・公開されました。

こうした中にあって、平成六年一月長野県立歴史館が森将軍塚古墳の麓に開館され、周辺一帯を更埴市では「科野の里歴史公園」として整備を行いました。将来は、星代城跡のある一重山も含めた公園化が構想されています。

そこで、当市教育委員会では、公園化構想の基礎資料を作成するために本事業を実施したところです。調査の実施にあたっては、星代氏御子孫、星代氏開基の満照寺さんをはじめ、関係土地所有者のみなさんなど、多くのみなさんの御協力を賜り計画どおり調査が出来、大きな成果をあげることができました。ここに、深甚なる感謝を申し上げる次第です。

また、調査にあたっては峰岸義夫先生はじめ、諸先生方の適切な御指導並びに御調査に敬意を表する次第です。

本調査の成果は、今後の公園化構想の基礎資料とするだけではなく、当市の中世から近世史の貴重な資料として、多くのみなさまに御活用いただければ、これまでの思いの一端にも、陽の光が差し込む思いであります。

平成七年三月一七日

更埴市教育委員会教育長

安藤 敏

例 言

一 本書は、平成五年度から平成六年度にかけて更埴市教育委員会が実施した「屋代城跡」範囲確認調査の報告書である。

二 本書の編集は、調査指導委員会の指導のもとに、更埴市教育委員会社会教育課文化係が行った。

三 本書では、城の施設の呼称について指導委員会の検討により、1曲輪・櫓・曲輪などと「曲輪」を使用した。これまでの更埴市指定文化財調査に基づく、「本郭」「二ノ郭」等の呼称は、必要なところでは（ ）で併記した。

四 本書の執筆は、各調査担当者が分担執筆し、文末に執筆者名を記した。

なお、第三章第一節は調査指導委員会座長の峰岸純夫が執筆し、同第二節は調査指導委員会の意見並びに提案をまとめて、同委員の森鷗外が執筆した。

五 写真・実測図は、各調査担当者が作成した。地形測量図は業者委託し、作成した。

本書中の図版の方位は、平面直角座標系第49系の座標北を示す。また、標高は、海拔mで示した。

六 本書に使用した古文書類は、各所有者の御了解を得て掲載した。また、地図・地籍図類は、更埴市役所に保管されているものを使用した。

七 本調査に伴う、出土遺物・実測図・写真等の資料は、全て更埴市教育委員会に保管されている。
なお、出土遺物等には、今回調査の略号「YS1」と記入してある。

目次

序文	1	第三節 文書調査	51
例言	2	一 文書調査の経過	51
目次	2	二 屋代家文書	53
第一章 調査の概要	3	三 調訪家文書	65
第一節 屋代城跡の概要	5	四 その他の文書	69
一 位置と歴史的環境	5	五 文書からみた屋代氏の動向	72
二 これまでの調査	8	二 屋代地区	89
第二節 調査の目的と経過	9	三 桑原地区	91
一 調査の目的	9	四 城下町調査	95
二 調査の組織	10	五 桑原地区	95
三 調査の経過	11	二 屋代（二重山）西麓地区	95
第二章 屋代城跡の調査		三 城下町調査について	95
第一節 繩張り調査	13	一 発掘調査について	95
一 屋代城の立地と構造	13	二 発掘調査について	95
二 屋代城の構築時期とその築城者	21	三 文書調査について	95
三 周辺の山城	24	四 城下町調査について	95
四 繩張調査からみた屋代城の実像	28	五 屋代城と屋代氏について	95
第二節 発掘調査	31	一 保存・活用に向けて	95
一 遺構	31	二 県史跡指定に向けて	95
二 出土遺物	45	三 歴史的空間の保護に向けて	95
三 屋代城の遺構と遺物から	49	四 当面の課題について	95
地形測量図・写真図版		五 当面の課題について	95

第一章 調査の概要

第一節 屋代城跡の概要

一 位置と歴史的環境

(1) 位置

屋代城跡は、東経一三八度八分一秒・北緯三六度三一分四五秒付近に位置し、長野県更埴市大字屋代字一重山に所在する。本城跡は、北流する千曲川右岸の有明山から北に延びる支脈重山の標高三六〇㍍の山麓から最高所四五七㍍にかけて、一重山全體約一四㌶にわたり設けられている。山麓から最高所との比高差は約九八㍍あり、城の中心施設は、最高所付近にあり、北側の尾根先端部まで堀切や削平地が連続して設けられている。

この地は、千曲川が坂城・戸倉町付近の狭谷を流れ、善光寺平の平坦部に入り流れは緩く、大きく蛇行するところである。古くから交通の要衝の地とされ、また将来もそうした役割を負っている。

本城の東側山麓には、北陸新幹線が有明山の下をトンネルで抜け長野市へ向けて北走する。また本城の所在する有明山一帯は、中期中新世の黒色泥岩から成り埋め立て用材とするための土砂採取が行われている。本城もそのため、本郭の南側は大きく削平され、また一重山の中央付近も切り崩されており、城の全容を知ることはできない状態となっている。



図1 屋代城跡 位置図

(1) 歴史的環境

更埴地域は、千曲川と険峻な山々によって善光寺平への出入り口としての交通の要衝の地にあるために、各時代を通して歴史上に重要な位置として登場していく。特に、千曲川右岸の屋代・雨宮地区は、千曲川の自然堤防とその南に展開する後背湿地にあたるため、古くから集落や水田として利用してきた。古墳時代には、長野県最大の前方後円墳、森将軍塚古墳が屋代城跡のすぐ近くで、尾根上に築かれ、当時の中心的な位置を占めていたことが知られる。続く奈良・平安時代には、定額寺と考えられる屋代寺が置かれ、条里水田が開かれていた。また最近の発掘調査では、官衛と関係の深い木簡や遺構が発見され、官衛の所在が推定されている。中世においては、「城ノ内」地籍に屋代氏の居館が置かれ、また屋代城跡の西麓の「船山・鉄物師屋」地籍に守護所が置かれていたと推定されている。さらに近世には、北国街道の屋代(矢代)宿が置かれていた。このように更埴地域、とりわけ屋代城跡周辺は、各時代を通して交通路上の重要な位置を占めていたことがうかがわれる。

中世城館跡については、長野県教育委員会によって、一九七九—一九八二年にかけて県下の中世城館跡分分布調査が実施された。それによると、更埴市内には山城八箇所、城館跡五箇所の所在が知られる。この内、「屋代古城」と呼ばれる「城ノ内」地籍については、度重なる断片的な発掘調査において、方形の堀の一部が発掘調査され、一三世紀代から五世紀代の陶器等が出土している。また、「生仁館」についても堀の一部が発掘調査され、同時期の陶器等の出土がある。調査された二つの城館跡とともに、堀の一部分のみであることからその規模や内容については不明である。

なお、隣接する長野市篠ノ井の赤沢城跡・塩崎城見山砦遺跡が、中央自動車道長野線建設に伴い発掘調査された。赤沢城跡では竪堀の一部を、見山砦は全面発掘調査が行われ、一五世紀中頃から一六世紀前半の小規模な山城で、烽火

台と位置付けられている。

このような状況であるので、今回の屋代城跡の調査は、更埴地域の中世史の本格的な調査のはじまりとなり、その成果が期待されるものである。

〔参考文献〕

(1) 長野県教育委員会編
「地下に発見された更

城市条里遺構の研究」
一九六五年

(2) 長野県教育委員会編
「長野県の中世城館跡
一分布調査報告書」
一九八三年

(3) 更埴市教育委員会編
「生仁遺跡III」
一九八九年

(4) 「荒井遺跡」「更埴市
埋蔵文化財調査報告
書」一九九〇年

(5) 長野県教育委員会他編
「中央自動車道長野線
埋蔵文化財発掘調査報
告書」一九九四年

表1 更埴市の中世城館跡

名 称	所在地	面積 (ヘクタール)	正味 耕地面積	面積 (ヘクタール)	残存 段数	有機質層 (検定深さ)	土・石造 (地盤・水文)	文 化 層	備 考
荒井遺跡	雨宮 山腹斜面人字形干石中の削取	平地 耕作地	360×250 面積	不詳	—(無)	更埴町斜面地帯、雨宮 山腹斜面地帯、「雨 宮城跡」	土・石造 地盤	柱状斜面地帯で雨宮でなくひらみ。 「雨宮城跡」は、雨宮山腹斜面地帯で、 北側の2段階斜面があった。	
屋代城跡	市立大学付属高崎 附属農業研究	山腹 山林		良	(無)	更埴町斜面地帯、雨宮 山腹斜面地帯、村野町 山林	土・石造 地盤	別所山・藤原山、朝日山・鶴見 山、土石、生垣の山林の山腹上 に位置する。	
大坂城	市立大学 附属農業研究	山腹 山林		良	(火私式)	雨宮町斜面地帯、町野 山林	土・石造 地盤	別所山と更埴町の山腹上に石 垣がある。	
屋代城跡	市立大学付属高 校付属小学校代 山城の内	山腹 耕作地		不詳	(平地) — (火私式)	更埴町斜面地帯、町野 山林	土・石造 地盤	所代山と、雨宮山に跨る以前の 山城のもの。	
南坂城	屋代 市立大学付属高 校付属小学校	山腹 山林	耕作	不詳	—(無)	(火私式)	市立大学付属高 校付属小学校	市立大学付属高 校付属小学校、市立大学 附属小学校	
木曾城	市立大学付 属高崎農業 研究	山腹 山林	耕作	良	未詳	未詳	未詳	未詳	
忍足城	市立大学付 属高崎農業 研究	山腹 山林	耕作	良	未詳	未詳	未詳	未詳	
森坂城	市立大学付 属高崎農業 研究	山腹 山林	耕作	不詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
久保松山城	八幡 八幡村大森山	平地 草地	6722m ² 面積	小丘 斜面	(無)	(無)	「上越早川」、「高木奉 仙」、「高木文忠」	土壌、樹 冠物、樹冠	
猪俣山城	猪俣山 猪俣村李町河原	平地 耕作地	170×155 面積	稍溝 地	(無)	更埴町斜面地帯、町野 山林、猪俣山	猪俣町斜面地帯、町野 山林、猪俣山	近傍に神社として使用された ものとされる。	
豊富城	市立大学 附属高崎農業 研究	山腹 山林	耕作	良	—(無)	(火私式)	更埴町斜面地帯、町野 山林	町野村、猪俣村	
猪俣城	市立大学付 属高崎農業 研究	山腹 山林	耕作	不詳	未詳	未詳	未詳	猪俣村との境界上	
猪俣守護所	猪俣 猪俣村大竹付近	平地 干谷		南北制	未詳	未詳	未詳	「猪俣城」にみえたのみ。 今守護所は被削御一所より抜 除	



図2 更埴市周辺の中世城館跡分布図

二 これまでの調査

(一) 市指定文化財指定に伴う調査（昭和四八年）

市教育委員会では、森将軍塚古墳保存のために代替地となつた屋代城の保存

のために、昭和四八年市文化財審議会に指定について諮問し、米山一政氏に調査を依頼した。その調査結果および、審議会の指定答申に基づき、市教育委員会では昭和四八年一〇月二十四日付けで、更埴市指定文化財の史跡に指定した。

当時は、屋代城の範囲は一重山全体ではなく、最高所の本郭の周辺のみと考えられており、指定範囲も本郭を中心としたものであった。また屋代城は、一五世紀初めから一六世紀後半の間利用されたと考えられていた。

(二) 現況調査（平成二年）

市教育委員会では、長野県立歴史館・史跡森将軍塚古墳周辺一帯の環境整備計画を策定するにあたり、平成二年市文化財保護審議会委員の井原今朝男氏に現況調査を依頼した。この調査では、寄託いただいた「屋代家文書」をはじめ、「信濃史料」に収録されている「諏訪家文書」などの関係古文書調査も併せて行い、屋代氏と屋代城の関係にも調査が実施された。

屋代城の範囲は一重山全体におよぶことが明らかになり、また満照寺やJR屋代駅周辺に居館が想定された。さらに屋代城は、軍事的な性格より民政上の換点としての居館の山城（平山城）とされ、一六世紀後半代における屋代氏の居城と考えられた。

これまでの調査では、古文書に屋代城の直接的な史料が存在しないことや、現況調査のみの調査には限界があることから、屋代城についての本格的な総合調査の必要性が、市民をはじめ各方面から提言されていた。

【参考文献】

- (1) 米山一政ほか「更埴郷地方誌」第一巻 更埴郷地方誌刊行会 一九七八年
- (2) 更埴市教育委員会編「更埴市の文化財－指定文化財編」一九八六年
- (3) 信濃史料刊行会編「信濃史料」第二二巻 一九五八年

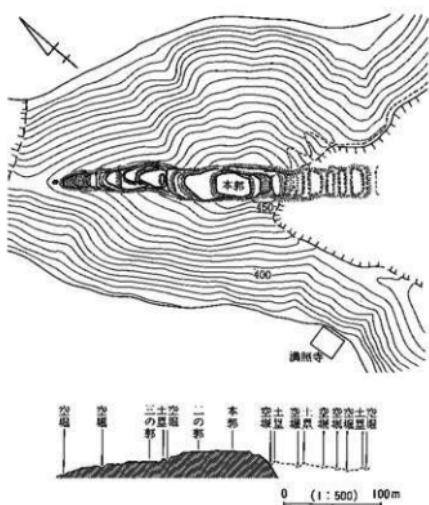


図3 屋代城跡指定時構造図

第二節 調査の目的と経過

一 調査の目的

星代城跡のある一重山は、史跡森将軍塚古墳・長野県立歴史館と、市街地側のJR星代駅の間にあり、これまでも再三開発論議が持ち上がっていた。市教育委員会では、長野県立歴史館・史跡森将軍塚古墳を含めた周辺一帯を「科野の里歴史公園」として一体のものとして公園整備を行った。将来は、この星代城跡・有明山将軍塚古墳を含めた一重山一帯も科野の里歴史公園に含めて整備を図り、JR星代駅から歩いて歴史館や森将軍塚古墳の見学ができるよう構想した。しかし、一重山一帯はほとんどが民有地であること、星代城跡の詳しい範囲や内容が不明であることなどから、具体的な計画策定は至っていない。

こうした公園構想に基づき、市教育委員会はまず星代城跡の詳しい調査を行い計画策定の基礎資料とすべく今回の「星代城跡範囲確認調査」を実施することとなつた。調査の実地にあたっては、長野県教育委員会文化課並びに長野県立歴史館の井原今朝男氏に調査計画策定の御指導をいただき、調査計画を策定した。

調査は、大きく四分野にわたり計画した。一重山全体の詳細な地形測量や、

現地地表踏査により縦張図を作成して、城の範囲確認、施設の特徴を把握すること。一部発掘調査により保存状態や築造年代等を把握すること。関係古文書調査を行い、城の性格や当時の様子を探ること。さらに、城下町調査を行い、当時の歴史的情景をも探ること。こうした一連の調査から、星代城跡の評価並びに、保存・活用方針の提案を行い、将来的公園化計画策定の基礎資料とすることとした。

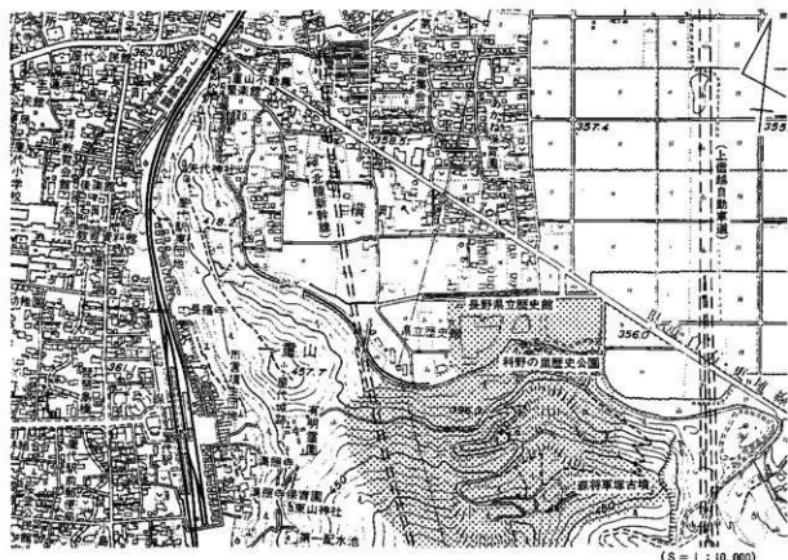


図4 科野の里歴史公園全体図

二 調査の組織

本調査の実施にあたっては、考古学・歴史学・城郭史などの分野の専門家に調査指導を依頼し、指導委員会（座長 峰岸純夫（東京都立大学教授））を設けた。この指導委員会の指導や検討に基づき、それぞれの調査を担当し実施した。

また発掘調査は、市教育委員会が直接実施し、地形測量は測量業者に委託して行った。調査の事務は、市教育委員会社会教育課文化係が担当した。

調査主任	矢島宏雄 更埴市教育委員会社会教育課文化係員
調査員	佐藤信之 更埴市教育委員会社会教育課文化係員
調査参加者	小野紀男 更埴市教育委員会社会教育課文化係員
調査協力者	猿渡久人 大井操子 金井順子 小林千春 大林昌子 小林芳白 高野貞子
（発掘調査地 土地所有者）	市川 泉 中島つるよ 中島 勝 水上泰宗 市川 豊 宮崎恵子 村山 豊
調査協力者	溝照寺 長福寺 更埴市土地開発公社
（古文書所有者）	若林恵子 若林茂里生
調査協力者	市川 泉 中島つるよ 中島 勝 水上泰宗 市川 豊 宮崎恵子 村山 豊
調査協力者	溝照寺 長福寺 更埴市土地開発公社
調査協力者	若林恵子 若林茂里生
調査協力者	（古文書所有者） 森咲 稔 更埴市文化財保護審議会委員 井原今朝男 長野県立歴史館専門主事 三島正之 中世城郭研究会 小島道裕 國立歴史民俗博物館助教授 千田嘉博 富山大学助教授 前川 要 市川隆之 （財）長野県埋蔵文化財センター調査研究員 遺物指導 市川隆之 報告書印刷 信毎書籍印刷舗 委託業者
事務局	下崎 嶽 更埴市教育委員会教育次長 山崎芳之 更埴市教育委員会社会教育課長 下崎雅信 更埴市教育委員会社会教育課文化係長 矢島宏雄 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 佐藤信之 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 小野紀男 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 地形測量 晴光陽測量
事務局	安藤 敏 更埴市教育委員会教育次長 下崎 嶽 更埴市教育委員会社会教育課長 山崎芳之 更埴市教育委員会社会教育課文化係長 下崎雅信 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 矢島宏雄 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 佐藤信之 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 小野紀男 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 地形測量 晴光陽測量
事務局	安藤 敏 更埴市教育委員会教育次長 下崎 嶽 更埴市教育委員会社会教育課長 山崎芳之 更埴市教育委員会社会教育課文化係長 下崎雅信 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 矢島宏雄 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 佐藤信之 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 小野紀男 更埴市教育委員会社会教育課文化係員 地形測量 晴光陽測量

三 調査の経過

(一) 全体

本調査は、平成五・六年度の二箇年度にわたり実施したものである。平成五年度は地形測量と地表踏査に重点を置き、平成六年度は地形測量と発掘調査、さらに古文書調査も併せて行い、二箇年にわたる調査の報告書を作成し、本調査は終了した。

本調査費用は、国宝重要文化財等保存整備費国庫補助金（總事業費の五〇%）、文化財保護事業費補助金（總事業費の一五%）を受けて、更城市が總事業費一千円の三・五%を負担して実施した。

(二) 平成五年度調査

本年度は、事業実施の決定を受け、まず関係土地所有者のみなさんに協力をお願いした。調査対象地は、一四町と広くほとんどが民有地であるために、関係土地所有者も多数であった。幸いにも調査の協力が得られたので、早速調査指導委員会を開催した。調査実施計画を具体的に検討いただき、本年度は細張調査と地形測量に重点を置き着手することになった。

まず、細張調査は三島正之委員が担当され、木の葉が落ちた一二月に栗代城全体の網張図の作成が開始された。この網張図を基に地形測量を業者委託のうえ実施した。地形測量は、栗代城全体を対象として、本年度は主郭を中心とした一重山の南側について行った。対象地域内に永久埋設杭を設け、等高線開拓五〇%、縮小比百分の一の地形図を作成した。

また、小島道裕委員により「諏訪家文書」に記載されている「桑原耕」を中心

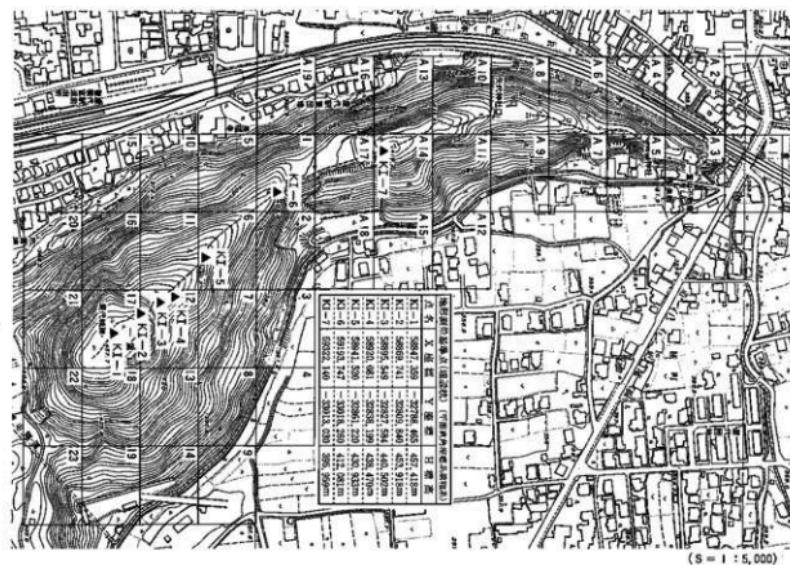


図5 地形測量実施範囲図（平成5年度1～23 平成6年度A1～A18）

(二) 平成六年度

本年度は、二箇年事業の最終年度にあたり、発掘調査・古文書調査を中心に行い、また残りの地形測量も実施した。さらに、こうした調査成果は、各調査担当者によってまとめられ、本報告書として刊行した。

発掘調査は、猛暑の八月一日から九月二日の一箇月間実施した。記録的な猛暑の中での発掘調査は、当初計画したように進展しない面もあつたが、新たな塹が検出されるなど成果をあげることができた。調査後半の八月十九日には、石井通国立歴史民俗博物館長による現地指導をいただき、また八月三〇日には、指導委員会による現地検討会が開かれ、問題点や補足調査の指導を受けた。その指導事項に基づき、4トレンチの先にサブトレンチを設けて土橋の確認調査を行う一方、併行して調査区の埋め戻しを行い、九月一日には機材の撤去も済ませ発掘調査は終了した。

古文書調査は、峰岸純夫・井原今朝男両委員を中心市内の調査拠点次氏宅に所蔵されている「調訪家文書」について、八月三〇日と九月一四日の二回にわたりて調査が行われた。関係文書の写真撮影にあたっては、長野県立歴史館と共同で撮影が行われた。

また、三島正之委員による繩張調査は周辺山城にも調査対象を広げ精力的に行われ、小島道裕委員による城下町調査は市役所保管の地籍図や公園など関係方面についても細密な調査が実施された。

一連の調査が進む中、一一月一二三日には、発掘調査により出土した遺物について、前川要富山大学助教授を迎えて検討会を行い、出土遺物の年代比定がなされた。

こうした調査所見は、指導委員会において検討され、報告書執筆分担も決まり本報告書にまとめられた。
(矢島宏雄)



図6 発掘調査現地検討（2曲輪塹）

第二章 屋代城跡の調査

第一節 繩張り調査

する要の位置にあることがわかる。佐久・上田方面から北上する道は、必然的にこの城の直下を通り、松本方面から猿ヶ馬場峠を越えて善光寺へ向かう道は、この城の西北で千曲川を渡河している。そして、屋代田んぼの美田地帯は、ここに城を築くことによって、嚴重に保護されることになる。以上のように屋代城は、交通路や生産基盤の確保など、中世城郭としての諸条件を満たした格好な場所に立地しているといえよう。また、屋代城の築かれた一重山は、比高はさほどではないが、更埴市の中野部のどこからでも、目に入る象徴的な山容の山である。

一 屋代城の立地と構造

(一) 屋代城の立地

屋代城は、JR信越線屋代駅の東側に聳える一重山の山頂を中心、築かれている。屋代城の築かれた一重山は、有明山から北方に突き出した鳥の嘴状の形をした尾根であるが、有明山との間に大きな鞍部が形成されているため、なれば独立した山容を呈している。一重山の山頂は、有明山との鞍部に接しており、そこから北の平地に向けて、瘦尾根が約五〇〇尺の長さで突出する。一重山の山頂は、標高四五五尺、西側の屋代駅付近との比高差は約九〇尺で、西側斜面は急傾斜、東側斜面はやや緩傾斜となる。現在、一重山は前述の大規模に削られ、旧状が付近と北方に延びる尾根の中間部が、土砂採取のため大規模に削られ、旧状が著しく損なわれている。

一重山の山頂に立つと、西側には千曲川を挟んで、猪苗代・姨捨方面の山並が、東側には南から北に向て広がる水田地帯（屋代田んぼ）が望まれる。また、南側には戸倉・坂城方面の千曲川狭谷地帯が、北側には大きく東へ蛇行する千曲川の対岸に、川中島とそれに続く広闊な善光寺平が展望できる。地図上で、これらの方向と屋代城の位置を照合すると、屋代城は、これらの方面に對

(二) 屋代城の構造

屋代城の構造は、この城が前述のように南北に細長い尾根状の一重山に占地しているため、かなり特徴的であるといえる。この城の繩張は、一重山の山頂に主郭を置き、北方に延びる尾根上に曲輪や堀切を配していく形式がとられるが、尾根の先端までの距離が約五〇〇尺と長いので、途中様々な防衛的施設が講じられている。特に、北方に延びる尾根は、途中の小鞍部（採石のため改められている）によって、その北側に小さなビームが形成されており、その上から尾根の先端にかけて独立性の強い防衛施設が存在する。説明の便宜上、一重山の山頂の主郭を中心とする遺構群を「主郭部」、小鞍部より北側の尾根上の遺構群を「北方尾根部」と呼称し、それぞれに分けて説明を加えることにしたい。

(三) 主郭部

主郭部は、山頂に設けられた主郭と、山頂から北に下る尾根上に配置された數箇所の曲輪と、それらを隔離する堀切などからなる部分、東・西側の斜面上に無数に存在する削平地や堅削からなる部分に大別される。前者を「山上遺構」、後者を「東西山腹遺構」と呼称し、説明を進めることにしてよい。

山上遺構 一重山の山頂は、東西約三五尺、南北約六五尺の横円形の空間で、これらの方向と屋代城の位置を照合すると、屋代城は、これらの方面に對

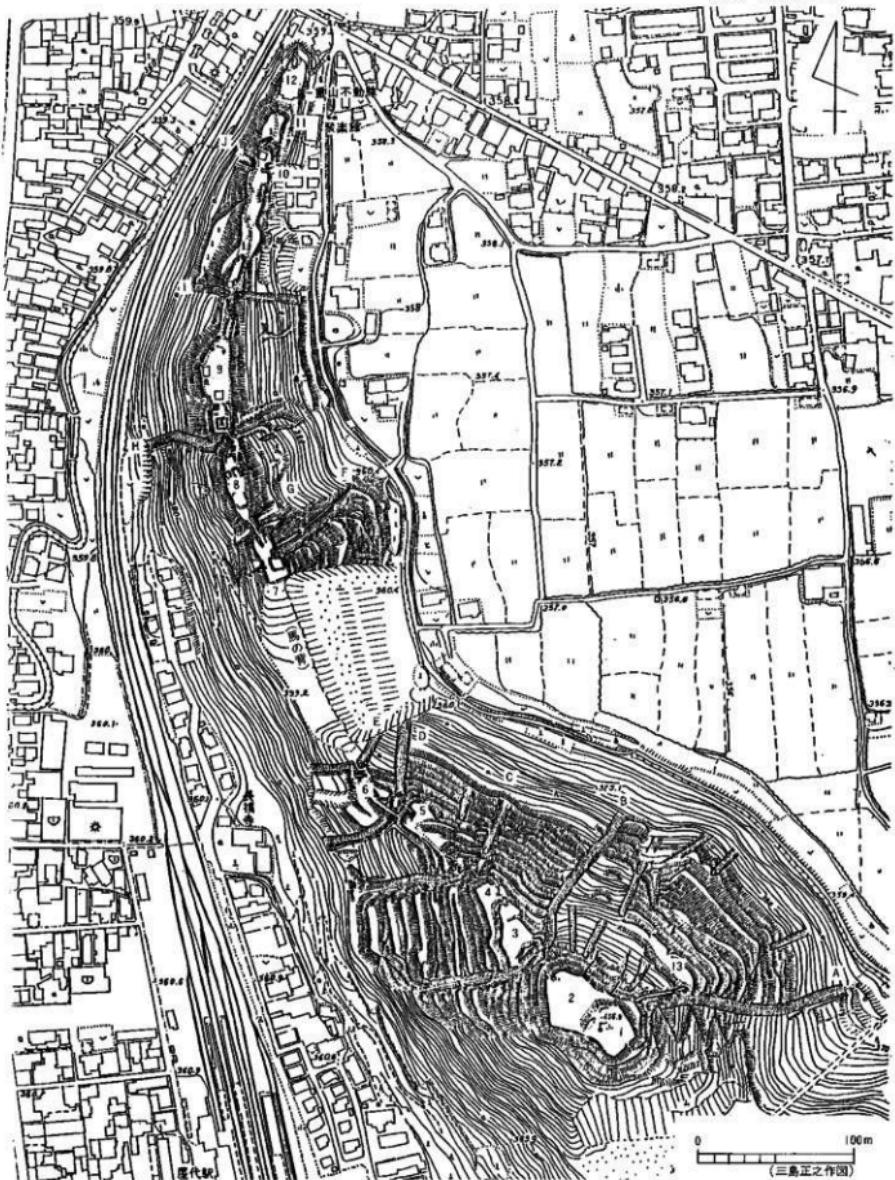


図7 屋代城全体縦張図

ており、南側が高くここに主郭である1曲輪が置かれ、北側の低い方に火位の

2曲輪が置かれている。1曲輪は二五尺四方の方形に近い形の曲輪で、周間に土塁は存在せず、2曲輪や南面と連絡するための虎口の存在も確認されない。

これは下段の2曲輪や、その下方の山上部諸曲輪にもいえることだが、どうやら昭和二十年代までの耕地化に伴い、曲輪上にはかなり手が加えられているようだ。そのため、1・2曲輪の周囲の土塁や連絡用の虎口は、もともと存在しなかったと考えるより、その時の改変によって失われたと考えるべきであろう。現在1曲輪の2曲輪に接する北側に、マウンド状の高まりがあるが、これはかつて存在した土塁の残穴であると思われる。

1・2曲輪の周囲には現在、石垣が断片的に残っている。特に1曲輪の西側は遺存度が良好で、一〇一—一〇三号位の小石を四一五段、目地を揃えて垂直に、積んでいる。この石垣は一見したところ城の石垣ではなく、後世の構築のように見受けられるが、この地域の他の山城にもこれと類似した石垣が存在するので、城の遺構ととらえて差し支えないだろう。この石垣に使用されていたと思われる石が、主郭部直下に散乱しているので、かつて1・2曲輪の城壁は、總石垣張りであったことが想定される。ただし、石の大きさや石垣の高さから、鐵豈城跡に見られるような壮大な高石垣とは趣を異にしていたようである。

1曲輪と2曲輪との間は、現在緩やかなスロープとなっているが、今回の発掘調査により、この間に空堀が一条検出された。この空堀は、1曲輪直下に掘られ、1曲輪と2曲輪とを明確に区分しているが、発掘調査の所見で詳述するように、明らかに掘り直しの跡が確認できた。最初の堀は、1曲輪の切岸の直下に箱型状に掘られ、後の堀は切岸直下から一拍置いて2曲輪側に、やや薙ぎ下に箱型状に掘られている。二つの堀の時期差は明らかではないが、この堀の検出によつて、1曲輪と2曲輪が区画されていたことと、主郭部内に改修の手が加えられていたことがわかつただけでも貴重である。なお、この堀は最近の開墾時

に埋められたのではなく、どうも廢城時の破却に伴って埋められたらしい。

2曲輪の北側は急傾斜となり、その直下に堀切Bが設けられている。堀切Bは、2曲輪と3曲輪を隔てる堀切だが、地山を深く掘り込まず、3曲輪側に高い土塁を設けて、深さを調節している。外側の土塁上からこの堀の深さを計測すると、約二尺ほどであるが、発掘の結果現在の堀底よりさらに、約一・五尺ほど深いことがわかった。そうなると、2曲輪上から堀底まで一〇尺に近い高低差となり、堀切Bは基準線としてかなり強固であることがわかる。この堀切の両端は、規模の大きな豊堀となり、両方とも北側に弧を描きながら下りていく。特に東側の豊堀は長大で、約一〇〇尺にわたって東側斜面をえぐっている。

3曲輪は、東西約一〇尺、南北約四五尺の規模をもつ曲輪で、途中段差があり、南北二段となる。4曲輪は、3の西北面をカバーする腰曲輪状に設けられている。3・4曲輪共に、主郭部と同様に土塁や虎口の痕跡は見あたらない。3・4曲輪の両側の斜面には後述するように、無数の削平地群が存在する。4曲輪先端の虎口状通路を出て下ると、堀切Cが設けられている。堀切Cはやはり両端が豊堀になつておらず、4曲輪上から堀底まで現在約四尺の深さがあるが、ここも発掘の結果さらに一・五尺深いことがわかった。特に発掘調査の結果で注目しなければならないのは、現在堀切Cに土橋が架かり、これを渡つて斜めに登り4曲輪に至る道があるが、これらは城の存立當時存在しなかつたということである。つまり、現在使われている土橋と道は後世、おそらく山上部を開墾した時に造られたことになる。そうなると、下方の5曲輪方面から4曲輪へ登るルートの設定が難しくなる。堀切Cの対岸から直接4曲輪の先端へ木橋を架けることも考えられなくはないが、それだと両者間の高低差が問題になつてくる。山腹の削平地のどれか一つを通して、連絡を取つていたのだろうか。疑問は残るが、現在のルートが当時の登城ルートと異なつていたことを確認できただけでも、今回の発掘調査成果は貴重であるといえよう。

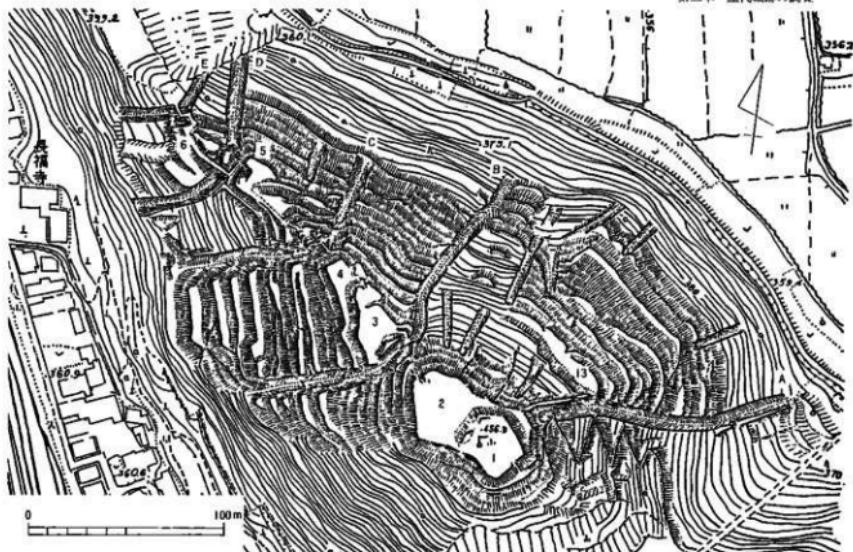


図8 屋代城主郭部構造図

堀切Cの北側の尾根上は、緩やかな下りとなり、その上には細かく不規則な削平地が数段築かれている。その最下段の5曲輪は、比較的面積の広い曲輪で、先端に耕形状の開口部アがある。現在の道は、この開口部アを通り、切岸を斜めに下り、堀切Dに架かる土橋を渡っている。開口部アと土橋は前述の堀切Cの土橋と同様に後世の開設と考えることもできる。しかし、この部分の発掘調査の結果、耕形状の開口部アを当時の虎口とする確定は得られなかつたが、堀切Dに架かる土橋は当時のものであることが明らかになった。そうなると、土橋に繋がる開口部アは、城の虎口と考えてもいいのではないか。長野県の山城には、これに似た耕形状虎口の類例がよく見かけられるので、その蓋然性は高くなつてくる。

堀切Dの北側は、やはり不規則な削平地が連なり、3—5曲輪のように一定のスペースをもつた曲輪は存在しないが、この部分を仮に6曲輪としよう。6曲輪は、曲輪としての機能より、むしろ登城路を保護するためのスペースと考えた方がいいかも知れない。この曲輪の北端 堀切Eに接して小さな土塁があるが、これは堀切Eに架かる土橋を渡って城内に入る道を直進させないための、いわゆる「罠の土塁」ではなかろうか。ただし、この部分は今回発掘調査されなかつたので、この土塁や堀切Eに架かる土橋が当時のものであったかどうか、すぐには判断がくだせない。堀切Eは、B—Dの堀切と同様、両端が弧状の堅堀となつてゐるが、小規模である。この堀切を越え尾根を下りていくと、すぐには「北方尾根部」との間の小鞍部に達する。そのため現状では、堀切Eが主郭部の北方に対する築括りの堀といふことになる。

以上のように山上遺構は、比較的面積の広い曲輪と、それらを隔離する形で設けられた深い堀切によって構成されている。発掘調査の結果、埋まつたいた空堀が検出されたり、現存する堀切もさらく深かつたり、全体的にこの部分は、より嚴重な防御線によって防備されていることがわかつた。特に注目されるのは

は、当時の登城路が、単純に現在の道と同じルートをとつておらず、一部曲輪間の連結方法の不明な箇所が存在することである。これは、当時の山城内の動線を考える上で、重要な鍵となることだろう。

東西山腹遺構 前述のように、屋代城の主郭部の東と西側の斜面上には、おびただしい数の削平地や、豎堀の遺構が確認できる。削平地とは、字のごとく山腹の傾斜の緩やかな部分を削って造られた平坦地のことといい、腰曲輪、帯曲輪、段郭などと呼ばれたりする。

屋代城の削平地は、一般的な県内の山城と同様に、小規模で不整形なものが、不規則に密集して築かれており、削平地群と呼ぶにふさわしい。ただし、後世の山中の開墾、特に桑畠等で山腹を利用する時に、城の削平地と類似した平坦地が造られる場合があり、城の遺構かどうか判断に迷うことがある。一重山は、前述のように山頂まで、後世の耕地化が進められたので、当然これら削平地にも桑畠等の耕作の手が加えられたであろう。それが城の遺構で、後世の畠の段なのか、現状で判断は難しいが、後述するようにこれらの大部分は、耕地化により多少の変遷はあるものの、基本的に城の遺構と考えて差し支えないようと思われる。それでは、削平地群の実態を東西の斜面に分けて見ていく。

西側斜面の削平地群 西側斜面の削平地群は、2・3・4曲輪の直下から始まり、豎堀B・Cに沿った形で、およそ二十数段が配置されている。それぞれの曲輪の幅は、二~五尋内外で、曲輪2下のものは、豎堀Bを挟んで、それぞれ対照して配置される。3・4曲輪下の削平地は面積のかなり広いものがあり、削平面が整いすぎるので、耕地化に伴い改変が行われた可能性も考えられる。しかし、これらは豎堀B・Cに両側面を守られる形で配置されているので、城の遺構である可能性は高い。

東側斜面の削平地群 東側斜面の削平地群は、1・2曲輪下と3・4曲輪下のものがあり、3・4曲輪下の削平地は、西側斜面のものと同様な場所に配置さ

れているが、1・2曲輪下の削平地の配置場所は、少々異なっている。それは、前者が山上の曲輪の直下から築かれているのに対し、後者は1・2曲輪から斜面をかなり下った位置より下方に築かれている点であろう。1・2曲輪東下の削平地群は、このように山上の曲輪と離れているので、それらとの有機的結合が希薄なように感じられる。また、これらの削平地群は、配置法が規則的ではなく、個々の削平地も不明確である。このため、この削平地群が城の遺構ではなく畠の段ではないか、という疑問も生じる。しかし、1・2曲輪東下の地形をみると、山上から削平地群までの間は急傾斜で、削平地群の築かれた周辺より下が緩傾斜になっている。つまり、削平地群の築かれた場所は、城の防御上不利な地形の上にあることになり、ここにこのような防御施設が設けられることは、至極妥当な措置ということになる。長野県の山城で、このように斜面の途中から削平地群が始まるケースは、よく見られるので、これらが城の遺構である可能性は高くなる。それにこの削平地群は、豎堀AとBにその両側面を保護される形になっていたり、隣所に側面を向める小さな豎堀が設けられているので、城の遺構の可能性はさらにも高まる。西側斜面の削平地群の方が規則的で、整然と配置されているのに対し、東側斜面の削平地群の方が不規則で、個々の削平地が不明確なのも、むしろ前者の方が耕地化により改変され整えられたのに対し、後者の方が存立当時の削平地の状況をよく残しているとみるべきかもしれない。ちなみに、今回の調査で、東側斜面の削平地群のうちの削平地13が部分的ながら発掘調査された。断片的な発掘なので、建物址や構築等は検出されず、この上が當時どのように利用されていたのか判断できなかったが、内耳鏡等で遺物の出土によって、この削平地を含めた削平地群全体が、城の遺構である蓋然性は高まつた。

前述のように、東側斜面上には、小規模な豎堀が、削平地群の側面を防御したり、敵兵の斜面上の横移動を阻止するように設けられている。これらの豎堀

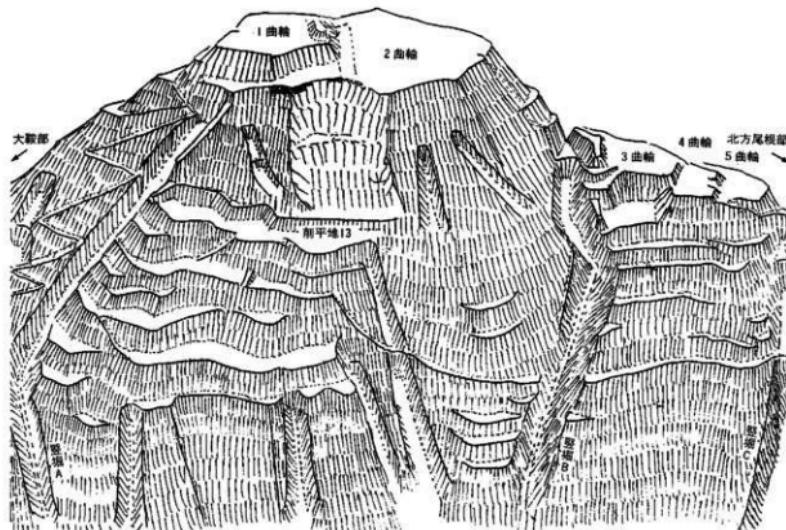


図8 削平地群鳥瞰図

(三島正之作図)

は、みな斜面の途中から始まつておき、山上の堀切とは連結していない。これらの堅堀の中で最大の規模をもつ堅堀Aは、1曲輪東下に端を発し、大きく弧を描きながら、約一三〇mにわたって東斜面をえぐり、ほぼ山裾まで達している。この堅堀によって、東側斜面の削平地群は、城外である南方尾根続きの斜面上と完全に隔離されてしまつてゐる。堅堀Aは、現状で約一・五mの深さがあるが、削平地13付近での発掘調査の結果、深さは存立当時と現状とで余り差異がないことが認められた。

以上のように、東西山腹遺構は、削平地群とその側面を固める堅堀によって構成されている。削平地群は、後世の耕地化により一部変更を受けた形跡もあるが、基本的には城の遺構と考えて、差し支えないだろう。削平地群によつて、城の東西斜面はより切り立つた状態となり、この方面に対する防御効果は格段に増強された形になつてゐる。ただし、削平地群は前述するよつて、山上遺構の堀切や虎口などと、構築年代にかなりの差異があるようと思われる。

南方尾根続きの防衛 屋代城の主郭の置かれた一重山の山頂と、南方の尾根続きとの間には、前述のよつて大鞍部が存在し、有明山と一重山を大きく切り離している。この大鞍部によつて隔離されているとはいゝ、城の南方は尾根続きであることに変わりがなく、比高の高い有明山から逆落して迫り来ることが想定される敵の攻勢を、城郭としては最も警戒しなければならない。そのためこの大鞍部付近には、堀切等の厳重な遮断線を構築する必要がある。しかし、目前で述べた通り、現在この大鞍部付近は、近年の採石によつて旧来の地形が大幅に削られ、ここに存在したであつう防衛遺構は完全に消滅してしまつてゐる。その尾根上に、大堀切をはじめ大小六条の堀切が設けられ、その間に、かなり

の面積をもつ曲輪やいくつかの小さな曲輪が存在したことになつてゐる。このようす、やはり南方尾根城には相当嚴重な防御線が設けられており、その存在は昭和二年に撮影された空中写真によつて裏付けられる。この写真には、南方尾根城の大堀切やその他の防御線が明確に写し出されている。

以上で主郭部の遺構を眺めてきたわけだが、この部分は既述のように、山上遺構と東西の山腹遺構とに大別されている。前者の方は、部分的に耕地化による改変もみられるが、広い曲輪・深い堀切・石垣・虎口によつて構成されており、山城の遺構としては極めて残存度が良好といえる。後者の方の削平地群は、かなり耕作の手が加えられ、畑の段と識別が難しい部分もあるが、東側斜面の削平地群のように比較的旧状が保存されていると思われる箇所もある。また、斜面の途中から派生する堅堀の保存状態も良好である。先にも少し触れたように、その構築状況からみて両者の間には、建築年代に差があるのではないか、という問題が生じてくる。(つまり、主郭部の遺構は、一時期に築かれたものではなく、數度の改修によつて形造られたのではないか)、という問題である。この問題は尾代城の成立を考える上で、非常に重要な問題になると思われるのでも、他の山城の事例等とも照合しながら、後ほど考えてみたい。

(四) 北方尾根部

主郭部の最北端の堀切Eを出て尾根を下ると、北方尾根部との間の小鞍部に達する。この小鞍部は、「馬の背」と呼ばれ、採石により削られる以前は、現在よりも約一〇〇mほど高い瘦尾根であつたらしい。この馬の背上には、主郭部と北方尾根部とを分かつ、堀切等の防護壁がかつて存在したことを想定することができるが、前述の繩張にこの部分の記載はない。また昭和二年撮影の空中写真からそれらの存在を読み取ることもできない。そのため、以前この馬の背の尾根上が、防護壁の有無を含め、どのように利用されていたのか、現在ではうかがい知ることができない。

小鞍部の北側は、小鞍部より約二〇m高くなり、ここに一つのビーグルが形成されている。このビーグル上には、かつて御岳神社が祀られていた平坦面が存在し、ここに7曲輪が置かれている。小鞍部が削られる以前に7曲輪は、もう少し南に張り出す、比較的面積の広い曲輪であったと思われる。曲輪の中央部東側に櫓台状のマウンド(「重山御岳神社古墳」)が存在するが、この北下には東側から堅堀Fがくいく込んでいる。7曲輪の西側にも、堅堀Fと対になる堅堀の残欠が見られるので、現在は埋没しているが、両方の堅堀をつなぎ、7曲輪を区分する掘切が以前は存在したものと思われる。7曲輪の東側、櫓台状マウンドの直下から山裾にかけて、主郭部に見られたものと同様の削平地群が設けられている。この削平地群の一一つはかなり小規模で、その総数は十数段位およびぶ。7曲輪の東側は緩斜面で、小さな尾根が派生しているので、その防備を固めるために削平地群が設けられたのだろう。この削平地群の側面を防衛するため、両脇に堅堀が設けられているが、特に北側は前述の堅堀Fが尾根上を深くえぐりながら下りていき、削平地群を北側から嚴重に保護している。7曲輪の北端、堀切Gに向かつて虎口状の開口部が存在するが、それに通じる堀切G上の土橋を含め、これらが城の遺構かどうか明らかでない。なお、堀切Gは、両端が堅堀となつてゐるが、両方の堅堀とも極めて短い。

堀切Gの北側の尾根上の曲輪は、かつて広告塔に使用された鉄塔が立つておらず、曲輪内は余り整形されていない。中央部が虎口状に開口した土塁が曲輪内にあるが、これも城の遺構かどうか判断がつかない。8曲輪の先端を下ると、堀切IIの堀底に達する。堀切IIは、両端が堅堀となり、特に西側の堅堀は規模が大きく、湾曲しながら斜面を大きくえぐっている。また、東側の堅堀は、二重堅堀となり、斜面上の移動をより困難にしている。

堀切IIを越えたところに、矢代神社の社殿が建つてゐる。この社殿を南端にして北方約六〇mまでの範囲に広がるのが、北方尾根部最大の面積をもつ9曲

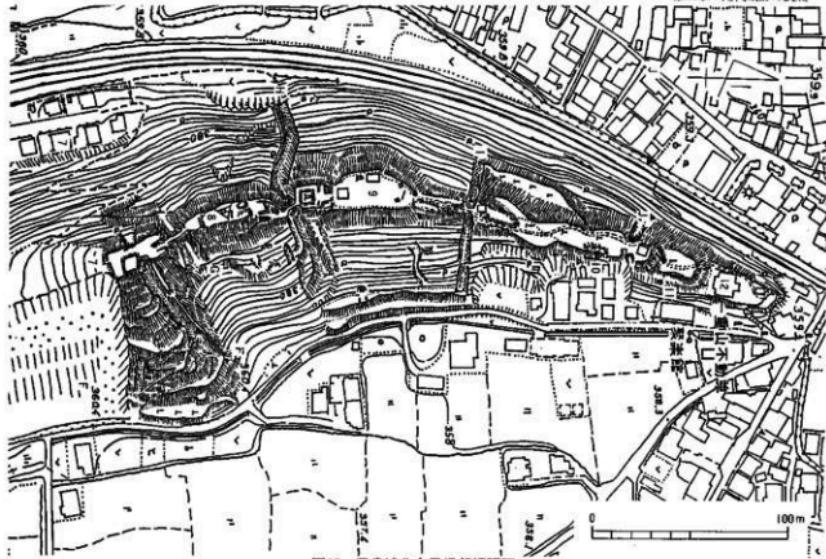


図10 用代城北方尾根部堀張図

輪である。9曲輪は、山輪内に土塁や虎口などの遺構を認めることはできないが、かなりまとまった面積をもつ曲輪なので、当時は様々な用途に利用されたことであろう。

9曲輪から尾根を北に下ると、道の両脇が掘切になっているのに気付く。これが堀切Ⅰで、小規模ながら両方とも堅堀となっており、東側の堅堀は長く山裾近くまで延びている。堀切Ⅰの北側は、平坦地が続くが、墓地等に利用され旧状が改変されてしまっている。ここを仮に10曲輪とする。曲輪10の西下に現在墓地となる平場が一段落かれていて、これも城の遺構かどうかわからぬ。10曲輪の北側先端部に、極めて規模の小さい堀切Ⅱが設けられている。堀切Ⅱは、この城の最北端の堀切となる。

堀切Ⅱの北側は、下りとなり、11・12曲輪の平坦地が置かれている。現在一重山不動尊の堂宇の建つ12曲輪が、屋代城最北端の曲輪で、一重山の北方に突出した尾根の先端部にある。この曲輪からは、北方の監視や尾根直下の通行を直接遮断することができる。

以上が、北方尾根部の遺構の状況であるが、その中で気付いたことに少し触れてみよう。まず、占地された地形が主郭部に比べ瘦尾根であるため、それぞれの曲輪や防衛線が小規模であることがあげられる。このように、北方尾根部が全体的に小規模なのは、この部分が主郭部に従属し、単に地形処理のみを目的として築かれためだと説明することができる。しかし、小規模とはいえ、北方尾根部は、ピーカ上に置かれた7曲輪を中心、独立した小城郭を形成しているようにも思われる。7曲輪の櫓台のマウンドやその東下に展開する削平地群の存在からも、この部分が独立した城郭の体裁をとっていたことがうがえる。だが、この部分を主郭部から完全に独立させるためには、主郭部に対する南側に防衛線が構築されねばならない。しかし、この方面の小鞍部一帯は、既述の通り採石のため大範囲に旧状が損なわれてしまっている。そのため、

北方尾根部が、主郭部に対する立場をとっていたか、現状からは判断のしようがない。しかし、状況からして、北方尾根部が主郭部から完全に独立していたとは考えにくい。むしろ、小一ヶ月の曲輪に戦闘指揮所の機能を分掌させ、主郭部からは目の届きにくい尾根の先端方面の警戒にあたらせていたと考えた方がいいだろう。ただし、主郭部と北方尾根部が同時期に構築されたのか、構築時期にずれがあるのか、ここですぐに判断はくだせない。

二 屋代城の構築時期とその築城者

(一) 屋代城の構築の特徴

前項において、屋代城の構築を概観してきたわけだが、次にその過程において得られたデータを基に、屋代城の構築年代やその築城者を考えてみることにしたい。その前に、屋代城の構造上の特徴をもう一度確認して、遺構説明の中で触れた問題点を整理してみることにしよう。

屋代城の特徴として考えられるものを列挙すると、次のようになる。

- ① 主郭から尾根の先端にかけて五〇〇ばかり長い範囲を城域としている。
- ② 尾根上に強力な防護線を、いくつも構築している。
- ③ 山腹に削平地群が存在する。
- ④ 枝形状の虎口が存在する。
- ⑤ 主郭部に石垣が設けられている。
- ⑥ 北方尾根部がやや独立した形状となっている。

以上①～⑥の特徴を検討すると、屋代城について以下のことが推測されるのではなかろうか。まず、城域の問題だが、屋代城のようす南北約五〇〇ばかりの城域を有する山城は、更埴市内には他に存在しないし、県内でもこれほどの規模をもつ山城はそう多くはない。小笠原氏の林城（松本市）や村上氏の萬尾城（坂城町）などの戦国大名クラスの山城にはおよばないが、それに準ずる位の

規模を屋代城は有している。つまり、屋代城の築城者は、戦国大名に準ずる地位、即ち国人領主クラスの勢力を持つ者、という推定が可能になるわけである。次に、②の尾根上に設けられた防護線＝堀切の存在だが、これらは一般的な山城に見られる普遍的な防御遺構で、この城のみの特徴とはいがたいが、屋代城の堀切は規模の大きなものが多く、連結する堅堀も壮大である。また、尾根上の要所を締める形で、一〇本近い堀切が配置されていることからも、防御の厳重さがうかがえる。このように、嚴重な防護線が設けられるに至った背景には、この城を覆っていたと思われる軍事的緊張の存在が指摘される。

③の山腹の削平地の存在だが、この遺構は、長野県内の山城に普遍的に存在しており、かつて筆者は、この遺構が一五世紀中頃から一六世紀中頃の山城を代表する遺構である可能性が高いと論じたことがある。なぜ、この遺構が一五世紀中頃から一六世紀中頃のものなのか、明確な根拠はないが、ただ前述の尾根上の強力な防護線や、後述の石垣、虎口などと対比した場合、削平地群の遺構は余り整然としておらず、古く位置付けられるからである。これは、今回の調査で、東側斜面の削平地13から、その時期を特定する遺物が出土したことにより、その可能性が高まつた（もちろん、その遺物は元来この削平地上にはなく、上方の曲輪から流出した可能性があり断定はできないが）。もし、削平地群の遺構が、その時代を示すものであれば、屋代城が一六世紀以前に成立していたことを裏付ける有力な物証となる。

④・⑤の虎口、石垣だが、これらは先に述べたように、削平地群などに比べて新しい遺構の可能性がある。その構築時期としては、これもかつて論じたように、戦乱が激化する一六世紀末が想定される。この時代、戦乱の激化に伴い、建築技術が飛躍的に向上するが、その先駆的で重要な例として、遮断線の徹底強化、虎口の複雑化、城壁の石垣化があげられる。遮断線の強化は、前述の通り、屋代城の尾根上において確認されている。虎口については、既述のように屋代

城の各曲輪が耕地化による改変を受けているため、明確なものが現存しない。

しかし、曲輪5の開口部アが虎口として認められるなら、これは折形虎口の形状をしているので、年代比定を行うための指標として利用できる。先に述べたように、この虎口に類似した折形虎口が、戦国末期に改修を受けたとみられる県内の山城に存在している。そのためもし、この開口部アがそれらの山城と同質の遺構であるとすれば、屋代城は戦国時代末期に少なくとも改修を受けたことになる。また、石垣についても同様で、戦国末期の改修を物語るものである。ただし、これも前述の通り、屋代城の石垣は、近畿地方を中心にして築かれた畿農系城郭の石垣とは明らかに異なる形状をしており、その影響を受けて築かれたとは考えにくい。

⑥の北方尾根部がやや独立した形状になっているのは、①の城域が長いことに由来している。つまり、遺構説明で述べたように、長い城域をカバーするため、この部分を半ば独立した形で構築したものと解釈できるのである。このようすに、一つの城中に独立した部分を設ける例は全国的によく見られるが、長野県内での類例はあまり多くない。そこで、これをこの城の特徴の一つに加えてもいいように思われる。問題なのは、主郭部と北方尾根部との間の構築年代にずれがあるのではないか、という疑問が生じていることである。つまりこれは、主郭部と北方尾根部のいずれかが完結した城として先に築かれ、後にもう片方が構築されたとする考え方である。この考え方、発想としては興味深いが、主郭部と北方尾根部の遺構を見比べると、どちらも同質の遺構なので、そこに時代差を読み取ることはできない。両者が別々に構築されたと考えるより、むしろ同時に構築されて完結したと考えた方が合理的ではないだろうか。

(二) 屋代城の構築時期と築城者

以上で、屋代城の遺構の特徴を検討してきたわけだが、その過程においてこの城の構築時期や築城者をうかがわせるデータが、いくつか提示されてきたよ

うに思われる。ここで、これらのデータを基にして、この城の構築時期や築城者について考えてみることにしよう。

中世城郭は、陣城のような臨時築城の場合を除いて、一時期の構築のみで現存する遺構のような姿となるわけではない。城の存立期間が長ければ長いほど、その城には改修や補修の手が加えられ、最終的に現在見られる姿となって完成されるわけである。施される改修は、その時代の軍事的要請に基づき様様な形で行われるので、構築当初と廃城段階とでは城の構造が一変してしまうことがある。屋代城は、規模が大きく、遺構が複雑な状況なので、城が削減されながら廃城に至るまで、改修や補修の手が幾度となく加えられた可能性が高い。

屋代城の構築と改修の時期を知るために有力な手がかりとしては、削平地群と尾根上の防護壁、虎口、石垣の存在があげられる。この内削平地群は、一六世紀頃以前から一五世紀中頃まで遡る遺構である可能性を指摘した。それに対し、尾根上の防護壁、虎口、石垣等は戦国時代末期の一六世紀中期以降の改修によるものと想定した。この際立てて対照的な遺構を比較検討することによって、一六世紀中期前後を境に生じた中世と近世の城郭の様相の変化を明らかにできるものと筆者は思っていた。そして、これを県内各地の事例をもとに試み、ほぼこの推論に確信がもてるまでに至った。しかし、この推論は多分に筆者の直感をもとに構成されており、科学的実証すら考古学的調査を踏まえてはいなかった。今回初めて、純粹な山城部分に対する学術発掘調査が、屋代城を対象にして行われたので、筆者としてはこの推論に明確な解答が与えられるものと期待した。

発掘調査の成果は、次節で詳述されているが、結果としては、主郭を中心とした発掘調査で、一五世紀を中心に一六世紀の中頃までの遺物が出土した。また前述の通り、削平地群の中の削平地13からも同様の遺物が出土している。つまり、屋代城は一五世紀段階において城として成立し、削平地群もその時期に

は存在したことになる。これで筆者の推論は、削平地群が一六世紀中期以前の構築であることに關して成立することになった。しかし、推論のもう一方の一六世紀中期以降の改修を裏付ける遺物は、残念ながら出土しなかつた。発掘調査の成果から考へると、屋代城は一五世紀のいつの時点であるかは明確ではないが、おそらく中頃には成立し、一六世紀の中頃にはその機能を停止していた、つまり廃城になっていたことになる。そうなると、尾根上の防御線や虎口、石垣なども、一六世紀中期以前の構築ということになり、筆者の推論の一方は成り立たなくなる。もちろん、この城に改修や補修はなされたであろうが、それはあくまでも一六世紀中頃までに行われたものであって、一六世紀末になされたものではないのである。

以上のように、発掘調査の結果から屋代城の構築時期は、一五世紀中頃に比定され、廃城時期は一六世紀中頃という結論に達した。これを、その当時の地域史に當てはめるならば、一五世紀中頃は、京都で起つた応仁の乱の影響が当地にも波及し、関東の争乱とも関連して当地域に、極度の軍事的緊張が招来された時期である。中南信の小笠原氏と、東北信の村上氏の抗争を軸に大小国人や土豪層の人々が入り乱れた争乱が、この時期に当地域を覆うことになるが、この争乱を契機に多くの山城が信濃国一円に構築されたことは、容易に想像できる。屋代城の位置は、東信と北信の境目にあたり、また、中信方面との交通路を監視できる要地にあるため、この時期に屋代城が構築された可能性はかなり高い。また、廃城の時期にある一六世紀中頃は、甲斐の武田氏の侵攻によりこの地域が制圧され、その領内に組み込まれる時期と一致する。つまり、この時期に屋代城は、武田氏の支配下に置かれるが、武田氏はこの城の城主が、このような規模の大きな城をもつことを望まず、破却を命じたということではないだろうか。また、戦国時代末期と考えられた尾根上の防衛線や虎口、石垣などによる改修も、実は武田氏の当地への侵攻以前に、それに備えて行われたとす

る推測も成り立つ。以上のように考へれば、構築、改修と廃城の時期は、発掘調査結果と照合してもつじつかうことになる。

次に、この城の築城者であるが、これはこの地域一円を支配する屋代氏以外には考へられない。もちろん、屋代氏が一時期附属したとみられる武田氏や上杉氏による改修も考えられなくはないが、現状の遺構から両氏の構築上の特徴が見出せないので、その可能性は極めて低い。屋代氏については、別節で詳しく述べられるので、ここでは省略するが、本城である屋代城の規模と構造からみて、同氏が一園領主としては、かなり強大な勢力を保持していたことがうかがえるのである。

以上のように、屋代城の構築、改修時期と築城者については、繩張調査と発掘調査によって明らかになってきたわけだが、筆者にはどうしても一つの疑問が残る。それは、屋代城が戦国時代末期の改修を受けなかつたこと、すなわち一六世紀中頃以降、戦国時代末期まで屋代城が使用されなかつたことである。一六世紀の後半は、周知のことと大名間の抗争が激化し、その紛争地域の周辺には、城郭が新規や改修を含め多数構築される。特に天正一〇年（一五八二）の武田氏と織田氏の滅亡後、当地域は北信四郡を支配下に治めた上杉謙信と松本の小笠原慶の争奪の地となり、極度の軍事的緊張に見舞われることになる。その中で、屋代城は、前述のように交通路を扼するため、この時の戦乱に利用されなかつたとは、どうしても考へられないのである。當時屋代氏を配下に加えた上杉氏は、川中島の南方警戒のため、是が非でもこの城を押さえておく必要があつたであろう。

以上のような確固たる政治情勢を踏まえて、この時期の改修を再度検討してみると、ことによろ。そのためには、屋代城のみの繩張をみてても進展がないので、この城の周辺の山城にも目を移し、その繩張の差異を比較検討して、この地域の山城の変遷を確認しておく必要がある。屋代城の周辺、更埴市内に

は、現在いくつかの山城が残っているが、その中で参考になりそうなものを取り上げて、その縄張を検討してみよう。

三 周辺の山城

(一) 佐野山城

佐野山城は、屋代城から千曲川を挟んだ西南約六尋、千曲川に注ぐ佐野川を遡った山中に立地している。城から西南に延びる佐野川の谷筋を登り詰めると、三和峠や聖峰を越えて、麻績方面に達することができるが、この道は猿ヶ馬場峠越えの間道にあたっている。佐野山城の占地する尾根は、北方から突出して、この重要なルートが平野に出る直前の場所に、立ち塞がついている。城の南面は岩盤の露出する断崖で、東西も切り立った急斜面となり、北方のみが登りの尾根続きとなっている。

城の占地する尾根の最高所には、瘦尾根をそのまま利用した細長い曲輪が置かれ、その北側の尾根続きに向けて浅い堀切が設けられている。堀切の北側の尾根続きは自然地形が続き、しばらく登っても防衛線が認められないで、この部分は城外と判定される。最高所の細長い曲輪の南方斜面を下ると、三〇×一五尋の、不整形の曲輪が存在する。この曲輪は、城内でも広い面積を有しているので、この城の主郭に相当する曲輪であるとみなされる。この曲輪の下には、小さな曲輪が数段残るが、さらにその下の南側斜面は、尾根の幅が広がり、斜面もかなり緩やかになる。この南側斜面上、幅約二〇〇尋の範囲にわたって、屋代城の山腹に見られたものと同様の削平地が數十段も築かれている。この削平地群の最下段の南下は、前述の断崖の崖縁となる。

佐野山城の縄張は、基本的に主郭の平坦地と、削平地群によって構成されており、堀切や堅堀などの厳重な防衛線や、土塁や巧妙な虎口は存在しない。堀切も、尾根続きに向かって一条設けられているが、規模が小さく、高度を増



図11 佐野山城縄張図

す尾根続きに対する防御としては手薄な感じがする。周囲を取り巻く断崖を要害に見立てて、それほど防御を強化する必要がなかったのだろうが、やはり山城としては脆弱な繩張である。佐野山城がこのように脆弱な繩張なのは、この城が一六世紀中頃以降の激烈な戦闘を経験する以前の、古いタイプの山城だからではないだろうか。しかし、天正一二年（一五八四）、上杉景勝に離反し、徳川氏のもとに走った屋代秀正が、一時期この城に拠ったことが、「歴代古案」に見えるので、あながち古い城だと決めつけるわけにはいかない。だが、屋代氏がこの城に拠ったのは、わずか数日間のようなので、この城に改修を試みる余裕はなかつたと考へるほうが妥当であろう。

（二）唐崎山城（朝日山城）

屋代城の東北約二・五キロ、屋代田んぼを隔てて向かい合う位置に、唐崎山城は立地している。唐崎山城は、市域の東縁に聳える天城から西方に突き出した尾根の先端に築かれており、その山上からは、眼下の千曲川を隔て川中島平が一望できる。

唐崎山城の占地する尾根上は、比較的面積が広く、正面と、主郭から南へ分歧する尾根上には、大ぶりの曲輪が數段配置されている。ただし、これらの曲輪上には、後世に開墾を受けた形跡があり、城の往時の姿を留めているとはいいくらい。主郭は、約三〇×四〇メートルの方形に近い形をした曲輪で、その西に段差を設けて次位の曲輪が置かれている。主郭の東縁には土塁が残存し、それに近接して「井戸跡」といわれる縄みがあるが、明顯な虎口は存在しない。

防御線としては、主郭の東側、尾根続きに三条（西方尾根上と南方尾根上に各一條ずつ堀切が存在するが、いずれも開墾のためその上部が埋められている）の中で、東方尾根続きに設けられた堀切はかなり幅が広いが、これは、城と東方尾根続きとの間の鞍部を堀切として利用したもので、それほど人の手が加えられていない。この堀切から約二〇〇メートルほど、東方の尾根続きを進むと、小



図12 唐崎山城縄張図

規模な堀切が一条設けられており、この東側が城外とみなされる。南方尾根上に堀切に接して、その内側の曲輪に構台が残っている。この構台を利用した虎口が、堀切の外側の曲輪との連絡用に設けられていたと思われるが、耕地化による改変で、その箇所も不明確な状態になってしまった。

以上が、唐崎山城の遺構の概要である。この城は、比較的面積の広い尾根上を利用して築かれているため、一つ一つの曲輪も大きく、前述の佐野山城などに比べて、かなりまとまった形状をとる山城といえる。しかし、耕地化による改変があるとはいって、曲輪間の有機的結合が希薄で、明確な虎口も存在しないので、合理的な築城思想に基づいて構築された山城とは考えにくい。それに、防御線による遮断が不徹底で、特に重要な東方尾根続きの防御は、三条の掘切を設けているとはいって、いずれも徹底した遮断線とはならず、甘さを感じられる。佐野山城のような削平地群は存在しないが、この城も一六世紀後半の改修を受けずに終わった城であるような印象を受ける。

(三) 小坂城

小坂城は、星代城の西方約四〇、千曲川対岸の篠山系の一角の尾根上に築かれている。小坂城の占地する尾根は、小坂山（標高六六〇m）から派出し、南方に向けて下っていくが、その先端部はピーコ状に小高くなっている。

この小高くなつたピーコ上に、主郭を中心として多数の曲輪が配置されているが、このピーコ上は近年まで果樹園等の耕地化により改変が加えられ、旧状がかなり損なわれている。主郭は、約五〇×二〇mの長方形形に近い形をした曲輪で、当時は土塁や虎口も設けられていたのだろうが、今はその痕跡すら見られない。しかし、石垣の残骸が、主郭のいたるところに残存しているので、当時は、石垣で固められていたものと思われる。なお、石垣の形状や、使用された石は、星代城の石垣との間に類似が認められる。主郭の載るピーコから、西方に向けて二本の支尾根が派出しており、その上に大小の曲輪と星代城・佐野



図13 小坂城縄張図

山城に見られたものに類似した削平地群が設けられている。これらの削平地の中には、耕地化に伴う段と紛らわしいものもあるが、おおむね城の遺構と考えて差し支えないだろう。

北方尾根続きに対する防備は嚴重を極めている。まず、主郭の直下に深さ約六尺に達する大堀切を穿ち、その北側の尾根上に、大小三条の堀切と、土塁をめぐらした二つの曲輪を設けている。三条目の堀切の外側は城外かと思われるが、さらにそこから高度を上げる尾根上に、計六条の堀切を設け、尾根上の通行を完全に遮断している。これらの堀切は、深いもので七・八尺にも達し、その遺構の範囲は、この尾根のつけねの小坂山付近まで続いている。

以上のように、小坂城は、主郭の西下の削平地群の存在によって、その構築時期は、一六世紀中頃より遡ることが考えられる。しかし、北方の尾根続きに対する防御態勢は、佐野山城・唐崎山城などに比べるかに徹底しており、かなり熾烈な攻城戦にも耐えられる構造になっている。おそらく、一六世紀中期以前に構築された城に、一六世紀中期以降改修が加えられ、このような堅固な城に変貌を遂げたのだろう。それは、主郭部に設けられた石垣によつてもうかがうことができる。

(四) 鷺尾城

屋代城から屋代田んばを抜んだ、東方約一・五里的位置に、鷺尾城の築かれ尾根が東方から突出している。この尾根は、東方に變える天城から南北方向に派出した尾根で、唐崎山城の占地する尾根と、約一里的距離で平行する形になっている。

この尾根の先端ピーク上に、約四〇×二〇坪の楕円形をした主郭が置かれ、その、西と南の直下には腰曲輪が一段設けられている。この主郭で注目すべきは、その壁面に積まれた石垣であろう。この石垣は、石英閃緑岩の平石が目地を揃えて積まれる形状で、主郭の西面と南面および腰曲輪の一部に、際立つて



図14 鷺尾城綱張図

良く遺存している。特に、西南角においては、一部崩落はあるものの、高さ約三尺の高石垣状をし、西南の山腹から尾根を伝って登ってくる者に対し、強い威圧感を与えていた。主郭の南面中央には、明確な虎口が設けられている。この虎口は、下段の腰曲輪から斜路を登り、左折して主郭に入る形となるが、虎口の右側に、石垣張りの櫓台が設けられ、この虎口の通過に強い規制を加えている。このように、随に櫓台を配する虎口は、鎌倉系城郭にもよくみられ、構形状はしないものの、新しさを感じさせる虎口である。主郭の東面には、これも石垣張りの土塁が遺存し、尾根続き方面から主郭を見透かされないように工夫されている。

この城の尾根続きに対する防備もまた、嚴重を極めている。主郭東下に、両端を堅堀にした深い堀切を、二重に連続して設け、尾根伝いに来た敵を主郭に近寄らせないよくな形がとられている。二重堀切の外側には、約二〇×一〇尺の曲輪を置き、その外側に三重の堀切を配している。三重堀切は、その南下で連続堅堀となり、斜面の横移動をも防止している。三重の堀切の東側尾根続きは、急速な登りとなり、それを登り切った標高五九尺のピーク上には、巨大な前方後円墳である倉科将軍塚古墳が築造されている。このように、尾根上に設けられた前方後円墳は、前方部と尾根とを切り離すため、堀割を設けるが、その堀割は深く凌漢され、城の堀切として利用されている。そのため、この堀

切は深さ約八尺にも達する、異様に規模の大きい堀切となっている。もちろん、この堀切の内側の前方後円墳も削平されて、曲輪として利用されている。さらにこの堀切の東側約五〇尺の地点の尾根上にも、まるでだめを押すように最終の堀切が設けられている。

城の占地する尾根の先端から、南北に支尾根が派出している。南北の尾根上には広い削平地が数段存在するが、後世の開墾を受けたよう、そのまま城の遺構とみるわけにはいかない。北の尾根の下方先端付近には、例の削平地群が

存在する。この削平地群は、今まで見えたものと同質なものだが、山上の主郭からは遠く隔てており、相互間の有機的な関連性は認めがない。

以上のように、鷺尾城は「三の曲輪」によって構成される、どちらかというと小規模な部類に属する山城であるが、防御的を見てすこぶる堅固な構造になっている。その構成要素としては、石垣、虎口、尾根続きに対する嚴重な防衛線の存在をあげることができる。特に石垣は、積み方こそ一カルな特徴があるが、主郭を高石垣によって總石垣張りにするなど、近世城郭的な示威効果を狙った造りとなっている。虎口は、構形状虎口などの複雑なものではないが、随に櫓台を設ける斬新な造りとなっている。尾根続きの防衛線は、二重と三重の連続堀切、堅堀を設けるなど、実に徹底した遮断の意志を具現化している。このように、徹底した遮断が設けられるのは、猛烈な攻城戦が展開される六世紀末のことと思われる。また、古代の古墳の遺構を改変し、城郭施設に転用する試みも、古代・中世的な観察から解放される、一六世紀末になされたと考えた方がいいと思う。この城にも削平地群が存在するので、古い城を改修したように見えるが、むしろ、古い城とは無関係に、一六世紀末、軍事的な必要性に基づき、新規に構築されたと考えた方がいいだろう。

四 繩張調査からみた星代城の実像

以上で、星代城の周辺の山城のうち、更埴市内に所在するものを四例ほどあげて、その繩張を概観した。この四つの山城は、占地する地形や構築主体、用途等が違うので、安易に比較はできないが、明らかにそれぞれの繩張には差異が認められる。その差異とは、すでに述べてきたように、古い繩張と新しい繩張によつて生じる差異と考えていい。古い時代の繩張とは、佐野山城と唐崎山城に代表される繩張で、段郭や削平地群が遺構の中心であり、防衛線が脆弱で虎口等も明確でない。これに対し新しい繩張は、小坂城・鷺尾城に代表される繩

張で、防衛線が極度に発達しており、高石垣や明確な虎口の存在が指摘される。各城の遺構説明でも述べたように、古い時代の繩張は、一五世紀中期から一六世紀中期にかけてのもので、新しい繩張は、一六世紀末のものと考えられる。この年代比定に対する明確な根拠はないが、屋代城の削平地群における出土遺物から類推すれば、前者は正鶴を得ているような気がする。そうなれば、どうみても後者は前者よりも、技術的に進歩していると思われる。先の結論に到達するのである。

この結論から考えると、各城の構築年代は次のように類推される。佐野山城、唐崎山城は、発達した防護線が存在しないことから、一五世紀中期から一六世紀中期に構築され、その後の改修を受けずに廃城となった城と考えられる。つまり、一六世紀中期以前のオリジナルな繩張がそのまま保存された城ということがある。次に小坂城は、削平地群の存在から、一六世紀中期以前に構築された城が、一六世紀末に至り改修が加えられ、現状の繩張になった城と考えられる。そして鷲尾城は、削平地群が一部存在するので、この場所に古い城があつたのだろうが、それとは無関係に一六世紀末、全く新しく構築された城と考えることができる。

以上のように、屋代城の周辺に所在する四城には、繩張の新旧が認められることが明らかになった。これらの城には考古学調査のメスが加えられていないので、明確な結論は導けないが、それぞれの城の繩張図を比較検討していくことによって、先の結論には蓋然性が与えられるようになるだろう。そうなると、この四城の繩張は、この地域の山城の編年分類を行つての重要なサンプルになるが、それと共に、屋代城の今後の保存策を考えるうえで貴重な手がかりにもなると思われる。

この手がかりから、屋代城の構築と改修を再検討した時、屋代城の繩張と最も一致するのが、小坂城の繩張である。小坂城は前述の通り、削平地群が城内

に存在することから、一五世紀中期以降一六世紀中期までの間のある時期に構築され、一六世紀末に強力な防護線を施す改修が加えられたと推測される。屋代城も同様に、削平地群と、強力な防護線が存在することから、小坂城と同じ経緯で構築と改修が行われたとみるべきであろう。おそらく、構築当初の屋代城は、佐野山城や唐崎山城のよう、尾根上の諸曲輪と削平地群によって構成され、脆弱な防護線しかもたない、いわゆる「段の城」であったと思われる。その上に、一六世紀末、熾烈な攻城戦に備えて強力な防護線や石垣、虎口等が付加されたものだろう。そつなると屋代城は、一六世紀中期で使命を終え、その後全く廃城になったわけではなく、一六世紀末まで確實に使用されたことになる。もちろん、構築から廃城までの間、一貫して使用されたわけではなく、一時、城としての機能が停止していた時期もあったであろう。

以上のように、発掘調査の結果から一六世紀中期には、全くその機能を停止し廃城になつたと思われた屋代城も、周辺の山城の繩張と比較検討することによつて、一六世紀末に改修され、使用された可能性も出てきた。しかし、発掘調査によつて出土した遺物は、一五世紀後半から一六世紀初頭にかけて集中しているものの、一六世紀末を示す遺物は一つとして出土していない。つまり、一六世紀末まで屋代城が使用されていたことは、考古学的に全く裏付けられないことになる。だが、屋代城の地理的条件と繩張の変遷からして、この城が一六世紀末に使用されなかつたとは、筆者の目からすれば、どうぞとも考えられない。されば、屋代城の構築と改修について、次のように考えたらどうだろうか。

屋代城は、一五世紀中期に構築された。その時期は、信濃國一円が戦乱に巻き込まれる頃で、屋代郷一帯も軍事的緊張に包まれていた。この地域の領主＝屋代氏は、その騒乱から一族庶民および一部の領民を保護するために、一重山に築城し居城とした。ところが、一六世紀の第1四半期頃に至り、その使用が

突然行わなくなる。おそらくその時点で、何らかの事情によって屋代城は一時廃城になったのだろう。そして、その後四、五十年位の間、この城は使用されず廃城の状態になっていたと思われる。しかし、一六世紀末に至り、戦乱がこの地域を覆い、未だ有る軍事的緊張が起するに伴ひ、屋代城の利用価値が認められ、再びこの城は取立てられたのだろう。この時代の要求に合わせて、強力な防衛施設や石垣・虎口等が構築された。だが、この時の屋代城の利用が以前と違うことは、この時期の利用目的が戦略・戰術の純軍的なものであったため、城内での日常的な居住が全く行われなかつたことである。それゆえに、屋代城からこの時代の居住をうかがわせる生活遺物がほとんど出土しないのである。城主や城兵達の居住は、どこか別の場所で行われ、戦局がこの城を軸に展開する時になって、はじめて城内に軍事的動員がなされたのだろう。そして、軍事的緊張の終息に伴い、屋代城も最終的な廃城を迎えたものと思われる。

以上の仮説は、筆者の推測の部分がかなり含まれているので、定説化することは困難だが、現状遺構と出土遺物に整合性をもたせるためには、最も合理的な解釈だと思われる。

今回の屋代城の総合調査は、考古学・歴史学・歴史地理学・城郭調査研究が、一つの山城を対象にして検討を進める画期的な調査であった。長野県内には、千を越す山城が遺存しているが、これらに対する考古学調査の試みは、未だにわずか数例を数えるのみである。たとえ調査が行われるにしても、開発に伴う緊急発掘調査が主流で、学術発掘調査が行われる例は希有なことである。また山城本体の、城郭調査研究者が最も興味をもつ箇所に、発掘調査のメスが入れられる機会も極めて少ない。といった意味でも、今回の屋代城の調査は大きなか意義があつたといえよう。筆者にとっても、長年の懸案であった山城の年代比定に対し、今回の発掘調査が大いなる光明を与えてくれた。多いにこれを機会としなければならないが、発掘調査は今まで調査研究で解明できなかつた間

題を、一巻に解決してくれる反面、その城の実像を一定の枠の中へ押し込んでしまった傾向がある。つまり、出土遺物の状況によって、その城の性格や構築年代が決定付けられてしまうのである。確かにそれは、科学的根拠に基づいて行われたことであるので、その成果は多いに尊重されなければならない。しかし、今回筆者が發掘調査したように、遺物が皆無だからといって、その時点で城が全く機能を停止し、その後は使用されなかつたと考えていのだろうか。遺物がないということ自体にもう少し注意を向け、それを城全体の調査と関連させて考えていく作業が、これから必要になってくるのではないだろうか。

(三島止之)

〔註〕

(1) 米山一政「更埴市域の城跡」「更埴市史」更埴市教育委員会 一九九四年

五六三頁、図八参照

(2) 摂稿「小笠原領域の山城と武田氏」「中世城郭研究第2号」一九八八年

「丹生子城をめぐって」「信濃」第四四卷・一号 一九九三年

「青柳城をめぐって」「信濃」第四四卷・一号 一九九三年

「塙尻市南部の山城」「中世城郭研究第7号」一九九三年

(3) 註(2)に同じ

第二節 発掘調査

発掘調査は、平成六年八月の記録的な猛暑の中、一箇月間実施した。屋代城の地表踏査により各施設の残存状況を観察し、調査目的の城の構造や構築年代、および特徴を把握すべく、屋代城南側の中心部分を重点に七箇所のトレンチを設定した。調査日程の関係から、東側斜面の5トレンチは調査することができなかつた。一方、調査区最北端に設けた4トレンチでは、堀と土橋の関係を確かめるために堀にサブトレンチを設定して発掘調査を実施した。

調査は、生い茂った雜木や下草の刈払いから始めた。調査地は、昭和三〇年代まで桑畠として利用されており、平坦に削平されていた。また最近では、薪炭林としての利用もないことから、手入れもされず荒れ放題となっていた。

発掘調査箇所は、調査が終了したところから元のように埋め戻して、遺構の保護をはかった。

一 遺構

1トレンチ（図16・17）

本トレンチは、最高所の平坦面1曲輪（主郭）の様子を探るために、この平坦面から、北西側の約三尺ほど低い平坦面2曲輪（二ノ郭）にかけて、北側に延びる尾根筋方向に幅三尺、延長五三尺設定したものである。

1曲輪とした最上段部の平坦面は長軸約三五尺、短軸二七尺の長方形をしており、南東側よりも北西側が約一・五尺高くなっている。この平坦面からの斜面にかけては、北側の尾根筋筋を除き石垣が積まれ、この平坦面が形成されていた。この石垣は、石英斑岩の二〇一三〇ばかりのものを積み上げたもので、約一・五倍ほどの高さで残存するところもあった。

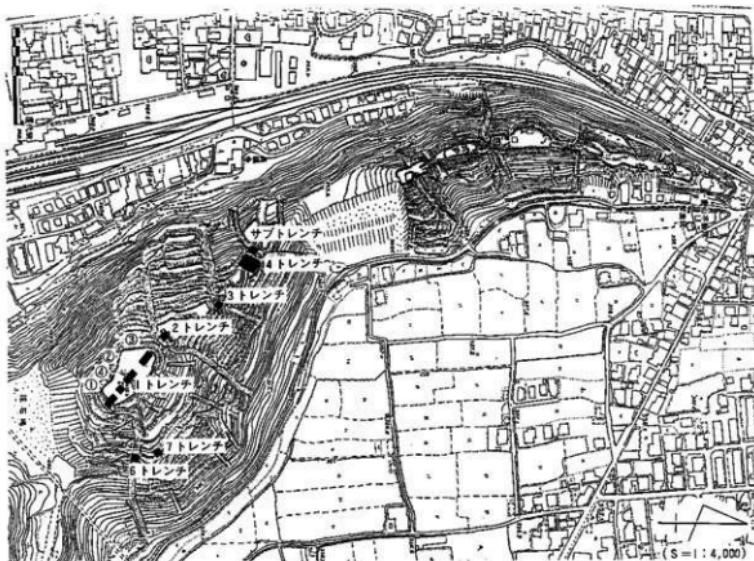


図15 トレンチ位置図

1・①トレンチ（1曲輪南端 図18）

1曲輪の南東端に設けた長さ一六尺のトレンチで、主郭の南東端を確定することに努めた。土壘、石垣等の遺構を想定したが、明確な遺構は検出されなかつた。石垣の根石と考えられる東西方向に並ぶ石列が検出された。この石列手前（外側）に灰層が約一〇尺堆積していた。また斜面下部の六尺ほどの平坦面には、裏込めに使用されたと考えられる石英斑岩の石が散乱していた。

またこのトレンチの北西側に石英斑岩・石英閃緑岩が多数検出されたが、この付近からは古墳時代の須恵器片が出土したことから、城構築以前に古墳が存在したものと考えられた。

土があった。

1・④トレンチ（1曲輪中央）

1曲輪のほぼ中央に設けた長さ七尺のトレンチで、主郭の南端と北端との高差があり、その違いを確かめるために主郭中央に設けたものである。このトレンチの北側では地山の泥岩層が地表面より四〇尺ほど浅く、南側に一段下がっていた。この四〇尺ほど下がった部分から、灰や炭化物に混じって土器が出土している。

遺物は、表土層から擂鉢片、下層から土器皿・白磁小片、釘が出土した。

1・②トレンチ（1曲輪北端 図19）

1曲輪から2曲輪へかけて設けた長さ一八尺のトレンチで、一部幅五尺に拡張して調査を行った。1曲輪からの斜面肩部に幅三・五尺ほど締め固められた土墨状の部分が検出された。トレンチ西側部分には、この締め固まつた土がなく石列状に約一・五尺ほど石が並び、締め固まつた土の部分で終っていた。斜面肩部に土壘があり、石列部分は2曲輪からの出入り部分だと考えられる。建物の礎石を見て良い平坦面を持つ石一箇所、直径三〇一五〇ほどの柱穴と見

られる小穴が五箇所検出されたが、詳細は不明である。

遺物は、穴の周囲から灰や炭化物（モモの種もある）に混じって、土器皿・青磁片・釘・貝殻片がある。

1・②トレンチ（2曲輪南端 図20）

1曲輪から2曲輪への斜面は、地山の泥岩が東側に落ち込んでいるために、トレンチの東側では、地山上に灰層を挟んだ盛土があつた。斜面下に一尺ほど平坦面を設けて、東西方向の幅三尺の堀が検出された。

この堀は、一度改修されていることが土層断面の観察から明らかとなつた。

当初の堀は上幅一・四尺以上、底幅一尺以上の箱堀である。それを2曲輪中央に向け一・二尺寄せ、1曲輪側に小段を設け上幅三尺、底は緩いU字形に改修されていた。改修にあたっては、地山の泥岩層と粘性土により古い堀を埋めていた。新しい堀内には、厚い灰層が堆積しており、この灰層内には遺物も含まれていた。

遺物は、堀の中から土器皿・内耳鍋・青磁・陶器・骨・古錢などがある。

1・③トレンチ（2曲輪北端）

2曲輪北側先端付近に設けた長さ一二尺のトレンチである。この部分では、地山まで深く検出することができなかつたことから、盛土により造成された平坦面と考えられた。遺構は検出されなかつた。

遺物は、表土およびその下層から土器皿・鉄器片がある。

1トレンチは、調査範囲が狭かつたために各施設の状況を十分に把握することができなかつた。調査前、1曲輪・2曲輪部分は土砂の堆積が少なく、地山を掘り込んだ柱穴等が検出できるものと考えていたが、後世の烟の造成により土壘や遺構面等が削平されたり、擾乱されてしまつたものと考えられる。多量

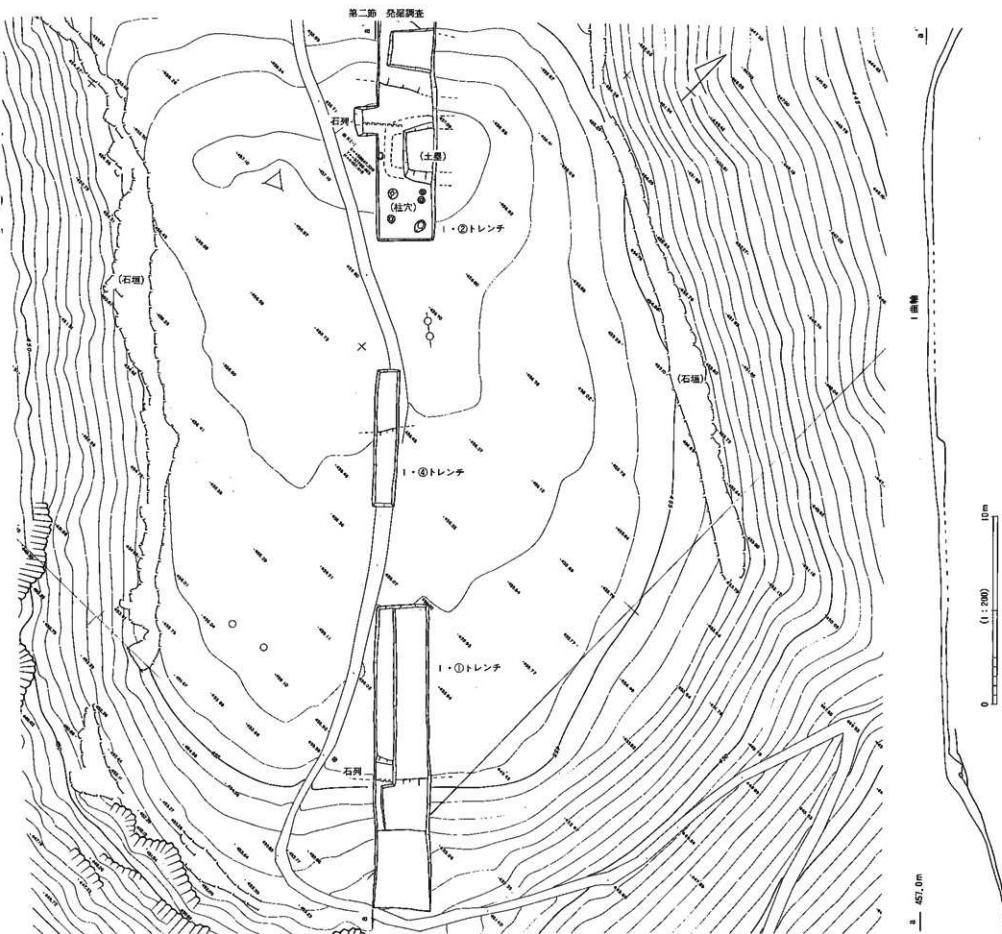


図16 1トレンチ (1曲輪)

/

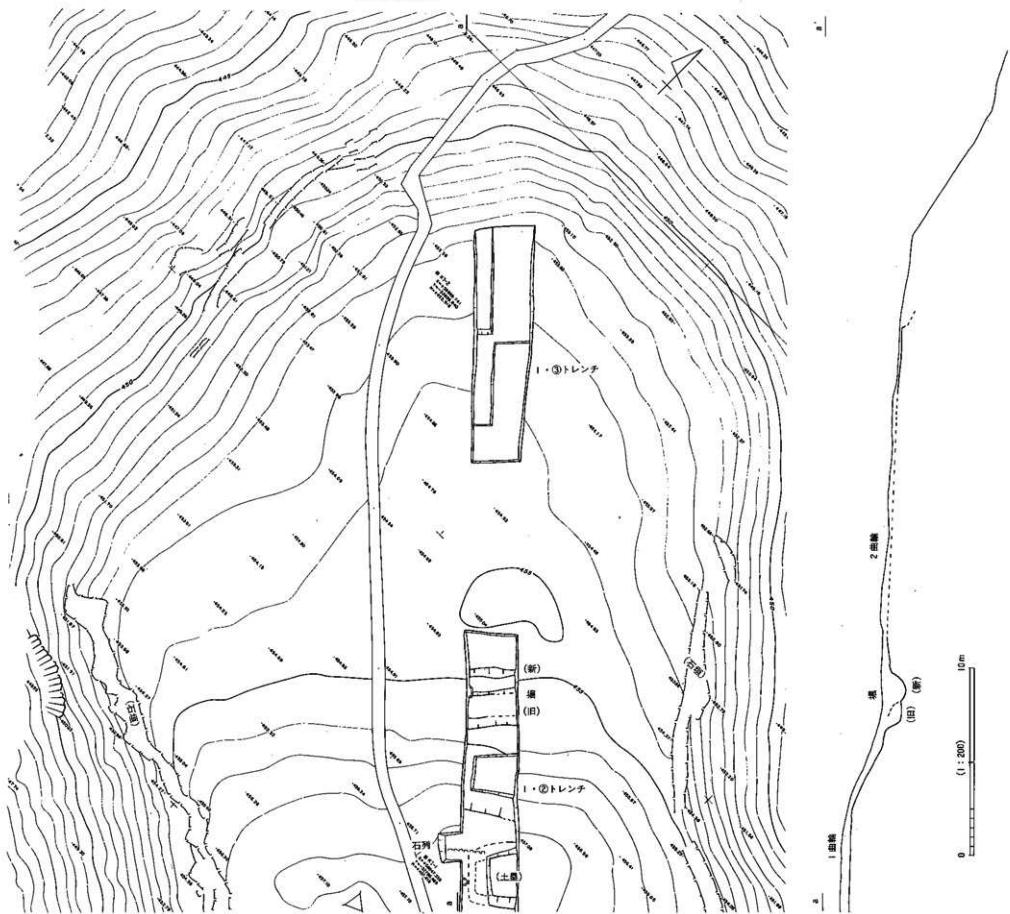


図17 1トレンチ(2曲輪)

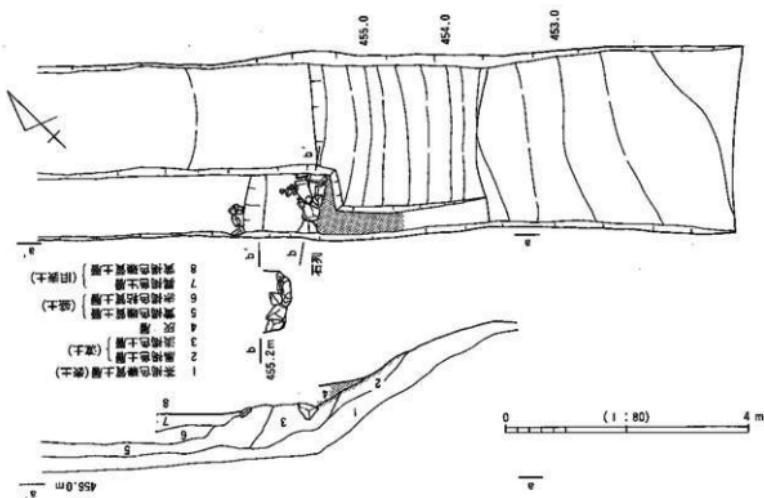


図18-①トレンチ(1曲輪南端)詳細図

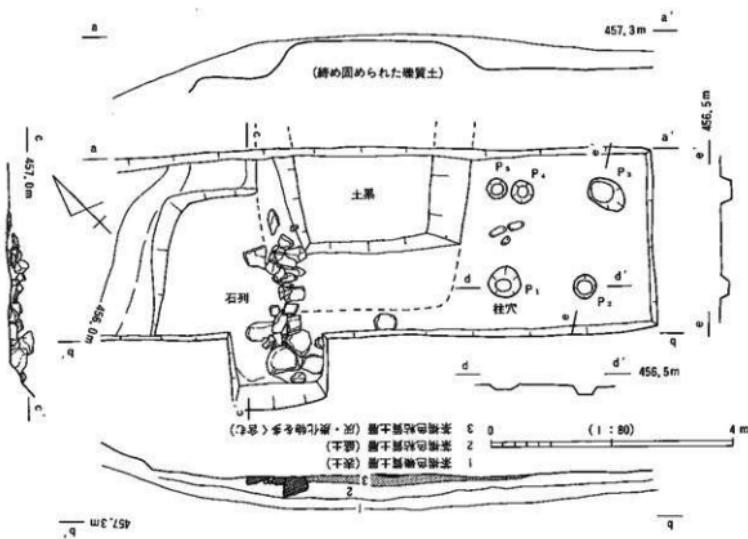


図18-②トレンチ(1曲輪北端)詳細図

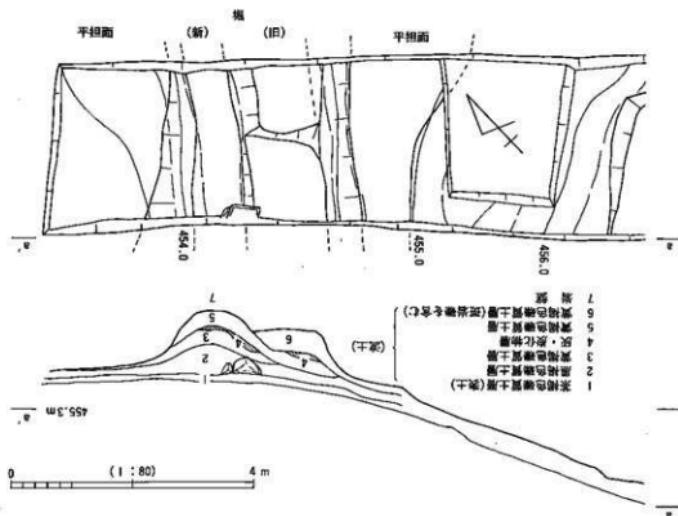


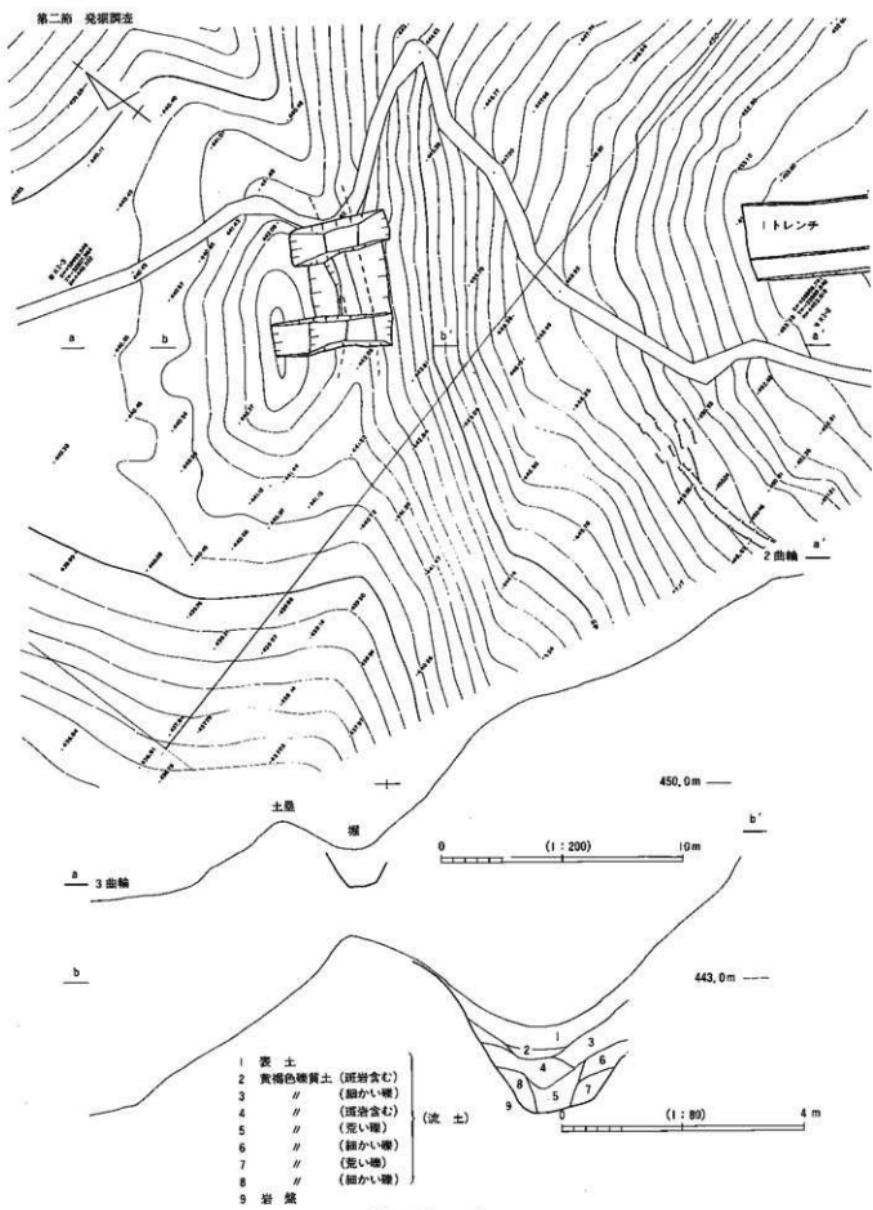
図20 1・②トレンチ（2曲輪南端）詳細図

2トレンチ（図21）

本トレンチは、2曲輪と3曲輪の間に設けられた大きな堀（堀切B）と、堀際に残存する土壘の関係を調査するために設けたトレンチである。2曲輪と3曲輪では、比高差約二尺もある。トレンチは、堀のほぼ中央部に設け調査を行った。堀底幅約一丈あり泥岩の岩盤を掘削しており、堀底はほぼ平坦であった。土壘は、残存している四分の三は岩盤を削り残し、上部に盛土されていることが明らかとなった。堀内の覆土は、泥岩の風化した細かい泥岩礫により埋まつており、短時間で埋まつたと見受けられたことから、意図的に埋め戻された可能性も指摘できる。この覆土中より土器皿が出土している。橋の有無を確かめるために、東側にトレンチを設けたが、検出されなかった。

遺物には、土器皿・石器・貝殻片があるが、量は少ない。

本堀を意図的に埋めた可能性も指摘できるが、大きな切岸となっていることから、一度の崩落の可能性もまた指摘できるので断定はできない。また橋等の施設は無いものと考えられる。



3トレンチ (図22)

本トレンチは、3曲輪から尾根筋を下がつたところにある堀（堀切c）の状況を把握するため設けたものである。ここも4曲輪からの比高差は、約五尺もある大きな切岸となつており、堀際にはほとんど崩れてしまった土壁の一部が残存していた。堀底幅約一尺あり泥岩の岩盤を掘削しており、堀底は平坦であつた。堀の覆土は、泥岩の風化した細かい泥岩礫により、短時間で埋まつたと見受けられたことから、意図的に埋め戻された可能性も指摘できる。

橋等の施設は、トレンチ内では、検出されず無いものと考えられる。そのため、現況の4曲輪への岩盤を掘り込んだ道は、後世のもとの考えられる。

遺物は、堀底から一〇一一〇ほど高いところから多く出土している。遺物には、土器皿・内耳鍋、鉄器片があり、堀底付近から河原石が多数出土している。

この堀もまた、意図的に埋めた可能性も指摘できるが、断定はできない。また、橋等の施設は無かつたと考えられる。

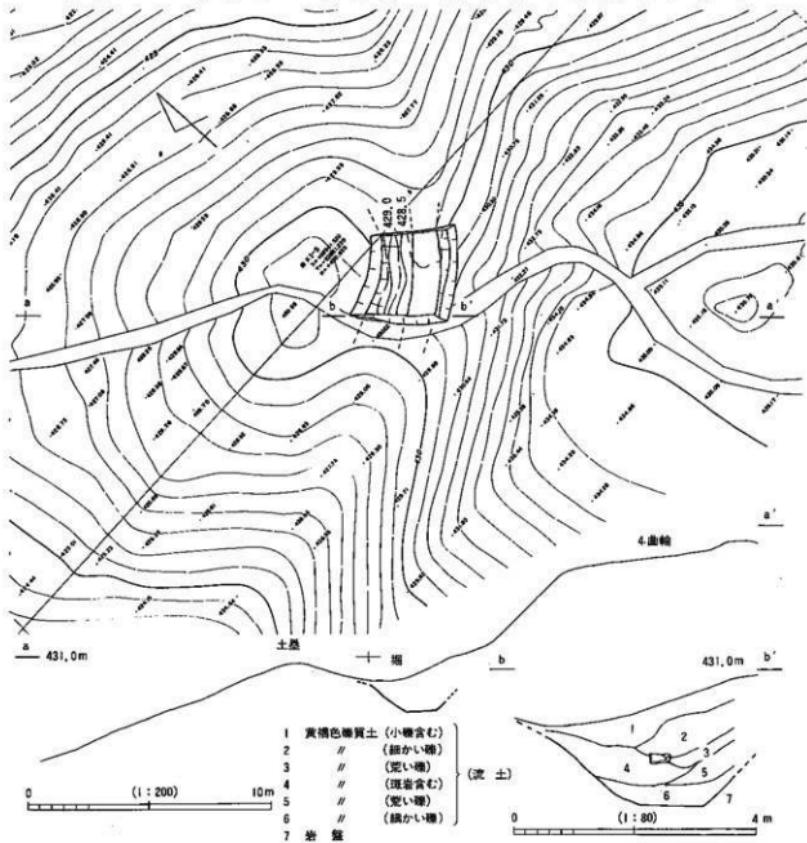


図22 3トレンチ

4トレンチ(図23・24)

本トレンチは、虎口と見られる削平地の状況を把握するために6曲輪に設けたものである。現況の道の部分は、低くぼみその両側の平坦面に五一〇群ほど高く帯状に盛土されたようになっていた。虎口としての明確な構造は、検出されなかつたが、柱穴と見られる穴が二箇所検出された。この平坦面は、サブトレンチ①・②・④を見るとき南北側(屋代駅側)が高く、北東側(田んぼ側)が低い平坦面となっており、また地山も同様で①トレンチ付近では一〇群、④トレンチ付近では五〇群ほどの盛土により、造成されている。この盛土内から、釘・古銭・土器皿などが出土した。

④トレンチの地山が北東側に落ち込む部分には、地山の上に灰層が五群ほどあり、この灰層内からも遺物が出土している。調査当初土壌と捉えたが、地山の落込みであることが判った。

また、堀切Dに架かる土橋確認のためにサブトレンチを堀中央部に設けた。その結果、ここでは上幅約一坪の土橋が架かることが確認された。

遺物には、土器皿・内耳鉢・皿・須恵器残片・釘四点・古銭四点などがある。

掘切りには、尾根筋に沿った土橋が架かることが確認できたので、遺構からは明確ではないが、虎口と考えられるものである。この調査区でも他の調査区同様に地山上に、遺物を含む灰層が検出されている。

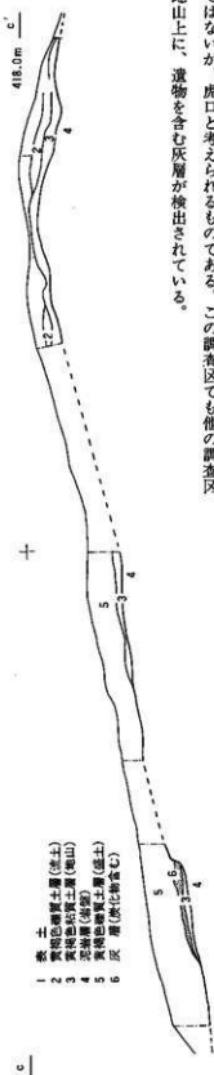
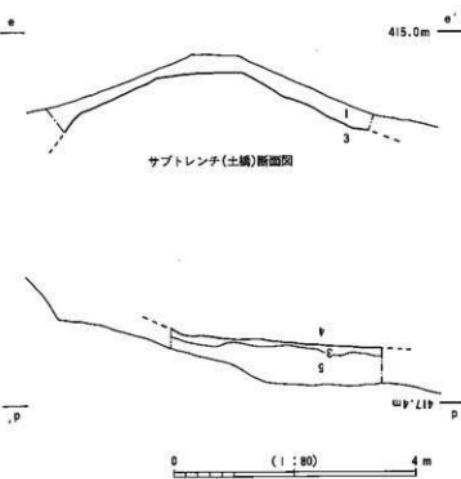


図23 4トレンチ土層断面図



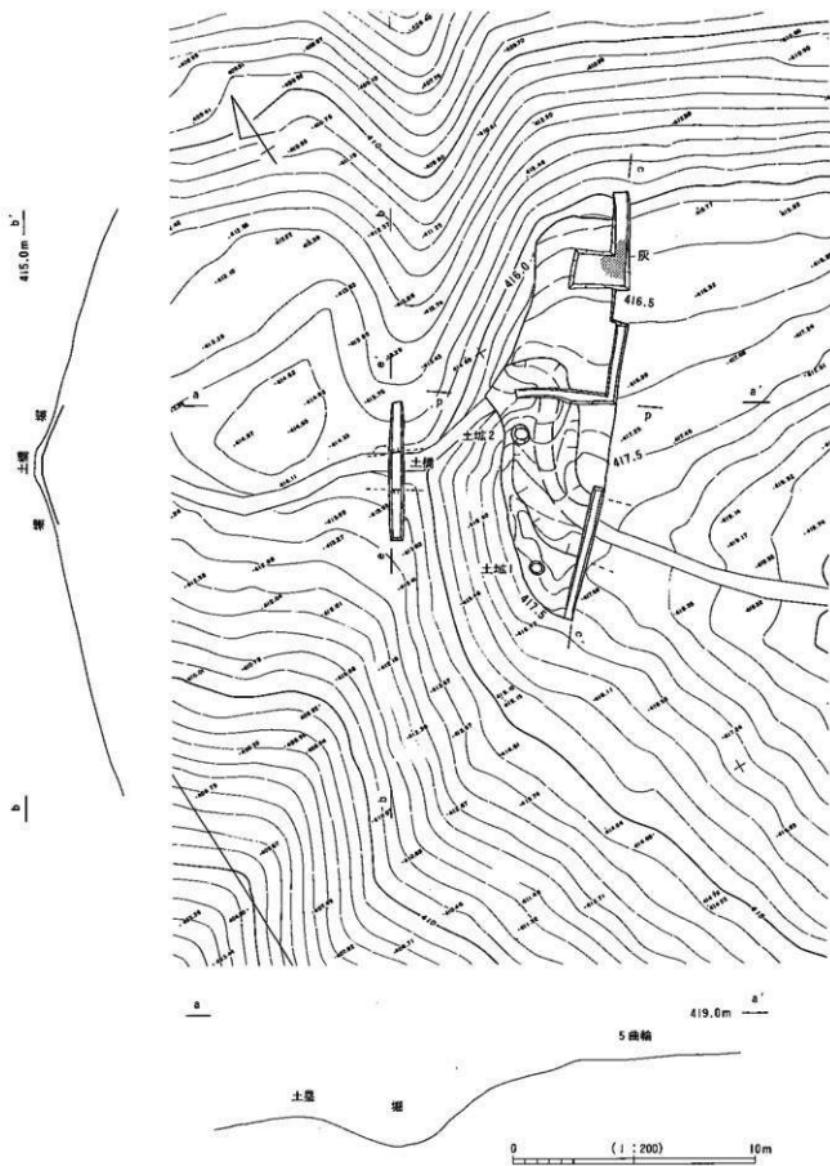


図24 4トレンチ

図25 トレンチ

本トレンチは、堅壠の状況を把握するために東側斜面の堅壠（堀切A）内に設定したものである。壠は泥岩の岩盤を掘削し、壠底幅約一・五倍と幅の広いものである。壠の勾配は約五〇度とかなりの急勾配である。岩盤の風化した細かい礫質土により埋まっていた。覆土中より、若干の遺物が出土した。

遺物は、土器皿・内耳鍋、鉄器（小型の鎌）などがある。

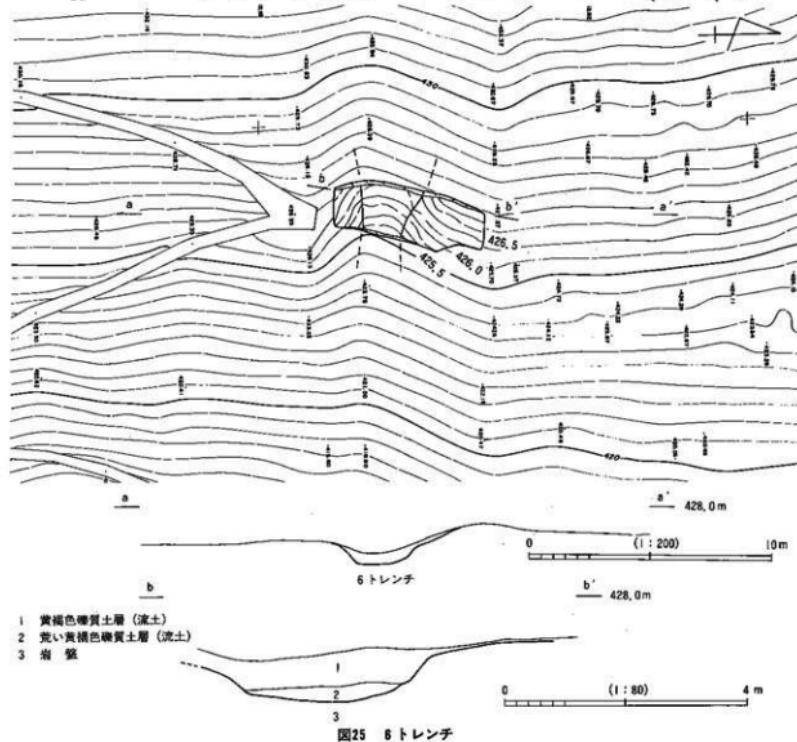
この堅壠は、急勾配であるために壠底道として利用したとは考えられない。また壠を掘削した土砂を壠の両側に盛土するとも、山の斜面が急勾配であるので、容易ではないものと考えられた。

トレンチ（図26）

本トレンチは、東側斜面に多数設けられている腰曲輪の状況を把握するためにその内の一箇所に設定したものである。調査区の平坦面の幅は、約六・五倍ほどあり、約一〇度の勾配で削平されていた。この平坦面は、地山を削平したもので、斜面谷間に若干の盛土を行っていた。調査区が狭いためか、平坦面には柱穴などの遺構は検出されなかった。崩落土中より、遺物と灰・炭化物等が出土している。

遺物には、土器皿・内耳鍋、凹石がある。

調査区（二×七）が狭いことから、こうした腰曲輪の状況を十分把握することができなかつた。



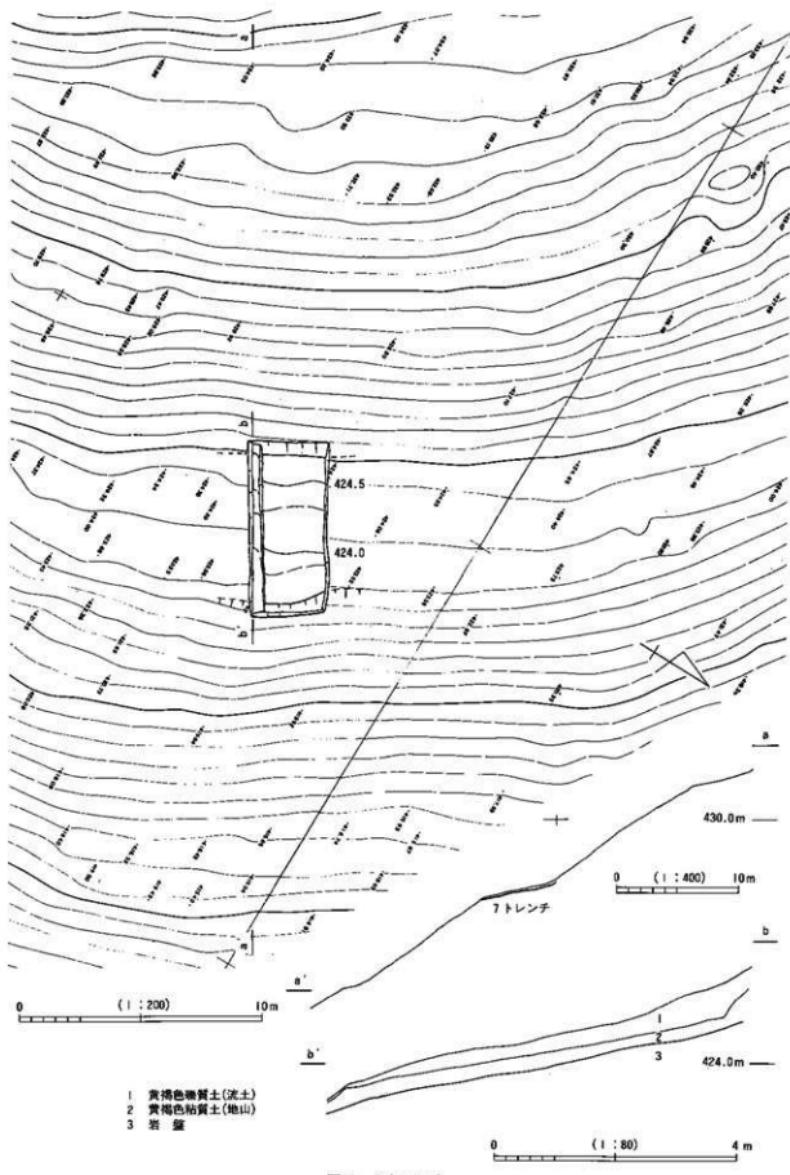


図26 7トレンチ

二 出土遺物

各調査区から出土した遺物は、土器・陶磁器・古鏡など金属器をはじめ、凹石状の石製品などがある。しかし、遺物の出土量は多くはないが、土器皿・内耳鏡の破片は、どこのトレンチからも小片が出土している。一方、陶磁器類では染付や白磁が、まったく出土していないなどの偏りも指摘された。

(一) 陶磁器類 (図 27 写真図版 12)

輸入陶磁器 青磁碗二個体と青磁稜花皿二個体があるが、小破片で図示できなかった。碗は1トレンチの1曲輪の盛土内より出土したもので、龍泉窯の製品で製作年代は一三世紀後半とされるものである。稜花皿も主郭部上層から出土したもので、製作年代は一五世紀から一六世紀初めとされるものである。

東海系施釉陶器 湖戸・美濃丸皿・御皿、天目茶碗二個体 古瀬戸鉢の小破片があり、図示できたものは天目茶碗18と御皿19の二個体のみである。丸皿は1トレンチ2曲輪堀内より出土したもので、大窯製品で製作年代は一五世紀末から一六世紀前半とされるものである。御皿19は、4トレンチ上層より出土したもので、寄窯製品で一五世紀前半とされるものである。天目茶碗二個体も、2曲輪堀内より出土しており、図示した18は、大窯製品で一六世紀前半とされるものである。他は寄窯製品の小破片で、一五世紀前半のものとされるものである。古瀬戸鉢は、1トレンチ1曲輪の盛土内より出土したもので、一五世紀後半とされるものである。

土器皿 本報告書では、土器質の皿を「土器皿」と呼称している。いずれも小破片の出土であるが、図示得たものは一七個体ある。1トレンチ1曲輪より1—6の六個体があり、2曲輪堀内より7—15の九個体がある。2・3トレンチより各一個体16・17の出土がある。

(二) 在地系土器類 (図 27 写真図版 12—13)

土器皿は、全てロクロ成形され、底部に糸切り痕跡を残している。9のみ、糸切り後へラケズリされている。胎土には、粉質灰白色のものと、砂粒を含む赤褐色のものがある。図示できなかつた小破片も含めて、灰白色のものが圧倒的に多い。6・15は、赤褐色のものである。両者共に、焼成はあまりよくない。

形態上では、口徑一・八一・四・五寸の大形のもの、九・六一・〇・八寸の中形のもの、六・五一七・六寸の小形のもの、大・中・小三形態がある。また、8・9のように底部から内湾きみに立ち上がり、口縁部が外反するもの、

6・7のように底部から外反して立ち上がるものの、1のように器高が低いもの、2—5・10—13のように底部から内湾きみに立ち上がるものと、14—17のように底部から直線的に立ち上がるものの五形態がある。

土器皿の年代については、中野市高梨氏解説の調査や中央自動車道長野線の調査成果をもとに、本発掘調査で共伴した陶磁器から年代を求めていた。

皿脚部の形態から、外反して立ち上がるものを古く、内湾きみまたは直線的に立ち上がるものを新しく考えた。外反して立ち上がる6は、1トレンチ1曲輪堀内より古瀬戸鉢と共に出土していることから、一五世紀後半代と位置づけた。直線的に立ち上がる14—17、内湾きみに立ち上がる13は、2曲輪堀内より天目茶碗18と共に出土していることから、一六世紀前半と位置づけた。8・9は、6より形態的に古くとらえられることから、一五世紀前半以前と考えた。以上のことから出土土器皿をみると、1曲輪では一五世紀後半代のもの(盛土内出土)と、一五世紀末から一六世紀前半のもの(堀中層出土)との二時期がある。2曲輪堀では一五世紀前半以前のもの(表土下出土)と、一五世紀末から一六世紀前半のもの(堀中層出土)との三時期がある。2・3トレンチ出土のものは、いずれも一六世紀前半と位置づけられるものである。また大・中・小三形態は、同時期に存在することが、堀底出土の一群からみてとれる。

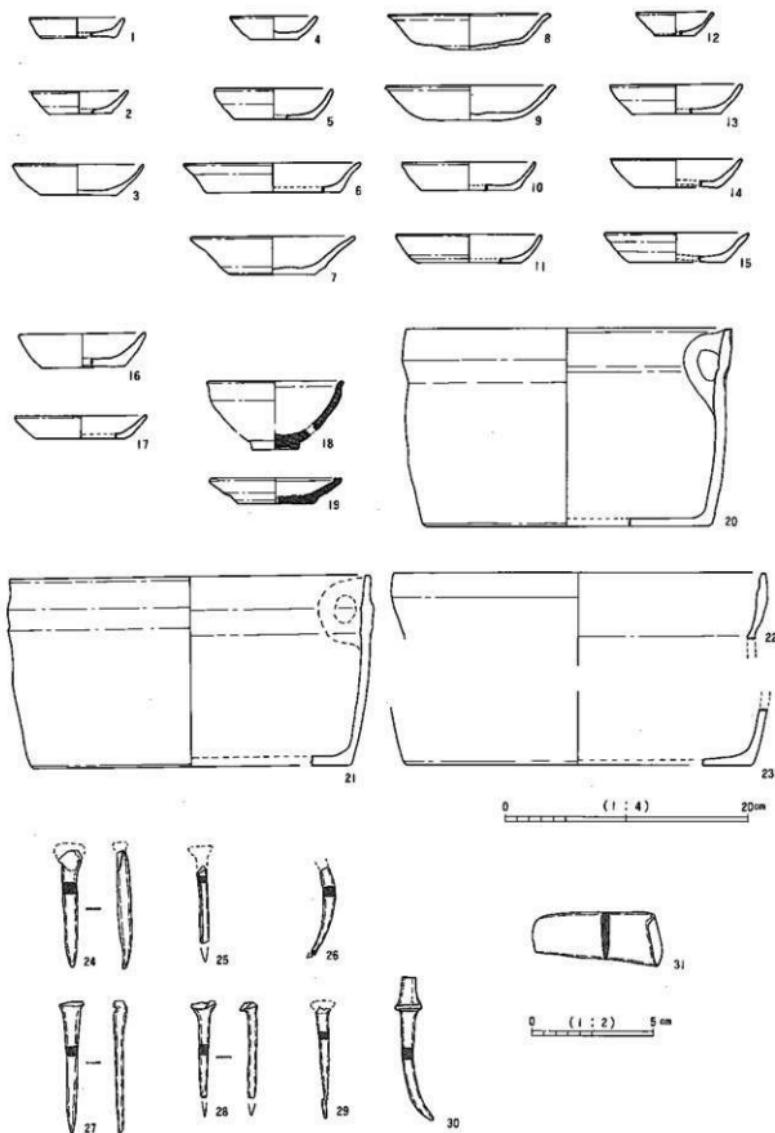


図27 出土土器・鉄器

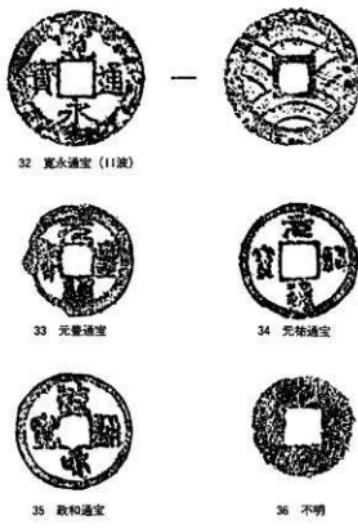


図28 出土古銭 (1 : 1)

内耳銭 脱土に砂粒を多く含む土師質の銭である。これも、各トレンチから出土しているが、図示できたものは四個体のみである。1トレンチ2曲輪堀底から一個体(20)、3トレンチ堀底から三個体21—23)が出土している。
内耳銭は、内外面共にナデ調整され、外面には炭化物が付着している。図示できたものは、深底の錫形のもので、翻部はほぼ直角に立ち上がるものである。口径は二六・六—三〇・六^{1/2}あり、高さ一五・五^{1/2}と一六・二^{1/2}がある。口縁端部は、丸いものと平坦なものがある。
内耳銭の年代については、共伴した陶磁器や土器皿から、一六世紀前半と考えられるものである。

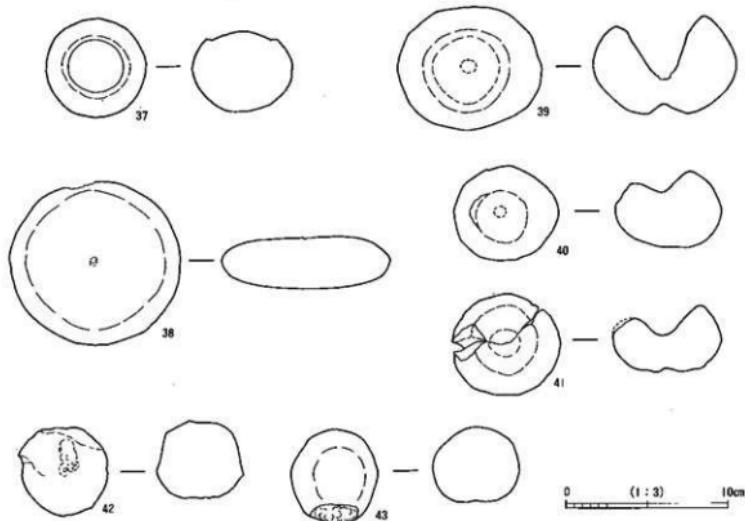


図29 出土石器

その他 瓦質の擂鉢片が1トレンチ1曲輪より出土している。また1トレンチからは、古墳時代の土師器・須恵器の小破片もあるが、いずれも図示し得るものではない。

(3) 金属製品類 (図27・28 写真図版13)

古 錫 五点の出土があり、32は1トレンチ1曲輪の上層より出土した「寛永通宝」である。33は1トレンチ2曲輪堀中層より出土したもので、34-36は4トレンチから出土した渡来銭である。なお36は不明なものである。

鉄 鉗 七点出土しており、24-26は1トレンチ1曲輪からの出土で、27-30は4トレンチからの出土である。いずれも、五世紀前後のもので、頭部は折曲げてつぶしている。なお、30は鐵鎌類部のよき形態をしているが、先が細く尖っているので、鉗とした。

鉄 鎌 6トレンチの豊塚内より、現長五・三疊の小形の鎌31が出土している。刀先は欠損しており、基部を折曲げた直刃鎌である。その形態から、本城とは直接関係しない時期の遺物と考えられる。

(4) 石製品類 (図29 写真図版14)

四 石 三点出土している。39は1トレンチ2曲輪堀内より、40は2トレンチ堀内より、41は7トレンチより出土したものである。いずれも、上下両面に凹部が穿られた多孔質安山岩製のものである。本品は、平地の古墳時代から中世の集落遺跡でもよく出土するが、何に使用したのか不明である。

その他 37-38-42-43の四点の石器が出土している。37は1トレンチ2曲輪上層より出土したもので、全体を丸く磨き、一部に円形の凸面を磨きだしている。38は2トレンチより出土したもので、扁平な円形の石の両面を磨かれ、擦り石として使われたと考えられるものである。42-43は3トレンチ堀底より出土したもので、42は砂岩製で一七五g、43は安山岩製で一九五gである。ともに丸く仕上げ、一部に叩いた痕跡が残るが、何に使われたのか不明である。

今回の発掘調査の出土遺物の検討から、出土遺物の中心は一五世紀後半から一六世紀初めであり、一六世紀第II四半期以降の遺物が全くないことが明らかとなつた。また、遺物の組成においても、甕や擂鉢など生活用具がないこと、輸入陶磁器でも高級品がないことなどの特徴も明らかとなつた。

こうしたことから、本屋代城では城主が常駐していたとは考えられず、また一六世紀第II四半期以降、城として機能していかつたと考えられる。

遺構の面からも、曲輪の端や虎口が明瞭でないことや、栗石を持たないとされる1曲輪を取り巻く石垣などからも、本城の下限は一六世紀後半まで下げては考えられないものであるという。

また、屋代城跡の発掘調査で明らかになった、一六世紀後半代の遺物の出土がみられないことは、平地における屋代地区の集落遺跡の、城ノ内遺跡や大境・荒井遺跡などの発掘調査の成果と矛盾するものではない。

遺物については、前川要氏・市川隆之氏の御教示による。

(矢島宏雄)

(1) 中島庄一「出土遺物について」[高梨氏館跡—発掘調査報告書]—中野市教育委員会 一九九三年

(2) 萩村一寿「中世土器・陶磁器」「中央自動車道長野県桂陽文化財発掘調査報告書」[4—越後編]—長野県教育委員会ほか 一九九〇年

三 屋代城の遺構と遺物から

い曲輪が雑墳状に構築されている。さらにそれら要曲輪は、尾根上を断ち切つた堀切を延長した堅堀によって分割され、まとまつた群を形成していた。

屋代城は、有明山を主峰とした標高四五六丈の派生尾根上に築かれた山城であった。現況遺構だけでも南北三六〇丈以上の城域をもち、主郭南東部にあつた別郭を合わせると四〇〇丈を越えた城郭であつた。こうした大規模な城郭遺跡を把握するには、まず地表面観察によつて遺構全体の概要をつかみ、その上で試掘や発掘調査を進めて課題を振り下げることが求められる。

今回の屋代城の調査では、三島正之氏によつて周辺城館を含んだ縦密な繩張調査が精力的に行われ、これをもとに諸課題が設定された。そして峰岸純夫・井原今朝男両氏による文献調査の成果と合わせて検討が行われ、それらを踏まえた明確な問題意識をもつて更城市教育委員会による遺構測量図の作成と、発掘調査が実施された。また、小島道裕氏によつて更埴条里水田址が残る千曲川南平野部の屋代城以前の居館群が復原され、さらに前川要氏によつて屋代城を含んだ中世遺跡群の遺物組成が検討された。

一連の手順を振り返るとき、これらは誠に適切な調査方法であつたといえるだろう。本書にまとめられたように多くの成果が得られたのも、こうした手順を踏まえた調査であつたからと考えられる。ことに、繩張調査と発掘調査が連携することによる相乗効果は特筆されてよい。そうした意味で、今回の屋代城の調査方法は、今後の城館調査・整備の手本のひとつになるだろ。

(二) 遺構と遺物の特徴

屋代城のプランの詳細な読み取りは三島氏の論考に譲り、ここでは発掘調査成果と合わせて解明された二、三の特徴的な点について検討したい。まず、繩張調査によつてわかつたことに、屋代城中心部の斜面に多數築かれた、腰曲輪の存在がある。多いところでは、十段以上にわたり斜面に段築が行われ、長細

こうした斜面に大量の腰曲輪を配置した城は、松本市の林大城など長野県内に多くみられ、また全国でも熊本県の竹崎城など、各地に分布したことが明らかになっている。しかし、具体的な築造年代は特定されていなかった。従来の地表面観察による見解では、一六世紀半ばから後半とおさえるのが困難な評価であつた。

今回の屋代城の調査では、城内各所から発見される陶磁器が一六世紀第四半期を下限とし、その後の再利用も考えにくいくことから、初めてこうした雑墳状の腰曲輪群の構築が、永正・大永年間に遡ることが確定できたのである。これは、非常に大きな成果だといつてよい。長野県内に広くみられる雑墳状の腰曲輪をもつた城の形成の画期を判定する有力な手がかりとなるからである。

一六世紀第Ⅳ四半期を境として、各地で本格的な居住機能を兼ね備えた大名の山城(戦国期撲点城郭)が成立していった。⁽¹⁾こうした使用可能面積を大幅に増強した屋代城のような山城は、全国的に訪れた天文期の山城の画期を先取りした前兆的な動きと位置づけられる。

もう一つ地表面観察と発掘調査の連携で見逃してならないことは、虎口並びに城道に関する成果である。従来は、現況の山道がつく尾根筋を、いくつもの堀切を越えながら主郭に至つたと城道を復元してきた。また、堀切前後の細かな城道の屈曲をどこまで評価すべきか、多様な見解が成立し得たのである。しかし、発掘によつて実際は堀切部の壁面はきわめて急峻に整形されており、土壠もないところがあり、そうしたところでは堀切りを越えて尾根筋を進む城道があつた可能性は完全に否定されたのである。従来一般には、尾根筋に主要城道が通ると信じられていただけに、この成果は大きな衝撃であつた。

そこで、再びクローズアップされるのが、斜面に幾重にも巡らされた腰曲輪

である。これらが、尾根筋を断ち切った掘切残きの豊塙で、整然と区分されていたことを思い返してほしい。実は主要城道はある地点から、この謎壁状の腰曲輪をつたって進んでいたのである。あるところで、豊塙を越えて一群の腰曲輪群に入り、それを何度も迂回しながら上の段へ登って行き、次の地点でまた豊塙を越えて中心郭群に入るという、パターンが繰り返されたと復元できる。

そこで、留意しなければいけないのは、腰曲輪群が豊塙に区切られたことによって、左右の豊塙外の等高の帶曲輪より、尾根上状に位置した主要出塁を頂点として順次連なる腰曲輪群のユニットを形成したことである。これまで、尾根筋上の曲輪だけが注目されてきたが、こうした視点から改めて屋代城プランを読み直すと、尾根上の主要曲輪とそれに直属した斜面の腰曲輪十前後の堀切り・豊塙といった基本単位の城郭が三つ連結することで、土取り跡以南の主要城域が構成されていたと評価できる。

このような屋代城の構成の読み取りは、今回の調査によって初めて成り立つものである。また屋代城の評価を一步前進させることができたのである。しかし、なお残された課題は多い。主郭下の段からは、最終段階には埋め戻されていた堀切りが検出されているし、築城に伴う旧表土層上面を覆う灰層がどのような成因によるものか、検討を深める必要がある。また腰曲輪自体的具体的な使われ方（はたして通路を兼ねた空閑地としてだけ機能したのか）を検証しなければならない。

そうした新たな課題を解明するためには、いよいよ面的な発掘調査が必要である。屋代城が整備され、来訪者が歩く園路をどこに設けるか、といった切実な事情を、城跡の特質に則って、復原的に実現するためにも、腰曲輪群への虎口やルートを発掘調査によって特定することは不可欠であろう。今後への課題も、なお大きいというべきであろう。

（千田嘉博）

〔註〕
 (1) 千田嘉博「守護所から城国期撲点城郭へ」『文化財学論集』奈良大学文化財学論集刊行会 一九九四年

第三節 文書調査

一 文書調査の経過

屋代氏の古文書が、静岡県に存在するという情報が初めて更埴に伝えたされたのは、一九八二年であった。ちょうど一重山の開発をめぐつて、屋代城跡の保存か開発かの議論が議会などを巻き込んで展開されていた時期であった。

一九八二年山梨県清里で開催された「中世史サマーセミナー」で、静岡大学の小和田哲男氏から屋代氏の子孫が古文書をもって静岡県にいるという話を聞いて、その一月「屋代家文書」を見ることができた。ちょうど、更埴郷土を知る会が、「森将军塚古墳」と「重山」を科野風土記の丘として保存することを市に陳情するなど保存運動を進めており、そこにこの情報が伝えられた。

翌年の四月一・三日、所蔵者の屋代忠雄・屋代力潤御夫妻を迎えて、更埴市で古文書が公開された。更埴郷土を知る会による「科野風土記の丘セミナー」が開催中でもあり、市民の関心も高く、更埴市長・教育長をはじめ市をあげての歓迎となつた。古文書は、長野県史刊行会や更埴市史編纂室なども共同で調査することができた。その調査結果は、その年一月「科野風土記の丘」特集号の「ちょうま」に公開された。歴史学でも、同年一二月小和田哲男氏により「地方史研究」に発表された。

徳川家康文書が、直筆ではないかという鑑定調査のため、村井章介氏を介して東京大学史料編纂所高木昭作氏の鑑定調査が行われ、その史料的価値の高いことが判明した。一方、「屋代家文書」を現地で保存活用したいという話が、更埴市教育委員会などから持ち上がり、所蔵者の了解が得られ、一九八六年に更埴市へ古文書寄託が実現することとなつた。

屋代文書

「屋代家文書」は、原文書では武田信玄が文書が四通、上杉景勝文書が四通、徳川家康文書三通、徳川秀忠御内書一通の合計一二通存在する（小和田論文では原文書一点、写一八点とする。私も「ちょうま」では一点としたが、それは「徳川秀忠御内書」一通を原文書としていたため誤りである）。札紙・重紙・懸紙がそのまま残るなど、古文書学研究の上からも貴重なものである。そのほかに写が一〇通ほど存在し、明治四年屋代忠雄が作成した「旧信濃屋代屋代家譜」が、東京大学史料編纂所に残る。

調訪家文書

「調訪家文書」は、永禄二年（一五五九）から明治期までの地方文書を中心にして約三〇〇点ほどの古文書がある。天正年間ごろの中世文書は六通でいずれも宛先は調訪氏であるが、慶長一五年以降の文書は、石川姓になつておらず、ある段階で改名したらしい。屋代政国書状が二通存在し、その民政を知るうえで重要な史料群である。

また、慶長・元和年間にかけては、屋代用水や犀川治水と新田開発に関する文書群であり、「信濃史料」の補遺編に紹介されている。戦国から江戸初期まで継続して史料が存在するきわめて珍しい史料群であり、これまでほとんど未

調査であり今後の研究が期待される。

その他の文書について

屋代政国・秀正についての文書は、断片的に分散して存在する。県内文書では、塙尻市の「小野家文書」・茅野市・長野市の「守矢家文書」・「真田家文書」にそれぞれ一点存在する。県外文書では、国立公文書館内閣文庫の古文書が数点まとまっており、そのほかは、「諸謀余録」や「諸家惑状宝物記」など江戸時代の編纂物に写がみえる。その中の数点は、「室賀家文書」に含まれる。地理学者室賀信夫氏所蔵の古文書が、松平秀治氏によつて紹介された。屋代政国には子供がなく、室賀満正の子息正長を養子にしたが、長篠の役で討死したため、さらに満正の子息秀正を養子にしたといふ。この兄弟関係のため、秀正関係文書が多く含まれている。

なお、その他の文書については、紙数の関係で、読下し・解説は省略した。

(井原今朝男)

[註]

- (1) 更埴郷土を知る会編「ちょうま」四号 一九八三年
- (2) 小和田哲男「戦国武士屋代勝水(秀正)考」「地方史研究」一八六 一九八三年
- (3) 松平秀右「室賀家史料—北信濃をめぐる戦国文書を中心にして」「徳川林政史研究所研究紀要」一九七三年

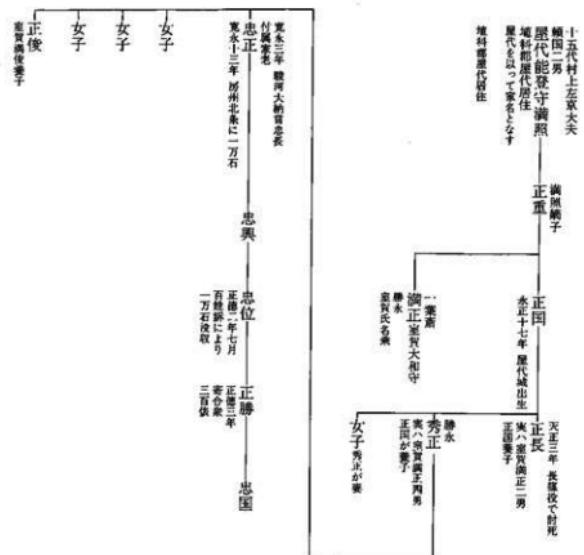


図30 屋代氏の略系図

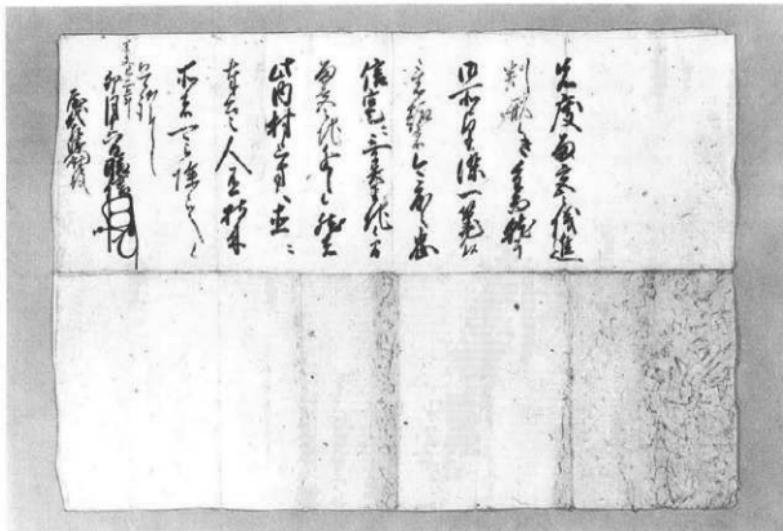


写真 1 武田信玄書状

二 屋代家文書（静岡県 屋代忠雄・屋代力氏所蔵）

①武田信玄書状（折紙・札紙付 縦三・九 横四六・〇 廿紙）

先度雨宮之儀、利形を進め候き。重ねて御所望について、一筆を染め候意は、今度の忠信に異り候間、眞子雨宮の地これを進め候。然らば此内ノ他候間、雨宮の地進之候。然若此内村上方へ直ニ奉公之人有持來所者、可祓除之候。恐々謹言。

「天文廿二年」

正月十六日

〔武田〕
〔花押〕

屋代〔政〕
左衛門周殿

〔解説〕先度雨宮の儀、利形を進め候き。重ねて御所望について、一筆を染め候意は、今度の忠信に異り候間、雨宮の地これを進め候。然らばこの内、村上方へ直に奉公の人持來たる所有らば、これを除かんべく候。恐々謹言。

〔解説〕屋代氏が武田信玄と関係する初見文書。佐久・小県から村上義清を攻略する困難さを悟った信玄は、筑摩・安曇を平定し、背後の更級・塙科から攻撃する迂回作戦を探つた。四年間の歳月を要してこの両郡の諸城を攻めた。天文二三年ついに会田から更級に出で、村上氏の居城塙科郡葛尾城の総攻撃に懸かった。そのため通路に位置する更級郡の屋代・塙崎・石川・清野の諸氏を、村上方から武田方へ迎返らせる事が不可欠であった。塙崎氏・屋代氏は、四月五日に同心し、武田軍の桑原通過を保証した。こうして村上氏の更級郡孤落城は落ち、九日に義清は葛尾城を捨て塙田城に逃れた。この日、屋代・塙崎両氏は信玄に出土した。この直後にこの所領安堵がある。雨宮はすでに安堵を与えているが、この時点で屋代氏の所領を発給し、葛尾落城の功績に報いたこと、この地域内の村上氏方の所領は除外することなどが記されている。

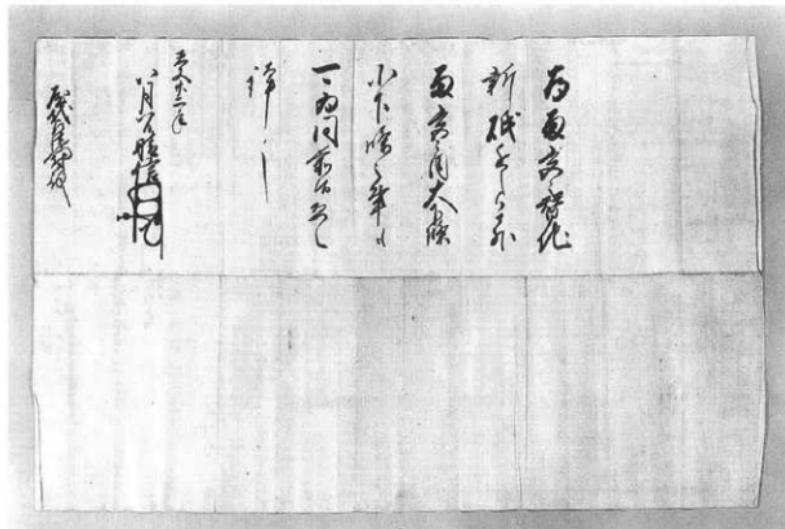


写真 2 武田信玄書状

(2) 武田信玄書状（折紙、縦三・四疊、横五二・〇疊 烏ノ子紙）

（切封・墨引）

為雨宮之替地、新砥道之候、其外雨宮之内大下条・小下条之事も可為同前候、恐々謹言。

「天文廿二年」

八月八日

屋代左衛門尉殿

（武田）
（花押）

〔説下し〕雨宮の替え地として新砥これを進め候。その外、雨宮の内大下条・小下条の事も同前たるべく候。恐々謹言。

〔解説〕この文書は、武田信玄が星代代政園に対して雨宮の替え地として新砥を与えたものであるが、その背景に雨宮など星代氏の所領が越後勢に占領されてしまった事情がある。天文二二年八月五日、信玄は塙城に再度挙兵した村上義清を攻め落とした。義清は越後の長尾景虎（後の上杉謙信）を頼り、八月中に越後衆が出陣し、ここに最初の川中島合戦が始まり、九月二〇日の越後勢撤退まで川中島・更埴地域は甲越両軍の戦場となつた。この文書では雨宮が敵の手に落ちたため信玄は八日に替え地として新砥を与えている。雨宮の内の大下条・小下条も同前の扱いとされている。この時点で星代氏は星代城を撤退し、雨宮も放棄し、新砥城を防衛拠点にせざるを得なくなり、信玄もこれを認めたのである。しかし、九月一日には八幡で武田軍が敗れ新砥城も放棄せざるを得なくなつた。越後勢は九月上旬に安達郡青柳や埴科郡坂城南条に侵出して放火し、越後勢の進撃は急であつたが、九月二〇日には越後軍は撤退した。武田信玄も、一〇月七日に塙城を立って深志・高島両城を経て一七日に甲府に帰つた。この文書は、第一次川中島合戦の戦場と化した地域における所領の取扱いを示すものとして興味深い。

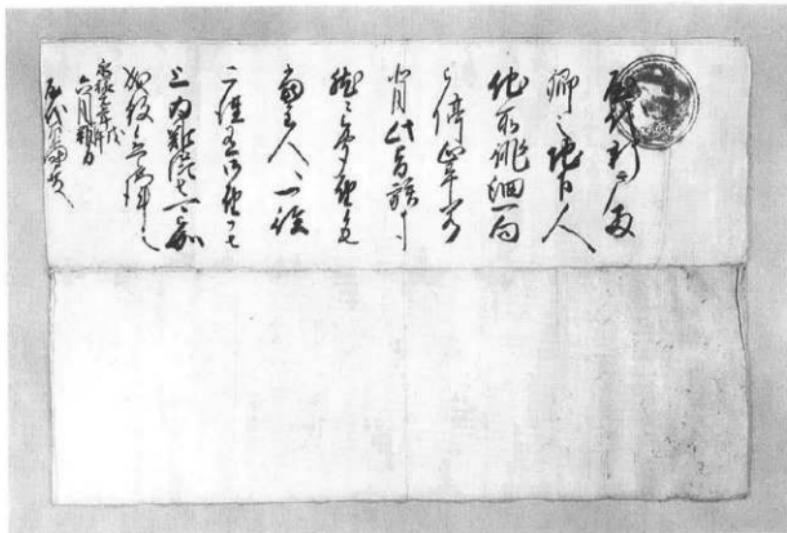


写真 3 武田信玄印判状

③武田信玄印判状（折紙・札紙付 縦二九・八×横四五・五〔三倍紙〕）
(龍朱印)

屋代・新戸内郷之地下人、他所併側一向停戦停止事、若背此旨族自然ニ被開届候者、当主人へ一往二往有御届、其上為難済者、可被加成敗候、恐々謹言。

永禄元年戊午
六月朔日

屋代左衛門尉殿

〔誠下し〕屋代・新戸内郷の地下人、他所併側一向に停止せられおわんぬ、もしこの旨に背く族、自然に聞き届られ候わば、当主人へ一往二往御届有り、そ上の難済をなす者、成敗を加えらるべく候。恐々謹言。

〔解説〕この文書発給の前年に始まる第四大川中島合戦は、この年の二月将軍足利義輝の和睦要請によって一月下旬に停戦となつた。このようなかで出されたこの武田信玄の文書は、屋代・新戸内郷での地下人（百姓）の逃亡禁止令であつた。百姓が在所を離れて他所を「御側」（うろつき廻る）することを禁止し、行き先が判明した場合、かくまつてゐる主人に一、二度通知した上で、戻つて来ない場合には、屋代氏は本人を成敗（死罪）に処してよいというものである。おそらく、戦場となつたこの地域では、郷民の在所離脱が相手いだものと思われる。郷民がいなくなつてしまえば、領主は年貢・公事を徵収することも出来ず、郷民の労働力を駆使して城を築いたり軍事資材を輸送したりして越後勢と戦うことにも出来なくなつてしまふ。それ故、武田信玄の威力を借りて郷民の在所離脱の阻止を図つたのであろう。またこの文書発給の時期は今日の暦で六月下旬（二六日）の田植時前後にあたり、この時期に郷民が流亡化することは何としても阻止しなければならないと考えたであろう。

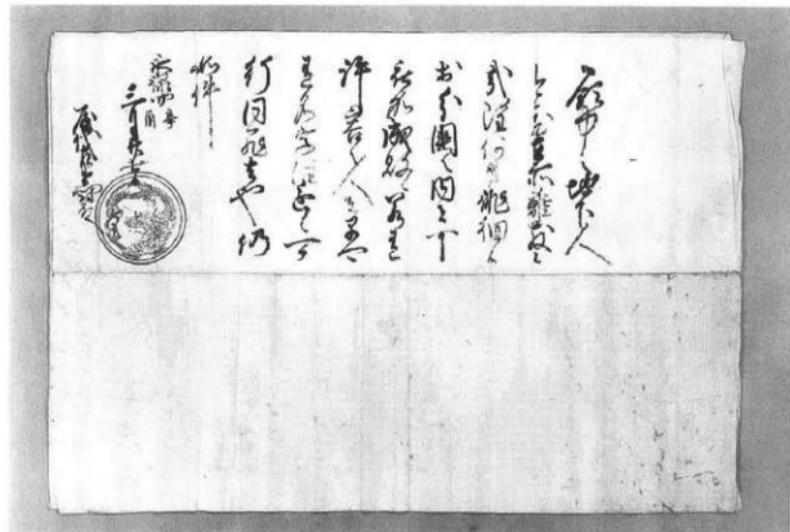


写真 4 武田信玄印判状

④武田信玄印判状（折紙・札紙付 横三・五寸、横四五・五寸 横紙）

〔音波上〕
「屋代左衛門尉殿
府内」

御領中之地下人、今度在所を離散候哉、唯何方徘徊候、於分国之内者、可被加成敗候、若有許容之人者、早可有名字注進候、可行同罪者也、仍如件、

永禄四年酉
(韻朱印)

三月廿七日
(韻朱印)

屋代左衛門尉殿

〔詔下し〕 御領中の地下人、今度在所を離散候や。何方に徘徊候といえども、分国内においては、成敗を加えらるべく候。もし許容の人有らば、早く名字を注進有るべく候。同罪に行うべきもの也。よつて件の如し。

【解説】 永禄四年五月、武田信繁は善光寺平を越えて、水内郡の山間地野尻湖付近の鷹ヶ城を攻撃し、越後国境にまで迫った。このため長尾景虎も九月には出兵し、第五次川中島合戦となり、武田信繁が討死している。しかし、これ以降は水内郡野尻や高井郡市川などの国境付近の戦闘が中心になり、信濃はほぼ武田氏の領國下に入り、その支配は安定に向かつた。長尾景虎は、永禄二年秋以降、関東に出陣し小田原北条氏との抗争を展開した。これに競合するかのよう武田信玄の西上野侵攻が本格化していく。こうした状況下に出されたのがこの文書である。屋代氏の領内郷民の離散・徘徊（流亡）を禁止し、武田氏の分国内において発見された逃亡者の成敗（処刑）と、かくまつた者も名字を注進して同罪に処することを命じている。この年以降武田氏は、このような法令を各地でしばしば発している。信濃領固化的完成は、農民の統制強化につながってくるが、相次ぐ戦乱、軍事動員への労働力の徴発などに耐えかねて、多くの住民が山野などに逃亡している状況がうかがえる。なお、政団は永禄四年九月一〇日戦死ある（屋代系図）。

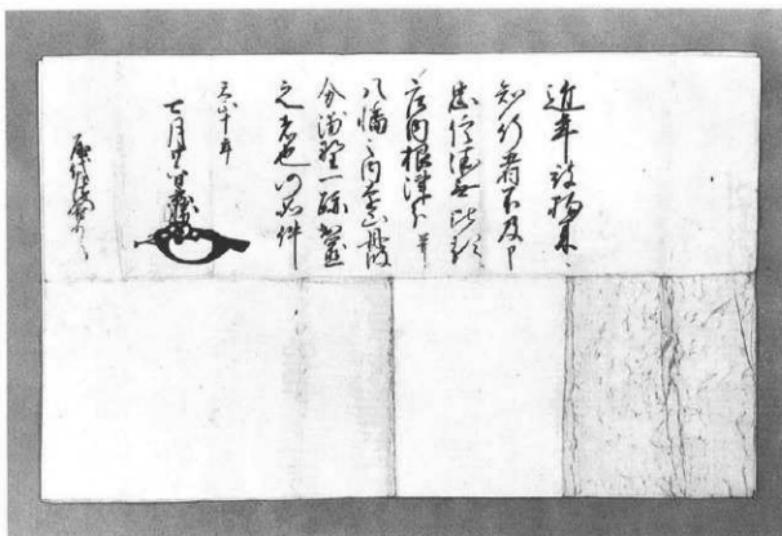


写真 5 上杉景勝安堵状

⑤上杉景勝安堵状（折紙・札付 横一八・八三、横四五・八三
奉書紙）
近年抱え來たられ候知行は申すに及ばず、忠信比類なきによつて、
庄内根津分ならびに八幡の内遠山丹波分浦野一跡これを出置くもの也。よつて
分、浦野一跡出置之者也、仍如件。

天正十年

七月廿六日
秀正

星代左衛門尉殿

上杉
景勝
(花押)

〔説下し〕近年抱え來たられ候知行は申すに及ばず、忠信比類なきによつて、
庄内根津分ならびに八幡の内遠山丹波分浦野一跡これを出置くもの也。よつて
件の如し。

〔解説〕この安堵状（判物ともい）は、上杉景勝が星代秀正に對してその所
領を保證したものである。星代氏が天正一〇年武田勝頼の滅亡以後、初めて上
杉氏に仕えた時の文書である。星代氏がこれまで持っていた星代、雨宮・新砥
などに加えて、店内に村上氏田臣の根津氏が持っていた所領（村上・上山田付
近、上杉氏家臣、上野沼田城将遠山丹波守が六月二九日付でもらっていた八
幡の領地、それに浦野氏の旧領などを星代氏に与えるというものである。この
天正一〇年は、三月に武田勝頼が滅亡し、六月に本能寺の変で織田信長が殺害
されるという政治史上の大転換期であった。武田・織田氏なき後に政治的空
白状態になつた信濃支配をめぐって、北条・徳川・上杉の三氏が三つの巴の抗争
を展開した。上杉景勝は、六月初旬から信濃の武将たちを味方にすべく所領安
堵をすすめ、七月には北条氏直の信濃侵攻に対抗し一三日に川中島に出陣した。
こうして、七月には多くの武将が景勝から所領安堵の判物をもらつている。星
代氏もその中の一人であつた。なお、秀正（後に勝永と改名）は政國弟の室賀
満正の子で、政國没後その名跡を繼いでいる（星代系図）。



写真 6 上杉景勝書状

⑥上杉景勝書状（墨紙・横の内折 繼二八・四三、横四〇・六三） 構紙

蘆田へ之飛脚着、彼返状共此元被指越着之至候、仍其表無替儀由肝要候、
著日如申定、源五事別而入魂任置然、万端仕置何端も分別次第、源五議合有之
被相計尤候、悉々謹言。

八月十二日

星代左衛門尉職

景勝（下付）
（花押）

〔説下〕蘆田への飛脚届着す。かの返状とも二元へ指越され視着の至りに
候。よってその表替儀なき由肝要に候。兼日申定むる如く、源五事別して入魂
任せ置き候。万端の仕置何端も分別次第に、源五と議合これ有り相計らわれ尤
に候。悉々謹言。

〔解説〕この書状は、年次不明であるが、その内容から天正一〇年と推定される。上杉景勝は、星代秀正に対し、蘆田の依田信蕃の所から飛脚が届り、こ
の飛脚に託した秀正の返事が届いたことを喜び、星代氏周辺において変動が起
きないように心がけ、以前からの定めに従い何ごとによらず海津城の村上源五
景國とよく相談して防衛にあたれと指示している。天正一〇年六月に北条氏政
が佐久郡海野から信濃に侵入すると、徳川家康も依田信蕃や柴田康忠を味方に
して北条軍と戦闘状態に入った。上杉景勝も川中島に出陣して味方を結集した。
この時依田氏は徳川に味方して、北条氏に対抗した。上杉氏も北条氏との対抗
上依田氏と連絡を取っていたのである。また、天正一〇年八月五日、景勝は海
津城の城主に村上景國、副将に星代秀正を任命しているのである。八月七日に
秀正は海津城に移り、居城の新砥城の城番を定めている。このように、星代秀
正は、海津城の副将として更埴地方の上杉氏支配に従事していたのである。

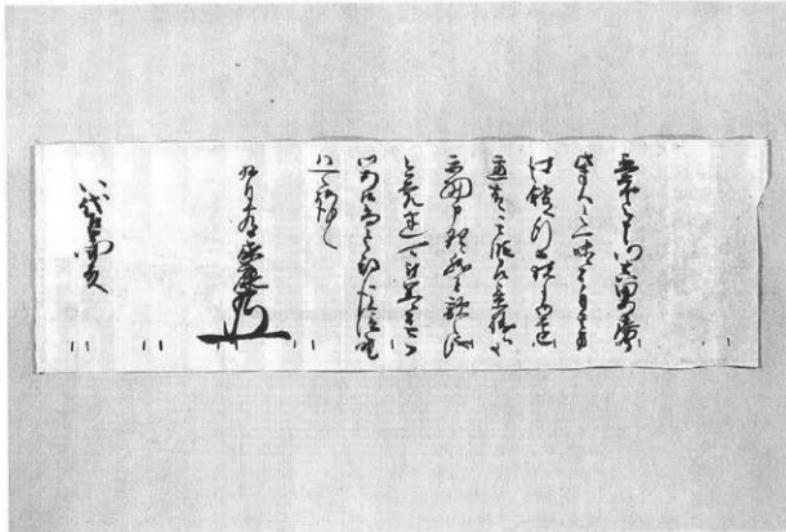


写真 7 徳川家康書状

⑦徳川家康書状(切紙、縦一一五寸、横二六・五寸、鳥ノ子紙)

〔八代左衛門尉殿 家康〕
(切紙上書き)

正

〔切封墨引〕

急度令申候、仍真田安房守此方へ令一味候間、自其方彼館へ行等、諸事御遠慮
故候、其段即景勝へも巨細申理候、然者敵之儀今跡悉可討果候間、可御心安候、
尙令期後信之時候、恐々譯言、

九月十九日

〔秀正〕
八代左衛門尉殿

〔徳川〕
家康 (花押)

正

〔誤下し〕急度申せしめ候。よつて真田安房守此方へ一味せしめ候間、其方よ

り被館へ行等、諸事御遠慮故候、其段即景勝へも巨細申し理り候。然らば敵
の儀今節悉く討來たすべく候間、御心安かるべく候。なお後信の時を期せしめ
候。恐々譯言。

〔解説〕この文書は、「諸家感状録」によつて知られていたが、本文書により

密書形式であることが判明した。徳川美術館長徳川義宣氏によれば、家康文書
に中でこの形式のものは三通のみだといふ。年号はないが、文中に真田昌幸が

家康に味方した記述が見られることから天正一〇年のものであると考えられる。
この時家康は、甲府にて濱坂地方に侵入してきた北条氏直と戦つていた。そ
の内容は、真田昌幸が北条方から離反し徳川氏に味方するようになったので、
屋代氏が真田館を攻撃することは差し控えること、またこのことは上杉景勝に
も通じていること、敵の北条氏はこの度ことごとく討ち果たすから安心して欲
しいことなどを伝えている。この時点で屋代氏は上杉方に属し、北条方と戦つ
ていた依田信蕃への使者ともなっていた。上杉・徳川両氏が反北条の共同戦線
を張っていたので、家康は上杉方の屋代氏に密書を送ったのである。家康が、
「矢代」と誤記しているのもまだ自分の家臣でなかつたことを示している。



写真 8 上杉景勝刊物

⑧上杉景勝刊物（折紙・札紙付　巻三一・六三、巻四四・六四　楮紙）

覚

一、塙崎寄力之事

一、柳本三ヶ村并同心給共之事

一、八幡神主共之事

右、近年抱來處者不及申、為新恩此四ヶ条出置候者、相違有間敷者也、仍如件、

十二月十一日

屋代秀正左衛門尉職

景勝上野（花押）

〔説下〕（前略）右、近年抱え來たる處は、申すに及ばず、新恩としてこの因ヶ条出し置き候わば、相違有るまじきもの也。よって件の如し。

〔解説〕この判物は、一二月に景勝が秀正に再び所領を与えたときのものである。今までの所領に加えて、新恩として塙崎の寄力分、坂城三ヶ村と同心給分、八幡と神主給分、庄内と同心給分などを与えるというのである。それぞれの所領とセットになって寄力・同心・神主などの給分が記されている。これは、屋代氏に従属する人びとの給分を含めて与えられていることを意味する。こうして、屋代秀正は、武田氏滅亡後に上杉氏に仕立ててから一年足らずに、塙崎・屋代・坂城・八幡・戸倉・上山田に至る広大な地域の支配者になり、村上氏につく有力武将に成長したことを示すのがこの文書である。上杉氏がこのよううに屋代氏を重用したのは、一二月に佐久郡に入った徳川家康に対抗して防備を固める必要があったからである。この文書には、所領目録の部分に横に墨引が見られるが、墨色も薄く抹消を意味するものではないであろう。



写真 8 上杉景勝感状

⑨上杉景勝感状(堅紙・横の内折
縦二八・七尺、横四一・〇寸
楷紙)

今度、小笠原至麻績之地相動く處、有先鹽被表被馳向、即被遂戦、大利敵百
余人被討捕頭之注文到来、心地好次第候、速々忠信被思詰所、謹顯奇特惑入候、
猪庄居舊門尉可申候、恐々謹言。

卯月廿二日
署代左衛門尉殿

(上杉)
景勝(花押)

〔説下し〕今度、小笠原、麻績の地に至り相動くの處、先無有り被表に馳向わ
れ、即ち一戦を遂げられ、大利にして敵百余人被討捕らる頃の注文到来、心地
好き次第に候。速々忠信思ひ詰めらる所、謹に奇特を顯わし惑入り候。なお広
居舊門尉申すべく候。恐々謹言。

〔解説〕この感状は、麻績での小笠原氏との合戦の際に星代氏があげた戦功を
上杉景勝が賞したものである。無年号であるが麻績合戦は天正一年と一二年の
の二度あり、そのどちらかであろう。小笠原軍が麻績に攻撃をかけてきたので、
星代氏は先駆けとして麻績に向かい、敵百余人を討取った。戦場からの首注文
を受けとった景勝は褒めたたえている。これまでの通説では、天正一年四月
一日、星代氏は上杉氏に謀反して徳川方として新砥城に奉兵したとされていた。
しかし、この感状によつて少なくとも天正一年四月段階では星代氏は上杉氏
に服属し感状を得ていたことが確認された。星代氏は、天正一年三月以降徳
川家康との関係を持つが、上杉氏との関係も絶たずに徳川・上杉の両属関係を
持っていたことがわかる。星代氏の上杉氏から明確な離反は天正一二年四月
以降であることがはっきりとした。その点で、信濃中世史を書き替えることと
なった史料である。

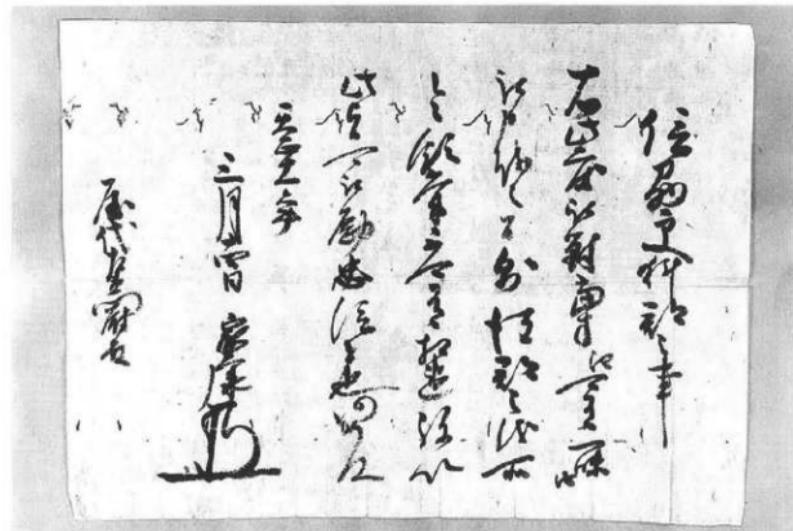


写真 10 徳川家康自筆判物

◎徳川家康自筆判物（堅紙 横三二・二三、横四三・五、楮紙）

【星代左衛門尉殿】

信州更級郡之事

右、此度被対当方江可有一味由、被申越之間、則彼郡之儀、所令領掌不可有相
違、弥以此旨可被勵忠信者也、仍如件、

天正十一年

三月十四日

星代左衛門尉殿

家康（花押）

【談下し】信州更級郡の事、右、この度當方え對されて一味有るべき由、申越
さるの間、則ちかの郡の儀、領掌せしむ所相違あるべからず。いよいよこの旨
をもって忠信を励まるべきもの也。よつて件の如し。

【解説】この文書は、これまで「諸侯余録」の写しでその存在が知られていた。
この原本文書の発見によって、すべての文字・花押同筆の徳川家康直筆の判物で
あることが判明した（東京大学史料編纂所高木昭作氏鑒定）。この文書の出さ
れた天正二年三月の時点では、星代氏は表面上はまだ上杉氏に属し、海津城
の副将の地位にあった時である。

文書の内容は、星代秀正から徳川家康に味方するという申し入れによって、
更級郡の支配を安堵することは相違ないので、ますます忠信を励むようにとい
うものである。更級郡支配権の安堵と引き替えて、星代氏はこのような密約を
結び、その政治的立場を上杉氏から徳川氏に大きく転換させたのである。この
ような重要な文書である故に、家康は自ら筆を取ってこの文書を認めたのである。
この転換の事情については、家康は自ら筆を取ってこの文書を認めたのである。
しも明らかでない。



写真 11 德川家康書状

⑪徳川家康書狀（折紙 繩三二・二四、横五〇・二二）
 今度は屬下に属するの段、忠信の至り欣悦に候。いよいよ真田・
 依田談合有り、其表油断なき様、馳走肝要に候。委曲大久保七郎右衛門尉申
 すべく候。恐々謹言。

〔譲下し〕今度當方幕下に属するの段、忠信の至り欣悦に候。いよいよ真田・
 屋代左衛門尉職、秀正、（花押）

家康

〔解説〕この文書も年次未詳であるが、記載の政治状況から判断して天正一二
 年と考えられる。内容は、屋代氏が徳川方の幕下に属したことを探り、真田・
 依田と相談して更埴地域の防備に油断のないようにせよというものである。天
 正二年三月、徳川家康に臣属を約した屋代秀正は、天正二年四月一日上杉
 を離反して徳川に走った。秀正は、海津城を引き払い新砥城に籠ったが、八日
 には城を出て行方をくらましている（歴代古案）。当時、真田昌幸と依田信
 蕃は徳川方の中心として小早・佐久方面で活躍しており、大久保忠世は東信地
 域の統括責任者であった。四月一二日、家康は秀正に対し彼等の指示に従うよ
 う命じ、一八日に柴田康忠を援軍として派遣した。秀正は五月に入つてようや
 く上杉軍に勝利することができたが、領地を奪い返すことはできなかつた。以
 後、屋代・柴田・塙崎氏らの身上は大久保忠世の指図に従うよう家康から命じ
 られている。（こうして屋代氏は徳川氏に属したものとの更埴地方の領土を失つた。
 その後、天正三年には上州沼田問題で家康方を離反した真田昌幸が上杉氏と
 連合することになり、更埴地方は真田氏に与えられることとなつた。）

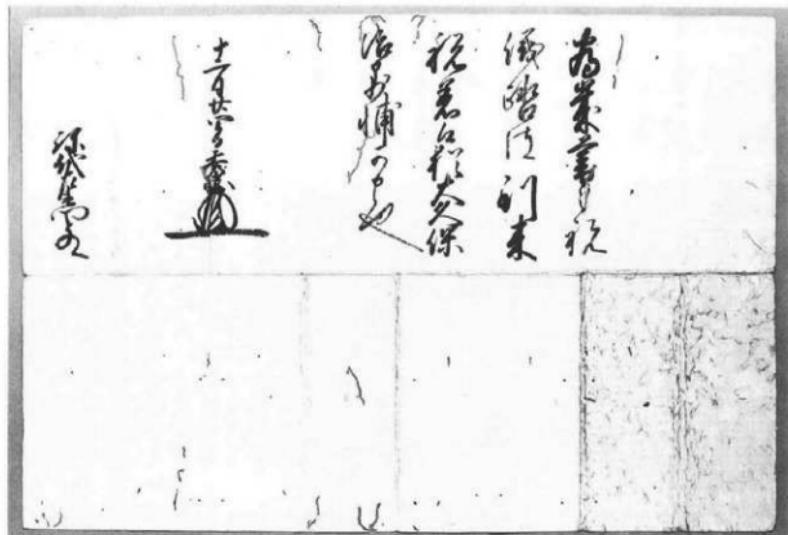


写真 12 德川秀忠御内書

〔徳川秀忠御内書 折紙 縦三七・〇二、横五二・七〕 奉書紙

「舟底上書き」
「屋代左衛門」

為歳暮之祝儀、踏皮到来、祝着候。猶大久保治部少輔可申候也。

十二月四日

秀忠
(花押)

〔印〕
「屋代左衛門との」

〔説下し〕 歳暮の祝儀として、踏皮到来、祝着に候。なお大久保治部少輔申すべく候也。

〔解説〕 年次未詳である。二代將軍徳川秀忠から歳暮の礼状が与えられている。踏皮は動物の皮の敷物か。宛先は、日付より下方に記され、「殿」が仮名書きであることなどから、家康時代よりはるかに冷遇されていることがわかる。

屋代氏は慶長十九年（一六一四）に甲斐国巨摩郡で四千石を与えられ、後に駿河大納言忠長の家老となつた。忠長没後、寛永十五年（一七二二）屋代忠正の時、安房国北条の一方の大名となつた。しかし、正徳二年（一七一二）義忠子位の時、万石驟勳がおきて御家断絶の処分となり、以後旗本として明治に至つた。

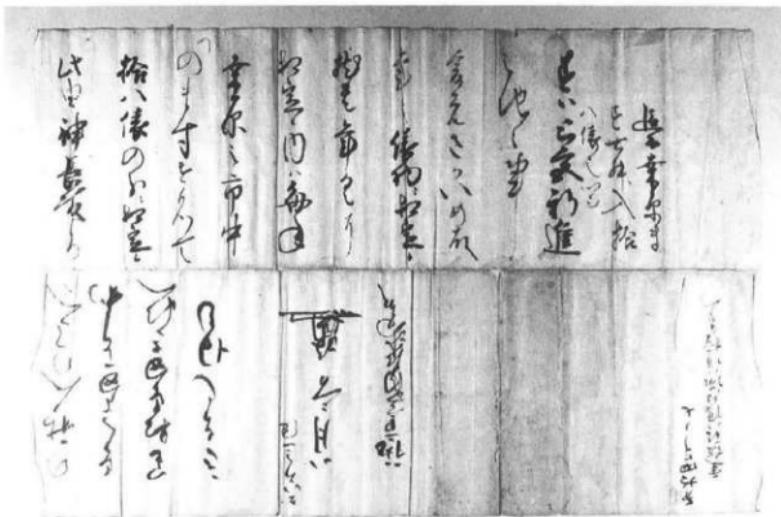


写真 13 屋代政国書状

三 調訪家文書（更埴市 調訪恒次氏所蔵）

①屋代政国書状（折紙 繁二九・〇三、横四三・四四）

道面、桑原ます七耕入り拾八俵也。以上。

すハ上宮折通之地之事、爰元さかいめ故、年々俵物ニ相定候、然者年具に相定候内ハ、毎年桑原之市中のますをもつて拾八俵の分ニ相定候、此由神長殿よりの社人のかたへもすくさまことわり相まさられへき者也、謹言。

「ゑいろいろ二年」

八月三日

源訪宮内左衛門尉殿

〔印判〕
〔花押〕

「議下し」追って、桑原ます七耕入り拾八俵也。以上。

すハ上宮折通の地之事、ここ元さかいめ故、年々俵物ニ相定め候。然らば年具に相定め候内ハ、毎年桑原の市中のますをもつて拾八俵の分ニ相定め候。この由神長殿よりの社人のかたへもすくさまことわり相まさられへきもの也。謹言。

〔解説〕数少ない屋代政国発給文書の一つ。政国が、源訪宮内左衛門尉宛てで、源訪上社に寄進した地の年貢は堀目であるので「俵物」（米）で納め、その量は桑原市の市耕で「八俵」とすることを伝え、これを源訪上社の神長官守矢氏を通じて社人にもすぐに伝達して欲しいと述べている。この源訪氏は、上社の源訪一族と考えられ、おそらく更埴地域に源訪社を勧請しそれを神主として経営していた人物ではなからうか。この源訪氏を介して上社への寄進や年貢納入が行われていたと解せられる。なお、桑原では七升を一斗とする桑原市耕が使用され、この地が地域経済の中心をなしていたことが推定される。「堀目」と「俵物」との関係は不明。

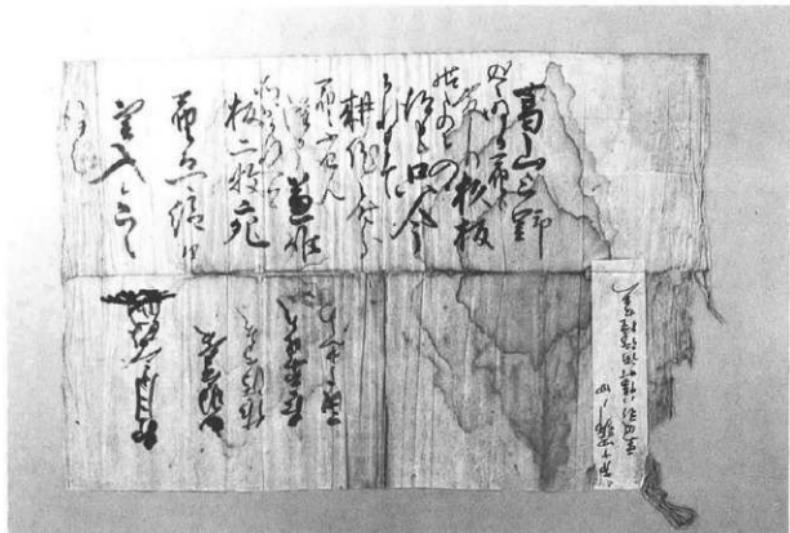


写真 14 幕代政国書状

②幕代政国書状（折紙、縦二六・八三、横三九・二）

返々、明日届候様のみ入候。それまで届候ふせん扣おかれへく候。
〔解説〕（舟船）

葛山上野殿より杉板船申候。只今耕作之時分、雖申兼候、板二枚免届候而可給

由邊入候。恐々謹言。

卯月十三日

政國
(花押)

出羽守殿

佐渡守殿

左京亮殿

民部丞との

〔誤下し〕返々、明日届候様のみ入候。それまで届候ふせん扣おかれへく候。
葛山上野殿より杉板船申し候。只今耕作の時分、申兼候といえども、板二枚免
届候可給わるべき由邊入り候。恐々謹言。

〔解説〕幕代政国は、善光寺平西北の山地である葛山（西山地区）から板を調
達している。葛山衆の上野殿から杉板を送つてもらい、農繁期で言い出しにく
いが、出羽守・佐渡守・左京亮・民部丞三人それぞれが板二枚ずつ、明日届く
ように送つてくれることを依頼している。「ふせん」は、舟船すなわちはしけ
船と考えられ、板の輸送のためこれまで使つてはしけ船を「扣」（=控、
引き留めて）置くように指示している。犀川・千曲川水系をはしけ船で板が輸
送されていることを示す貴重な文書である。

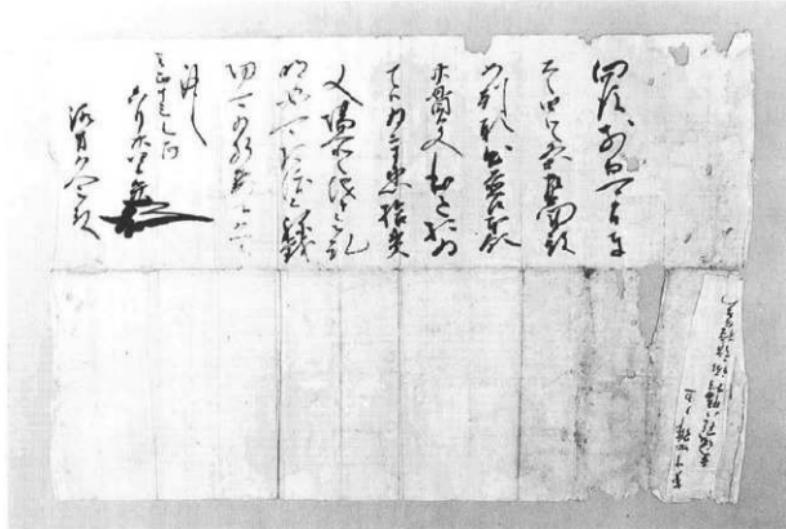


写真 15 弁知行宛行状

(③弁(真田信繁)カ) 知行宛行状(折紙、縦二八・四二、横四三・三二)

向後別面可有奉公之由候条、左衛門尉殿如判形出置候本領廿貫文、本意おろて
ハ為重恩賀文、又場所之儀者、令亂明必可相渡候、弥戦功可為肝要候、恐々
謹言、
○
○

天正十三乙酉

六月廿八日

諏訪久三殿

(真田出番り)
(花押)

〔説下〕 向後別して奉公有るるべき由候条、左衛門尉殿判形の如く出置
き候本領廿貫文、本意におろてハ重恩として貰賀文、また場所の儀は、乱明せ
しめ必ず相渡すべく候。いよいよ戦功軒要たるべく候。恐々謹言。

〔解説〕 この文書の発給者は、「奇」とも読めるが、「弁(花押)」の人物は、真田信繁(後の幸村)の幼名弁丸の可能性がある。天正一三年の時点で、この地域に強い影響力もっていたのは真田氏である。星代左衛門尉秀正に仕えていた諏訪氏が、以後は真田氏に臣従することを申し出たので、旧主秀正の判形(所領宛行狀)にもとづき諏訪氏の本領二〇貫文、さらには「本意」(更埴地域の支配権の確立か)の上、一〇貫文の地(場所については後日決定)を重ねて与えることを予約し、戦功を勵むことを要請している。星代氏が、武田氏滅亡後の上杉・徳川・北条三勢力の争覇の間、上杉方から徳川方に帰属を変換させるなかで、更埴地域の支配権を喪失してしまう。この文書の発給された六月の時点は、豊臣秀吉と徳川家康の対決する前年の小牧・長久手に敗れた余波を受け、家康と袂を分かつ秀吉と結ぶ真田氏が更埴地域で勢力を拡張し徳川方を排除している最中であった。やがて間八月の上田城攻めの敗北により、家康はこの地域を放棄し遠江に引き上げざるを得なくなつた。



写真 16 左衛門尉行狀

④左衛門尉（真田幸村か）知行済行狀（縦一九・三三、横五〇・〇三二）
屋代馬上兼知行事
治九貫三百十文 本領

合廿貫文ハ上務ニ而相渡し、御候地候而不足ニ候者、たしお可出候、もし上納
ニ余候者、御藏可被納者也、仍如此、
天正十八年

七月始一日

諏訪久三殿

まいる

（真田幸村か）
左衛門尉
（黒印）

「説下し」合わせて廿貫文ハ上務ニ而相渡し、御候地候而不足ニ候者、た
しお出すべく候、もし上納ニ余り候わば、御藏へ納めらるべきもの也。よつて
かくの如」。

【解説】この文書発給者の左衛門尉は、黒印の印文は未詳であるが真田昌幸、
信幸いずれのものでもなく、當時豊臣秀吉の側近となっていた真田幸村の可能
性が強い。前号文書の諏訪氏所領二〇貫文の内容を示してるのである。「屋代
馬上業」とあるところから、屋代氏なき後この地域の地侍たちがこのようない集
団として真田軍團に組織され、その員に諏訪久三は組込まれていたことがわ
かる。二〇貫文のうち、六九〇文は一族か從者王助分で、その他は諏訪氏本
領となっている。この在所は必ずしも明らかでないが諏訪文書の江戸時代の史
料から判断して、更城市栗佐の地区と推定される。「上務」とは上納貫高のこ
とで、二〇貫の年貢の地ということである。検地によつて不足の場合は「た
し」（足し、増し分）を出し、余った場合はその分を御藏納めとすると定めて
いる。

（峰岸純夫）

四 その他の文書（読み下し・解説は省略）

①屋代政国書状（小野家文書）塩尻市 小野光洪氏所藏

就新役之儀、商度承候、新井分以下衆々事者、悉之河崩無之候由申候、其已前之分神役不勤之由承及候、但兩人之代官械相尋、前々より御座候由申候者、川相崩候隨分量候て可被相取候、若又自前々之無持役者、雖神威之儀候、非分候哉、此之段兩人所へも申遣候、恐々謹言、

二月晦日

屋代越中守

政國（花押）

熊井備中守とのへ

御返事

熊井備中守とのへ
御返事

②武田信玄知行宛行状（真田家文書）長野市 真田半治氏所藏

雖為何時、其方隱居之御者、福井・戸藏・新砥之内、山田庄内之中内河、如此有知行、隨分量軍役可有御勤候、猶香坂彈正左衛門尉可申上候、恐々謹言、

永禄二年

（武田）
（花押）

屋代政國
左衛門尉殿

③屋代秀政書状（守矢家文書）茅野市 守矢真幸氏所藏

猶々、為御音信与、此方珍敷百被應御意候、貢賦申事候、如何様此方より使を以可申入候、不能具候、

不寄存折節、預御懇書候、本望至極令存候間、去年茂預御書状候得共、彼是取

紛故御無沙汰至、皆本意存候、殊更在御祈念、御玉会并御守護、親子方へ被懸御意候、寔御懇志之至、難申候、如仰近年者相互乱用、我等式も率缺故、無申断儀茂被過候、爰元程近儀候条、相當の御用等候者、可蒙仰、無沙汰存間敷候、恐々謹言、

三月廿二日

屋代越中守

秀政（花押）

熊井備中守とのへ

御返事

④上杉景勝安堵状（室賀家文書）

今度屋代左衛門尉無「忠信」然處其方事、功余之兄弟好左衛門尉有二續、則掛入之儀、感激候、依之、被持來地者、不及申、室賀兵部大夫一跡出置者也、仍而如件、

天正二年

（上杉）
（花押）

室賀源七郎殿

⑤上杉景勝書状（室賀家文書）

重而以使申届候、先達於麻瀆（通）、被抽粉膏大利、感激不淺候、仍下都無撫自有一子細、以廿日之逗留令出馬候、乍大儀春日山入馬之内、虛空藏ニ非善当養之無差別、在陣尤候、猶丸川掃部助可申候、恐々謹言、

卯月廿五日

（上杉）
（花押）

屋代左衛門尉殿

⑥屋代秀正安堵状（室賀家文書）

⑨徳川家康書状案（諸家感状宝物記）屋代阿波守藏大神君御書

「勝永寺様5名更様江之御書」
於于庄内力石千貫、若為部切者、庄内於和平千貫、於桑原式百貫、可出置候者
也、以上、

卯月七日

（室賀
勝永寺様）

勝永（花押）

五月廿五日

（徳川家康
御判）

（室賀正）
屋代左衛門尉殿

⑦徳川家康書状案（古文書）国立公文書館内閣文庫所蔵

此度囚徒等悉可令対治之所、路地中待切所、昨日敗北候、討伐候事無念候、
將亦其表不可有油斷事肝用候、恐々謹言、

五月二日

（室賀家康
御名御判）

二月廿六日

（徳川家康
御名御判）

（室賀
家康）

（室賀正）
屋代左衛門尉殿

⑧徳川家康書状案（室賀家文書）

雙使者被差越、殊太刀一腰、馬一匹祝着之至候、然者、景勝引出付、被及一戰、
敵百余被討捕之由、無比類事候、將又此表之様子追日可任存分候間、於時宜可
御心安候、委細者使者可申候、恐々謹言、

九月十九日

家康

御書判

（室賀正）
屋代左衛門尉殿

（室賀
家康）

御書判

⑩徳川家康書状案（古文書）国立公文書館内閣文庫所蔵

改年之為祝儀米札、祝着候、殊其表無相替儀候之由、肝要候、尚大久保新十郎
可申候、恐々謹言、

二月廿六日

（徳川家康
御名御判）

（室賀正）
屋代左衛門尉殿

⑪徳川家康書状案（諸様余録）屋代越中守

就當表在陣之儀、度々飛脚被差越、令為祝候、殊可任存意候間、於様様可御心
安候、恐々謹言、

家康

御書判

（室賀正）
屋代左衛門尉殿

(2) 德川家康書状（室賣家文書）

今度其方被入情、殊家中之者共動已下無比類候由、大久保七郎右衛門尉かたよ
り申越候、御辛勞きんろう入候、尚々無由断様肝要候、委細内藤四郎左衛門尉・大久
保次右衛門尉可申候、恐々謹冒、

(慶長九年)
壬八月廿八日

家康（花押）

屋代やしろ左衛門尉嚴

(3) 本多正信書状案（古文書）国立公文書館内閣文庫所藏

尚以百姓已下迷惑候ハぬ様、可被仰付候、追而御知行わけ相済候上、御

朱印之儀可被還旨二候、以上、

急度申入候、甲州逸見筋二面毫万五千石之所、両三人へ被下候間、御相談候而、

能様二御分可被成候、御知行在所付之儀も進候間、如其能様二御分尤候、恐々
謹言、

正月七日

本多佐渡守

判

(4) 德川家康朱印状案（古文書）

以上、

(慶長五年)
七月七日

御朱印

屋代やしろ左衛門とのへ

(5) 德川家康朱印状案（古文書）

今度、屋代左衛門尉差遣候之矣、御領分伝馬等可被仰付候、恐々謹冒、

(慶長五年)
御名御朱印

屋代左衛門尉嚴

三枝平右衛門嚴

真田頃岐守嚴

人々御中

(峰岸純大・井原今朝男)

(6) 德川家康朱印状案（古文書）御下知状

一、加賀中納言殿、北国筋を米沢へ打出会津へ乱入候者、案内者ニ候之間先手

者山形出羽守中納言殿可為底本事

一、置日以下之儀、中納言殿可被仰付候、御隔意有間無候事

一、越後守從津川筋出陣之儀、無越度様可然段口上三司申候、兼又村上周防、

浦口伯耆兩人之内、向寄次第、一人中納言殿為案内者、北国筋へ可有參陣候

事

以上、

(慶長五年)
七月七日

御朱印

屋代やしろ左衛門とのへ

(7) 德川家康朱印状案（古文書）

今度、屋代左衛門尉差遣候之矣、御領分伝馬等可被仰付候、恐々謹冒、

(慶長五年)
御名御朱印

屋代左衛門尉嚴

三枝平右衛門嚴

越後守從嚴

越後守從嚴

五 文書からみた屋代氏の動向

はじめに

北信濃の中世史料は、きわめて少ない。それは、歴史的な事件に起因する。善光寺平一帯は、慶長三年（一五九八）秀吉による上杉氏の会津移封によつて、農民分離が徹底し、地侍はもとより中間小者・奉公人の一人残さず移動出国した。現地で中世文書を所蔵する寺社や個人所蔵者が極端に少なく、北信濃に關係する中世文書が山形県や新潟県などから発見されることが多いのもそのためである。

こうした中には、更埴地域の中世文書は比較的恵まれている。第一に、一九八二年戦国領主原代氏の古文書「屋代家文書」が静岡県清水市で発見され、その後更埴市に寄託され保管調査されるようになった。

天正二年以後、徳川氏に臣従してこの地を離れた屋代氏は、江戸時代には上總国北條に移封され大名となつた。万石騒動とよばれる著名な百姓一揆で取り消しになつた後も原本として存続した。明治維新で徳川氏とともに静岡県に移転、清水市に在住し現在にいたのである。

第二には、地元史料として「訪問家文書」の存在があげられる。屋代城跡調査の過程で本格的な調査が開始されたばかりで不明な点が多いが、同家に伝来し歴代当主によって厳密に保存され守られてきた史料をみると、永禄二年屋代政国書状から寛永元年真田信之家臣等遺書証文など戦國から江戸初期にいたる時期の古文書がまとまっている。中世以来の領主や農民で継続してこの地域に長期に定住してきた人々が少ない中には、同家の古文書はこの地域の断絶していた時期の歴史を明らかにするうえで大きな役割を果たすものとして期待される。その一部が本書で紹介されている。

これまで、この地域の歴史と暮らしひいては、米山一政氏を中心としたす

ぐれた「更埴地方誌」第二卷²、最近刊行された「更埴市史」などによつて明らかにされている。本稿は、これまでの文献史料からみた屋代氏を中心としたこの地域の歴史についてわかっている部分と不明な点とを明らかにする目的で、整理しようとしたものである。

(一) 更埴地域の公領と莊園

更埴地方の莊園・御厨

長野盆地南部の更級・埴科・水内・高井四郡が錯綜する一帯は、千曲川や犀川、それに合流する中小河川がつくる複合層状地である。平安時代末期から鎌倉時代にかけての荘園公領制の発達した時代、この地域には、藤長御厨（布施御厨・戸部御厨）・長田御厨・保科御厨・村上御厨・麻績御厨・今田御厨など伊勢神宮の御厨が集中的に分布していた。

藤長・長田・保科御厨は、千曲川流域の沼澤原に展開する河の莊園である。村上・麻績・今田御厨は、更級・埴科両郡から筑摩郡の都域である山間地の中河川流域で、いずれも鮭の粗上する地域にあたつていている。淡水魚や鮭などを御食とする理由に、伊勢神宮と結んで地域の権益を守る動きが平安後期から激化していたといえる。麻績・布施・戸部御厨などは、伊勢平氏と結びつきをもつた平家弘・正弘父子の所領であった（『台記』）。村上御厨は、源氏の村上為國・基因父子がいた。この平家弘と村上為國らは、現地を開拓を推進した在地の勢力を組織化すると共に、京都でも院や摂関家などと結んで活動の場を伸長させていた。平正弘や村上為國等は、崇徳天皇や藤氏長者の頼長と結びつきをつづめ、保元の乱で敗北し、所領を没収されている。ほかの信濃武士の多くが後白河天皇・忠通卿にたつて戦ったとの対照的である。

一方、更級・埴科両郡境の沼澤原にあって、鎌倉時代末期に守護所があつたことが判明する船山郷は公領であり、その周辺には小谷莊・倉科莊・英多莊、四宮莊などの莊園が分布する。小谷莊は一五八年に石清水八幡宮を領家とす

る莊園となつたもので、武水別神社の水神が八幡社化するのも平安時代後期からである。英多莊は摂關家領・四宮莊・石川莊は共に御室仁和寺領である。倉科莊および加納屋代四箇村は、九条城與寺領となつて一八六年当時貢未納になつた。九条城與寺は、応徳二年（一〇八五）太政大臣藤原信長が造立したものといふ（朝野群載三）から、あるいは一世紀代のこの地域では比較的早い時期の立莊かも知れない。

このように更埴地方は、御厨・莊園や公領がもつとも密集して分布していた。佐久郡に佐久伴野莊と大井莊という都を二分するような大莊園が成立したのは対照的である。更埴地域には小規模で莊園領主を異にする莊園が錯綜して群立したのである。それだけ、この地域の開發が活発になされ、中央政界との繋がりも複雑で緊密であったことを物語つてよい。

倉科莊と加納屋代四箇村

屋代は、この倉科莊の加納として歴史に登場する。文治一年（一一八六）乃黄末濟荘々注文に倉科莊に統いて「同加納屋代四箇村」とみえる。九条城與寺郷や坂木郷と同様、国衛領の村として成立した。その地域に、倉科莊民が山作しながら加納として莊園に組み込んだものといえよう。莊園整理令の中で、加納や出作の整理・規制が強化されるのは保元元年以降といわれており、それ以前に倉科莊の出作・加納としての開発が進行していたものと考えられる。加納となる前の屋代地域は公領であり、倉科莊との境がどうであつたかは不明である。現在の民俗調査によれば、雨宮坐日吉神社は森・倉科・生賀・土口・雨宮五箇村が經營しており、屋代は含まれない。ここが、倉科莊城であろう。また倉科莊には、「東条」「下条」の条里地名が中世の文献にみえる。屋代が村を単位にしているのに、倉科莊は条を単位にしていた。

この一帯は更埴条里水田遺構が分布しており、昭和三七年（一九六二）全国に先駆けて発掘調査が実施された。それによれば、仁和四年（八八八）の大洪水によって埋没した条里水田遺構が確認され、最近の発掘調査では奈良時代の水田址や国符木簡・郡符木簡などが大量に出土している。川中島四郡の中でも中核的な行政機能をもつていたことが推測される。この更埴地域は洪水地帯であり、その再開発には相当の政治的経済的援助が必要とされた。国衛権力の衰退の後は、倉科莊など莊園領主や莊政所の支援によってはじめて再開発が実現されたものと考えられる。

（二）鎌倉時代の屋代氏

承久の乱と屋代氏

屋代四箇村の開発領主や、地頭については不明である。これまでの研究によれば、屋代氏の初見史料は承久の乱の六月十三・十四日に行われた宇治橋合戦での「手負文名」（吾妻鏡）承久三年六月一八日条である。その中に葛部五郎・兵衛尉・右衛左衛門三郎・寺尾又太郎・四官右馬允・麻績六郎等と並んで、「屋代兵衛尉」がみえ、ほかにも敵を討取ったものの名前が見える。

富部・布施・寺尾・四宮・麻績などの名は、いずれも戸部御厨・布施御厨・四宮莊・麻績御厨などの莊園御厨の地名と一致する。この屋代兵衛尉も屋代四箇村の地を苗字とする武士と推測されている。

続く關係史料に、正応三年（一二九〇）の「熊谷家文書」がある。

可早以源氏子王、領知信濃國倉科莊東条内田地貢穀數事

右任親父屋代小五郎直経法名、正応元年十一月十六日譲状、可令領掌之状、依

仰下知如件、

正応三年五月十四日

院奥守平朝臣（花押）
相模守平朝臣（花押）

これによれば、源氏の鶴谷宣經が信濃国金倉荘東条に領地を有しており屋代小五郎と名乗っていたこと、その所領を子の乙王に譲り、幕府からその譲与安堵が行われたのである。

『更級埴科地方誌』や『更埴市史』は、これら屋代氏をいずれも「尊卑分脈」の清和源氏村上氏として一貫して屋代に住し、その系譜が連続と続いたとする。

村上経業の子仲盛に業光・家盛・仲基・仲経・景仲等の子息があり、いずれも屋代氏を称したとする。

新史料にみえる屋代氏

屋代氏が鎌倉時代の御家人であることは、最近、国立歴史民俗博物館所蔵の「六条八幡宮造営注文」という新史料の発見によって裏付けられた。この新史料は、建治元年（一二七五）五月日京都の六条八幡宮の新宮造営役を負担した鎌倉御家人を「鎌倉中」「在京」「國別」の三つに分類し記載したものである。

「信濃國」御家人は、三三名で「一七」貢文を負担しており、武藏國八四名で五八四貢・相模國三三名で一八四貢に次ぐ三番目の大國であったことがわかる。その中で、更埴地方の関係者は、

村上判官代入道跡	五貢文
同 馬助跡	五貢文
出（浦）藏人跡	三貢文
屋代藏人跡	五貢文
四官左衛門尉跡	五貢文

の五人があげられている。

この内、村上・屋代・出浦三氏について、「尊卑文牒」に次のようにある。この内、「吾妻鏡」によれば村上経業は文治元年（一一八五）一〇月二四日頼朝の相模国長寿院参詣に随兵として長子左衛門尉頼時と共に参加している。建久二年（一一九一）の頼朝上洛にも経業・頼時・村上判官代基国等が供奉し



た可能性も考えられる。したがって、この屋代家盛・仲基兄弟一族が、鎌倉御家人として勢力を拡大した家人として屋代藏人跡を継承したものとみて誤りはなかろう。

熊谷家文書と屋代氏

次の問題は、熊谷家文書にみえる屋代氏である。鎌倉時代後期の屋代小五郎直経—源氏乙王はいかなる系譜の武士であろうか。この文書は、「熊谷家文書」の「支族 上巻」に収められたものである。文面からは「源氏字乙王」が「親父屋代小五郎直経法師法名阿仏」から、倉利莊東条を譲与されたのであるから、屋代小五郎直経は源氏といつてよいことになる。しかも、直経は元弘の乱以後、南北朝動乱で活躍した著名な熊谷直経と考えられ、これまで何ら疑問も発せられなかつた。熊谷氏研究の中でもこの文書について議論されたことはなかつた。

しかし、「熊谷家文書」の「尾張守直経上三巻」の「熊谷直経自筆去状」をみるとまでもなく、直経は平氏であり、元弘三年（一二三三）四月一日大塔宮令旨をはじめ、彼は「熊谷小四郎平直経」を名乗り、貞治四年（一二六五）には沙彌直道を称している。「大日本古文書 熊谷家文書」に記載された熊谷氏系図や「続群書類從」の熊谷系図も直経は小四郎を称しており、小五郎はみあたらない。この関東下知状の屋代小五郎直経は、熊谷小四郎平直経と、源氏平氏の別や法名が異なつてゐる。

この直経は同名異人であつて、この文書は本来「熊谷家文書」ではなく、直経の一族から、「熊谷家文書」の中に紛れ込んで、そのまま「支族 上巻」に含められて、相伝されてきたものと考えるべきではなかろうか。近年刊行された「広島県史中世編」によれば、同家文書の中で最古の「熊谷直実議狀」は、作成・伝来過程に問題点が多く、嫌着時代末ころ相伝の必要から偽作されたものと推定されること。現存の「熊谷家文書」は惣領家のものではなく庶子の系列ではないかといふ疑問点がだされている。⁽⁵⁾ それらも含めて再度今後の検討課題としなければならない。

ただ、この史料からはつきりすることは、鎌倉御家人として勢力を拡大した屋代氏一門が勢力を倉利莊にまで勢力を拡大し、その東条に領地を所有し、屋代小五郎直経がそれを子息乙王に譲り、鎌倉幕府から関東下知状により安堵されたことである。その屋代文書が、その名前の一致からいつか熊谷小四郎直経の関係文書とみられ、「熊谷家文書」に紛れ込んだものと想定される。

以上から、鎌倉時代に鎌倉御家人となつた屋代直経の一門は、その勢力を倉利莊東条へと拡大して正応三年（一二九〇）幕府から安堵されていたことは確実である。

（二）屋代氏の関東・京都での活躍と地域社会の変化

南北朝時代の屋代氏

鎌倉時代末期の得宗專制といわれる時代になると、船山郷は、嘉暦四年（一二二九）年に「船山郷普恩寺入道」とみえ、北條基時が地頭になつてゐる。「神氏系図」には、船山郷一分地頭として諫訪時光がみえている。北條基時は信濃守護であり諫訪時光は建治三年（一二七七）ころから奉行人としてみえ、左衛門入道・太田と号し得宗被官でもあつた。

また、四宮莊については、西宮莊北條が「円明跡」であったといい、円明―金沢時顯の所領であった。さらに、北條には諫訪円忠一門の権益がありそれが天竜寺に寄進された「天竜寺重書目録」。鎌倉時代末期には、幕府内部での

北條氏一門の台頭に伴い、更地地域でも船山郷は北條氏の守護領。四宮莊は金沢時顯の所領であり、共に得宗被官の諫訪氏が進出してゐたのである。

しかし、幕府滅亡で北條政權が倒れると、南北朝期には、これら北條氏の所領が没収され、替わって信濃守護小笠原貞宗や越後守護大將軍村上信貞等が進出する。四宮莊では「貞宗々氏等跡分別事」などとみえ、小笠原貞宗・宗氏等の所領が分布し、足利尊氏の奉行人となつた諫訪円忠も権益を継承していた。

他方、この地の旧来からの鎌倉御家人であった四宮左衛門跡の一族について

は、建武二年（一三三二五）北條時行の乱に際して、四宮左衛門太郎が護送役や滋野一族と共に参戦し、七月十四日、保科弥三郎と共に大将として青沼に押し寄せ守護館を攻撃した（市河文書）。四宮氏が、鎌倉時代末期には北條一門の被官となり、北條氏滅亡後、小笠原氏が四百莊に進出したこともあって、中先代の乱では反小笠原・反守護軍の大將となっていたのである。

船山郷では、北條氏滅亡後役官され、信濃守護小笠原貞宗に与えられ、守護所がこの地に置かれ、守護の軍勢催促が船山郷で行われていた。

このような小笠原氏の急激な進出や、南北朝動乱の激戦の中で、屋代氏がどのような行動をとったかについては不明である。史料には、ほとんど姿をあらわさない。

わずかに、莊園の下地支配を浸透させていた史料が残る。市河文書に伝來した「雜訴決断所牒」（市河文書）によると、倉持莊の領家城興寺の所司や雜掌は、「屋代下条一分地頭彦四郎以下輩」が下地を押領し貢を責め取るとして、その解状を雜訴決断所に訴えた。建武元年（一三三二）六月一六日証明のため地頭らを召し進めよう、信濃國守護所にあてて命令が出された。

ここにみえる屋代下条は、「尊卑文脈」に屋代藏人仲基の一門が支配した所領として記載され、その一分地頭の彦四郎は屋代氏とみてもちがいない。この時期には屋代下条が倉持莊内に包摂されていたことが確認される。屋代氏一門が、倉持莊の東条や下条・上条などの下地を支配し、領家年貢を貰め取る行動に立ち上がつてゐることがわかる。

一四世紀後半 室町幕府奉公衆としての屋代氏

この屋代氏が、室町幕府とのような関係にあつたかについては、同じ「市河文書」に面白い史料がある。観応二年（一三三五）六月一日の「足利直義御教書」によると、高井郡毛見郷平澤などをめぐり毛見彦次郎実綱と木島五郎二郎との紛争が、幕府での裁判となり、奉行所での審議となった。しかし、木島

氏は無音を通じたため、幕府は市川経助と「屋代越中守」に共同で木島五郎二郎を今月中参詣させるよう命ぜたのである。こうした幕府訴訟での両使に地元の御家人が任命される事例は多く、屋代氏は室町幕府の御家人となつたことがわかる。

その一方、「龍禪寺報恩院文書」の觀応二年（一三三五）正月六日「閑東庄造状案」には、「屋代源藏人」がみえる。

上杉左衛門藏人 去年元月十一月十二日於常陸国信太莊揚旗 同十二月一日、利莊湯山着、若御前ニハ三戸七郎・彦部太郎・屋代源藏人・一色少輔三郎・加子修理亮・中賀野子宮内少輔・今河左近藏人御共、此人々五人、於湯山坊中、翌日辰時、三戸七郎ヲハ宮内少輔討之、彦部ヲ加子修理亮討之、屋代ヲハ義慶討之、以上三人被討罪、などとある。

つまり、足利基氏のもとで勢力を有していた尊氏派の高師冬は、觀応元年（一三三五）一二月、足利直義派の上杉左衛門藏人能憲の挙兵と攻撃にあって、鎌倉を没落した。その時尊氏の三男で若御前といわれた足利基氏の奉公衆であった三戸七郎・彦部太郎・屋代源藏人の三人が討ち取られたのである。このため鎌倉は一時直義派が抑え、足利直義が鎌倉に入つたのである。

この時屋代源藏人は、この注進状を書いた石塔義慶に討たれた。ここから、屋代源藏人が足利基氏の奉公衆として、その御前近くに仕える有力武将で高師冬と共に行動をとった、鎌倉で死去していたことが判明する。

屋代氏は信濃を離れ尊氏派の武将として高師冬らと行動を共にして、鎌倉など関東で転戦していた。信濃の現地での戦闘に、姿をみせないのは当然といえよ。

『室町幕府御的目記』にも、貞治二年（一三六三）正月一四日に初めて「屋

代新藏人太夫師國」が記載され、応安二年（一二六九）正月二八日まで毎年勤仕している。翌応安三年（一二七〇）正月二八日の始めには、「屋代越中守」に代わり連坐勤仕した。後、応永二年（一二九五）、同三年正月七日の両年に「屋代越中守」と「屋代四郎」が勤仕している。

このように室町幕府の御始の儀礼において、屋代氏は奉公衆として一四世紀後半から一貫してその役を勤めていた。

『更級墳科地方誌』によれば、これらの屋代氏は、康正二年造内裏段錢国役引付などに「屋代藏人跡・美濃國芥見莊地頭」などと見えることから、これまで「これらが本領屋代在住の屋代氏である証左はない：むしろ屋代莊より出で美濃あるいは能登などにおいて地頭職として彼の地に住した人とみるべきかと思う」との見解をとつてきた。⁽⁶⁾

しかし、この屋代氏の官途は、いずれも「藏人」「越中守」であり、前者は鎌倉御家の信濃屋代氏のものと共通し、後者は「市河文書」にみえる信濃屋代氏のものと一致している。しかも、親応年間に「市河文書」では「屋代越中権守」「龍蘭寺文書」では「屋代新藏人」とあり、二つの系統が並存しており、両者が同時期に相並んで、御的始めの射手役を勤仕していたのである。室町時代に成立した「尊卑文牒」でも、信濃屋代氏を二つの系統に分けており、屋代四郎・屋代藏人の記載とも一致している。これらの点からすれば、この室町幕府の御始ために参加した奉公衆屋代氏も信濃屋代氏であり、また美濃國芥見莊地頭職等を新たな所領として獲得したものと考えられるのではないか。⁽⁷⁾

開東における屋代氏の活動
屋代氏の動向が、更埴地域ではほとんど姿を現さなかつたこの時期について新しい史料が、市村高男氏によって収集され、茨城県の「竜ヶ崎市史」に発表された⁽⁸⁾。埼玉県熊谷市別府を本貫とした別府氏の関係史料である「別府文書」や、「金沢文庫文書」である。

①別府幸氏着到状（別府文書）

着到

右、自去年十一月至于今、於闐・大宝城中、入御陣令越年、役所以下致警固

別府尾張太郎幸実代同勢三郎秋義
候也、仍着到如件、

康永二年正月二十三日

「承候了」（花押）

付裏「屋代彦七判」

②別府幸実軍忠状写（別府文書）

目安

武藏國別府尾張太郎幸実申所々軍忠問事

一、去膳店四年五月九日、自膳店常州⁽⁹⁾遠御陣以来、所々御共仕候、同六月十

六日、馳向于小田金鐘塔峯、致合戰追落御敵、則於西尾崎取障營固仕訖、浅

羽太郎左衛門尉 玉井太郎四郎令見知候事、

（中略）

一、同⁽¹⁰⁾月十七日、屋代彦七信經同道仕天、馳向于信太莊之處、佐倉城囚徒等令没

落候事、討渡伊佐度之入海、馳參東条城之處、御敵降參、同日相向龜谷城之

刻、又以降參、同廿三日、押寄高井城、焼払所々候訖、

（中略）

康永參年二月 日

（花押影）

③某書状断簡（金沢文庫文書）

〔前次〕

□□□□□□

此寺へ御出可有如何候哉、星代如此被申候之間、永順房左右までもなく進入候、只今善勝寺跪向候也、
 参州井屋代對口仕候了、先為御罷罷出候之由、令申候□、最前蒙仰進□由、被申候、今夕有御出、大乗寺御寄宿□、明日疾御対面可□、
 〔後次〕

④某書状断簡（金沢文庫文書）

〔前次〕

候、星代侍中、早旦御入可宜之由、申候つ、又和泉衛門尉、於參州宿所對面仕、
 御事付令申候處、返答愚存より
 〔後次〕

⑤雜賀希善請文（円覚寺文書）

円覺寺造宮科所常陸國小河郷郷事 任去月十六日御施行之旨、今月十八日、毫岐左京亮政高・希善相共茲彼所、沙汰付下地於寺家雜掌妙識候狀、仍請取狀如此候、云々名字、云土貢分限、欲注申之處、百姓等与本主益戸常陸入道行政一林之間、更不隨所勘、不及厨雜事、結句同廿日、妙識被迫出之間地下目録不能認進之候、仍可令帰參候之處、星代越中守節國押領之地、當國東条莊内社村事希善為使節、被成御教書候之間、遂其節可令帰參候、若多々偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候哉、恐懼謹言

永和三年五月廿一日
 進上 御奉行所

沙弥希善（裏花押）

これらの文書によれば、暦応四年（一三四四）九月一七日、星代彦七信経は別府宰実らを同道して常陸国信太莊に出陣して、佐倉城に南朝方の軍勢を没落させ伊佐度の内海を渡り、東条城や高井城などに転戦していたこと。康永元年（一三四二）一二月には、星代彦七信経が武藏國住人別府秋義らの着到を受けて、常陸國開城や大宝城など開東における南朝軍の拠点を攻撃したことがわかる。特に、「金沢文庫文書」によると、参州といわれた高師冬と並んで星代氏が某氏と対面しており、星代氏が足利尊氏の執事高師冬と並ぶ有力武将として共同行動をとった関東での南朝軍討伐に従事していたことが知られる。

この星代氏について市村高男氏は、常陸國社村土着の領主ではなく外米の領主でおそらく室町幕府奉公衆星代氏の一族で新たに東条莊社村に入部してきた存在と推定している。慎重にその出身地については、断定を避けている。

しかし、この星代氏はいずれも、親の擾乱で尊氏派として高師冬らと行動を共にしている。先の「圓覺寺報恩院文書」の「関東注進状案」に書うごとく、直義家によって殺された「星代源藏人」の活動と一致する。

星代彦七信経や星代源藏人が、足利基氏の奉公衆としてその御前近くに仕える有力武将で高師冬と共に行動をとった鎌倉で死去していた。

この後も、貞治四年（一三六五）一〇月八日、「関東御所近習連署奉加状」（六波羅密寺文書）に、上杉弾正少弼朝房等と並んで「散位師國」がみえ、史料⑤の永和三年（一三三七）には、「星代越中守節國」が常陸國東条莊社村を所領として押領したこと、その使節として鎌倉府奉行人希善が派遣されたことが判明する。

こうしてみると、一四世紀後半に星代彦七信経や、星代源藏人、星代越中守節國等は、更埴地方を出てむしろ鎌倉府の奉公衆として、また尊氏派の武将として常陸國や鎌倉など関東において活躍し、常陸國東条莊社村を所領として押領するまでに成長していたのである。

村上氏と関東管領上杉氏

では、何ゆえ屋代氏は、更埴地方から活躍の場を関東に求めたのであろうか。

その契機は、何であったのか。

この点について、佐藤博信氏は室町時代に関東管領山内上杉氏の奉行人、

力石氏が登場することに注目する。観応二年（一二五二）一〇月尊氏派の小笠

原政長と直義派の上杉憲頼とが信濃国佐江中山で衝突した時、「上杉若党力石
兵庫助」が討ち取られた（佐藤文書）。長野県更級郡上山田町力石出身の力
石氏が上杉氏の若党として家臣になっていた。この時代以降「上杉氏の家臣と
して活躍する常陸の土岐氏・白田氏・屋代氏などは、いずれも信濃かその周辺
の出身者で、内乱の過程で上杉氏の家臣となり常陸各地に移住してきた連中で
あつた」と推測している。⁽²⁾

たしかに、信濃武士が南北朝内乱期に鎌倉府と結んで関東に転戦しており、
その地に所領を確保し一族が土着した事例については、調査研究が遅れている。

屋代氏の場合については、ほとんど未調査であるが村上氏との共同歩調を取っ
ていることが多いことから、村上氏の動向について注目して再検討してみよう。

親応の擾乱では、信濃の譚訪直頼や滋野一族等が直義党として活躍したため
更埴地域でも激戦が展開された。正平六年・観応二年（一二五二）譚訪直頼軍
は正月五日、船山の守護館を攻撃し、また府中放光寺等を落としている。さら
に八月には、北陸道から信濃に入部した。信濃の更埴地域は、この時直義派が掌握し
ていた状況下にあった。足利基氏の奉公衆であった屋代源藏らが討ち取られ
たのは、この直義派の全盛期である親応元年（一二五〇）一二月であった。

屋代氏はこの親応の擾乱では尊氏派として行動し、高師冬と共同して基氏の
奉公衆となつて関東鎌倉で転戦していた。この内乱は、結局尊氏が一旦南朝に
帰順し正平七年の年号を用い、直義追討の繪旨を獲得し、ついに正平七年・文

和元年（一二五二）正月、鎌倉に入り直義を殺戮し、親応の擾乱は終結するこ
ととなつた。

この足利尊氏の鎌倉駐在の時期、村上氏の鎌倉での活動を物語る史料を「金

沢文庫文書」の中から山田邦明氏が紹介している。

①
堺全御房御上洛之御状、委細拝見仕候了、抑金沢寺領塩浜事、任御寄進貢貢、
可有御知行候、殊更此間遊君之御方御通例之時分候、彌可賜教御祈禱精誠候、
諸々相残御訴訟事者、御所明春御下向候ハんすれハ、追可有御中候、就其い
まて此御僧御在京候柔、無御心本相存候、恐々謹言、

十一月一日

河内守貞頼

在判

金沢長老侍者御中

謹上

②

謹上

村上河内守殿
沙門什専

「謹上」
其後不啓案内、積齋無他候、抑雖輕微候、當所茶一箱二十袋合進候、乏少之

至恐入候、心事期後信候、恐々謹言

七月廿七日

謹上

村上河内守殿

沙門什専（花押）

山田氏は、「諸々相残御訴訟事者、御所（尊氏）明春御下向候ハんすれハ
追可有御申候」などの文言から、この文書が尊氏の鎌倉から京都に戻った文和
二年（一二五二）に相当するもので、翌年には鎌倉に戻る予定であったことな
どを論じた。特に、この村上真頼については、その他の訴訟について闇考して

いたり、金沢称名寺長老の什導から茶一箱を贈与されていることなどから、称名寺関係の訴訟を担当していた幕臣である可能性が高いとして、この村上河内守を信貞ではなく貞頼に比定している。^[15]

これらによれば、村上河内守貞頼は、尊氏派で、尊氏が上洛した後も鎌倉に留まり、金沢称名寺の訴訟奉行として鎌倉府の奉行人となっていたこととなる。

この点を補強する史料が、やはり「金沢文庫文書」に存在する。

金沢称名寺雜掌頼恵申武藏國金沢郷内当寺敷地等事、帶御寄進状、所歎申也、

先立依申請、被成吹舉村上河内入道正貞事、所詮任理運、可有其沙汰之状

依仰執達如件、

応安七年九月二日

武藏守在判

上杉兵部少輔入道殿

これによれば、応安七年（一三七四）金沢称名寺の雜掌頼恵が、金沢郷内の寺敷地等事について、尊氏の寄進状を帯びて幕府に提出した。先の申請により、村上河内入道正貞を吹舉したので理運にまかせて訴訟沙汰をせよというもので、幕府の管領細川頼之から鎌倉府の執事上杉能憲に充てた「足利義満御教書」である。^[16]

ここでも、金沢称名寺の訴訟について、担当奉行を村上河内入道正貞に指定しているのである。正貞と貞頼とは、受領名と「貞」の通字を同じくしておらず、村上氏一門とみてまちがいない。いずれも鎌倉府の金沢称名寺の訴訟を担当する「別奉行人」になっていたのである。

これまでの研究では、建武二年（一三三五）に「当国惣大將軍村上源藏人」

として登場する信貞が、翌三年二月には「村上源備中信貞」、同四年三月には「為新田義貞謀伐、村上河内守信貞去正月御免向金崎城」「村上四郎藏人房義」（『市河文書』）とみえるのみで、その後は全く不明になる。「更級草科地方誌」

は「村上信貞の活動は、この金崎城攻略を最後にして後の消息は判明しない」とし、「長野県史」通史編中世二是その理由を「所領をめぐる問題がしだいに」とし、村上氏の思うままにならない情勢になっていたからであろう」とする。村上信貞のその後が、わからないのである。

しかし、史料上登場する、村上河内守貞頼や村上河内入道正貞は共に、いずれも受領名と「貞」の通字を同じくしており、村上氏同族とみてまちがいない。幕府の奉公衆で、鎌倉府の金沢称名寺の訴訟を担当する「別奉行人」として鎌倉や関東で活動していたのである。

村上河内守貞頼は、「慈照寺文書」文和四年（一三五五）一月七日、「足利義詮御教書」によれば、山城国平等院末寺善綠寺および同下司職を押頭とするとして訴訟になっていたことは、米山・政氏も知れている。^[17]「この貞頼あるいは、信貞の子ではなかろうかと察せられる」とした米山説は正鶴をついていたものといえよう。

このように、村上信貞の後、貞頼・正貞と続いた村上氏は鎌倉府の奉行人であった。このため、屋代氏も早くから村上氏と行動を共にして、屋代彦七信経や屋代越中守師国等が常陸國での南朝討付に転戦し、常陸國東条若井村に所領を獲得するまでになったとの推測される。室町時代の村上氏が、信濃守護小笠原氏と対抗する一大勢力となることができたのも、親忠の擾乱の中で足利尊氏派として関東に転戦し、鎌倉府の寺社奉行人として鎌倉公方の直臣になつたためであろう。小笠原氏と村上氏との対抗関係は、幕府と鎌倉府の対立が信濃にそのまま持ち込まれたものであった。

大塔合戦と屋代城

その後、信濃守護には小笠原政長・長基や上杉朝房らが任命され、兩人守護の時期もあつたが、至徳元年（一三八四）幕府は斯波義種を任命し、守護代として二宮氏泰を任じ、代官二宮種氏を信濃に派遣した。こうした守護支配に対

して至徳四年（一二三八七）四月、村上頼國・小笠原長基・高梨朝高・長沼太郎等人が反旗を掲げ善光寺に挙兵し、平芝の守護所を攻撃した。代官一宮氏は糸魚川から信濃に入部し、常若中条から善光寺横山・埴科郡生仁城に転戦している。この守護と国人の敵対關係は、その後応永六年（一二九九）小笠原長秀が信濃守護に任命された後も繼續し、ついに応永七年（一四〇〇）大塙合戦となつて爆発した。この更埴地方一帯を戦場とした激戦の中で、「大塔物語」によると、村上満信は千田・諸岐守・寄合肥前守・入山遠江守・雨宮孫五郎・生身（仁）大和守・横田美作守・小島刑部少輔・麻績山城守・飯野宮内少輔・浦野式部丞など五百騎を從え、「屋代城」を出て篠井関に陣取つたとある。この近辺の土臺では千田（長野市）・寄合（上山田町）・入山（更埴市）・雨宮（同）・小島（同）・生仁（同）・麻績（麻績村）・飯野（伊賀一門）・浦野（上田市）など、更埴地方の地名を負う武士等で「尊卑分脈」には村上一族としてみえる。いずれも、村上氏の領域支配下の武士とみて不自然でない。ただ一つ不思議なのは、村上軍が屋代城から出陣しながら、ここでも屋代氏の名が全くみえないことである。

応永八年（一四〇二）信濃守護は斯波義符に交代し、応永九年（一四〇三）に信濃は直隸幕府料国となつた。翌一〇年（一四〇三）細川慈忠が守護代官として入部すると、七月村上満信等は大井・友野・井上・須田等と連合し権原や生仁城、塙崎新城などで反抗した。翌一年には、高梨左馬助が挙兵している。この時期、村上一門が反守護軍の中核として更埴地方で軒轅をしていたのである。これは更埴地方を本拠とする村上氏の領域支配圏の中で、中枢の位置を占める船山郷と四官庄を小笠原氏が守護領として幕府から安堵されたことに起因しているものと思われる。この二箇所は、村上氏が善光寺平一帯への進出する喉元を小笠原氏によって抑えられることを意味しており、その権益をめぐって村上氏は鎌倉府を後ろ盾に小笠原氏や幕府に対抗したのである。

応永一四年（一四〇七）六月一四日、幕府は船山郷を幕府の料所として代官に真見を任じ、市河越中守と倉科帶刀に預けている。地元の倉科氏についての初見史料である。だが、この時も隣地屋代郷を本拠とした幕府の御家人、屋代氏がみられない。結局、応永三〇年（一四二三）一月一六日、將軍足利義持は、小笠原政康に船山郷を安堵した。村上方の後退である。

こうして、一三五〇年代から一四三〇年代にかけて、信濃の国人一揆が反守護闘争を開拓した時期に、村上氏は反守護小笠原氏の姿勢を鮮明にして地盤を固めていた。しかし、屋代氏は信濃の現地では一貫して姿をみせず、むしろ京都や鎌倉において奉公衆として活躍していたのである。

一五世紀前半の屋代氏

一四世紀半ばから一五世紀半ばまで、信濃における屋代氏の活動は空白期でむしろ京都が活動の中心地であつたらしい。「一五世紀前半における屋代氏の登場する関係史料は、常陸でも知られていない。『室町幕府御の日記』に応永八年（一四〇二）正月一七日から応永三年（一四二七）年まで、「屋代（新）藏人」が役を勤め、同年から宝徳三年（一四五二）正月一七日までは「屋代四郎貞清」が勤仕している。彼は康正三年（一四五七）正月にも、「屋代源藏人貞清」としてみえる。受領名は、これまでの信濃屋代氏のものと一致する。

一五世紀後半信濃での屋代氏の活動

一五世紀中葉から末期になると、再び信濃での活動が史料上に散見される。永享二年（一四四〇）、結城合戦で関東管領上杉清方は、信濃守護小笠原政康に陣中奉行を命じたが、陣番の兵として更埴地域の武士は次のようにみえる。
 一八番 村上嚴代屋代殿
 二六番 雨宮殿 清野殿 梶田殿 生仁殿
 二九番 小田切越後守殿 同名遠江守殿 仙仁殿 今井殿 屋代大藏丞殿
 多久間殿 立屋殿

ここに、信濃から軍事動員された屋代氏は、村上氏の代官として活動している。

またその屋代とは別に小名ながら、水内郡の小田切・今井氏や高井郡の仙仁・大熊氏などと共に番役を勤める屋代大藏丞の一族が存在していた。

この時期、宍町幕府の「御的目記」には前述したように、永享九年から宝徳三年（一四五二）正月一七日などは、「屋代四郎貞清」が勤仕している。彼は康正三年（一四五七）正月にも、「屋代源兼人貞清」等としてみえる。「永享以来御番帳」「文安年中御番帳」（群書類從29）にも、「屋代四郎」が両者にみえ、屋代若千代九・屋代越中入道等の名がみえる。ただ、結城合戦に村上氏代官として信濃から出陣した信濃屋代氏が、幕府奉公衆の屋代貞清と同一人物とみることができるかどうかはつきりしない。

この時期の信濃屋代氏については、「諒訪御府札之古書」に頻繁に登場するようになる。

寛正二年（一四六二）屋代源信仲は、船山郷を支配していく海野持幸の代官平原直光や代官室賀貞信等を追放。初めて船山郷を支配して諒訪本社上社の頭役として五貫六〇〇文を寄付、船山郷の代官として坂田長盛・富田仲行・坂田下野守国忠の三人の名前が知られる。

これ以前の船山郷について、文安六年（一四五九）に海野持幸の代官平原直光や康正二年（一四五六）の代官室賀貞信等が頭役勤仕者としてみえる。東信の海野莊に起った鎌倉御家人海野氏の一族が、周辺の平原や室賀などの土豪を代官に派遣して、船山郷を知行していたのである。その地に今や塙科郡出身の屋代氏が、初めて知行人として進出したのである。

当然、屋代氏と海野氏との紛争に発展したことはまちがいであるまい。このような紛争は、この時期信濃の各地で発生している。たとえば、四宮莊では長禄三年（一四五九）から応仁三年（一六一九）までは、小笠原一族の赤坂・馬守の代官千田康信が知行していたが、文明二年（一四八〇）には桑原貞光が初

めて進出し、知行人が変動している。

こうした土豪相互の紛争激化こそ、応仁・文明年間の内乱期の特徴であった。

「諒訪御府札之古書」によると、寛正七年（一四六六）高井郡の井上満貢が村上方と弓矢により死去し、同年小県郡でも海野大乱で村上が切腹もした。屋代氏が村上氏の代官として確認される時期からわずか二六年後、村上政清は塙科郡と接する高井・小県両郡の土豪等を攻略する戦闘に乗り出していた。この時期、屋代氏と村上氏との関係は全く不明であるが、屋代氏の助力なしに井上方を攻撃することはできないから、協力関係にあつたことはまちがいない。屋代信仲が船山郷の海野氏の勢力を放逐できたのも、こうした村上政清による海野氏や井上氏との戦闘状況があつたからこそだといえよう。この時期、屋代氏をとりまく情勢は、海野氏や井上氏等との戦争状況下にあつたといえよう。

応仁元年（一四六七）七月、筑摩郡の深志では伊賀良莊の小笠原政貞が府中に攻め込み小笠原宗清を攻め、小県郡でも岩下満幸が海野において討ち死にしている。翌応仁二年には、坂城の村上政清が海野千葉城を攻め、高井郡では井上方と須田方が弓矢となり、井上方が討ち負け多く討ち死にした。いずれも同族内部や近隣郷村の武将や上豪ら相互の戦闘が激化し始めていたことがわかる。

こうした状況の中、文明二年（一四七〇）には、屋代左馬助信仲の船山郷代官坂田左京助長光・坂田下野守信忠・富田四郎衛門承国行等が銀五貫六〇〇文・馬（鹿毛）などを諒訪本社に寄付している。屋代氏は、船山郷の支配を維持している。

文明九年（一四七七）水内郡では、漆田秀豊が一揆に攻められ漆田城を落田（引き渡している）。佐久郡では「佐久弓矢」という争乱になり、望月光重は諒訪神社から軍神護符を受けている。文明二〇年（一四七八）には、小井川莊の頭役を屋代右馬助信光の代官坂田長定・光信・富田正行等が勤めている。こ

の小井川は、諫訪郡の地である。屋代信光は、屋代信仲とも通字を共通にするし代官が全く同じ一族である。屋代氏と諫訪との、密接な関係がうかがわれる。何ゆえ、諫訪の地に屋代一族が所領をもっていたのか不明である。今後の検討課題としたい。ただ、屋代氏が周辺の土着の土豪等とは、異質の所領支配をしていたことは明らかである。

翌一年（一四七九）には、大井と伴野合戦による伴野・大井大乱が起り、大井氏が生け捕りされ、翌二年八月には安曇郡の仁科が府中の小笠原長朝と合戦して討ち負け、一三年には小笠原政貞が遠江に出陣し、諫訪勢が府中に出陣、合戦もないまま和田城を攻め取っている。また、この年府中小笠原長朝は、伊那郡の藤沢氏の合力を得て伊那郡山田城に山田有盛を攻撃している。文明六年（一四八四）には、高井郡の高梨朝が高野山参詣中に同族の高梨政盛に攻められ山田城を乗っ取られている。この年佐久郡でも伴野・野沢馬矢箭が起きている。信濃の各地で同族近隣關係なく、戦闘状況が激しさを増し、戦国時代の様相をもちつづいた。

文明一七年（一四八五）屋代左馬助信仲の船山舞代官坂田新左衛門尉仲家、坂田下野守信忠・富田四郎衛門丞国行等が、翌年の頭役負担を約束している。これを最後に、屋代氏の室町時代の動向はわからなくなる。これらの動向を今に伝える「諫訪御府礼之古書」は、延徳四年（一四九〇）までの記述で終わっている。これは、諫訪本社上社の祭礼の頭役勤仕者を記載したものであり、そこにはみえる船山舞や坂田・桑原・宮原などの郷村が、諫訪本社上社の頭役賦課團に編成されていたことを示している。

諫訪本社下社については、長享二年（一四八八）七月に写された「春秋之古書當乃次第」があり、秋宮の御宝殿について「屋代・清野・雨宮・生仁・倉科以外之郷二間答有之」とある。屋代・清野・雨宮・生仁・倉科などの諸郷は、船山舞などとは別に諫訪下社の造営役を負担していたことがわかる。文明一四

年（一四八二）には、「屋代之勤解由左衛門尉」が諫訪神社上社の神長守矢満実に太刀を贈っている。この屋代は地名であるから、屋代舞の屋代氏は勤解由左衛門尉を官途とし、船山舞の屋代氏は馬助を官途とし、同族關係と推定される。こうしてみると、一四四〇年から一四八五年までの間、屋代信仲・信光は村上政清との協力關係の下で、それまでの知行地であった屋代四箇村や倉科莊の領域から、さらに船山舞に進出し海野氏や室賀氏等を追放して領地支配を擴大するようになつた。とりわけ、屋代氏の代官として坂田氏や富田氏等が知られる。領地支配を拡大すると共に、代官という臣属をも組織するようになつていたことがわかる。坂田氏一族では、長盛・長光・長宗・國忠・信忠等の存在が確認され、富田氏一族では仲行・国行・正行等が知られる。これら家臣の出身地はわからぬ。坂田はどこか不明である。富田は松代農業地区に小字地名としてみえる。ただ屋代國が常陸國東条莊に所領をもっていたことからすれば、他国の出身者を都内に呼び込んで家臣化した可能性も検討してみる必要があろう。坂田富田はいずれも、在地土着の武士とはみえない要素があることに注目しておきたい。彼等が約五〇年間繼續して代々屋代氏の代官を勤めており、坂田氏の場合が長盛等「長」を通字とする一族と、国忠等「忠」を通字とする二つの流派があつたことがうかがわれる。

一五世紀後半、屋代信仲は、村上政清が海野氏や井上氏と戦闘を継続している中で、船山舞から海野氏を放逐して支配領域を広げるなど、近隣の土豪らとの戦闘を繰り広げていた。山城の構築は急速に必要となつた。ただ、この時期の屋代氏の領域支配といつても、屋代・倉科から船山舞など数郷にすぎなかつたと想定される。周辺地域には、桑原・雨宮・生仁・清野などの諸郷が土著として存続していたことが知られ、いずれも屋代氏とは異なる独自の勢力であった。一重山の屋代城が整備されたのは、この一五世紀後半の時期が最も過当と考えられよう。

なお、この一五世紀後半の信濃屋代氏は、「左（右）馬助」を官途とし「相」を通字としており、これまでの室町時代のように「越中守」・「藏人」などの官途で「貞」を通字とする一門とは異質である。両者の屋代氏は、系譜的に断絶している可能性が高いとみるべきかもしれない。一五世紀前半に屋代氏の間係史料が空白期となるのも、そのためではないかと推測されよう。

（四）戦国暴乱下の更埴地方と屋代氏の動向

空白期の一六世紀前半

屋代信仲・信光等が、屋代郷や船山郷・小井川などを支配して海野氏等と対抗しつつ争乱の中で活動していた後、一六世紀前半になると信濃での屋代氏の活動が再び不明となる。ところが、常陸国總社の「三十六歌仙板絵」には次のような墨書きがある。

敬白

奉寄進於大明神御宝前

三十六歌仙御事

願主藤原氏女千代益

（中略）

奉加

五仁 南部右京亮藤原時定

三仁 歴代三郎四良源時定

三仁 藤原氏女・久

五仁 屋代五郎四良源國

（中略）

文龜二天壬戌之曆八月吉日 敬白

これによれば、文龜二年（一五〇二）八月藤原氏女が、三十六歌仙の板絵を常陸国總社に奉納する願をかけ、その奉加入を募り分担して作成した。その中で

は、齒部藤原時定と屋代源政の二人が五人分を負担した。ここに登場する屋代政国や治時は、室町時代に常陸國東条莊村に所領を安堵された屋代御国の子孫で、一六世紀には八代村を本領とした領主と考えられている。¹⁵⁾恐らく、この事実にまちがいがないであろう。だが、戦国時代の信濃國更級郡において武田信玄と関係をもつ屋代氏として登場してくる人物も屋代源政国であり、氏名ともに一致するのである。今後の調査課題としておきたい。

戦国屋代氏の登場

戦国期の領主屋代氏が登場するようになるのは、一六世紀も五〇年代以降である。諏訪や佐久地方を領国支配に治めた武田晴信は、天文一七年（一五四八）二月一日小笠郡を制するため、上田原で村上義清と合戦におよんだ。しかし、村上軍に敗北し、三月まで在陣したが、ついに同月五日晴信は諏訪郡上原城に軍を納めた。これを攻撃する村上義清は、小笠原・仁科と共に四月五日諏訪地方に侵入する一方、佐久郡の内山城を攻撃して、前山城を武田軍から取り返した。この時期を好機とみて小笠原長時も挙兵したが、晴信はこれを塙尻城に打破し、ようやく危機を脱した。

武田晴信は、近戦戦術により筑摩・安曇から更埴地域に出て、坂城・塙田の村上氏を撃破する戦術に転換し、筑摩郡の小笠原氏を正面の攻略目標とした。同年一〇月四日には、筑摩郡井村に前进基地として平城を構築した。天文一九年（一五六〇）七月、小笠原長時への総攻撃をかけ根拠地の林城を陥落させ、長時を安曇地方に後退させた。これと並行して、村上追討の軍を発し、八月小笠郡長窪に進出し、戸石城の攻撃にかかる。この時、武田は村上氏を撃破するため、埴科郡の清野氏と高井郡の須田新左衛門等に働きかけ、村上方から武田方に出仕させることに成功した。しかし、高梨政頼と村上義清の和睦がなり、武田方の寺尾城が陥落したことから武田軍は撤退を始め、村上軍はこれを攻撃した。「武田の戸石崩れ」といわれる大敗北を喫した。

ところが天文二〇年（一五五二）真田幸隆が、戸石城を攻略すると戦況は大きくなり転換はじめた。天文二一年には安曇の小岩城が陥落し、小笠原長時は

高井郡草間に落居した。武田軍が村上攻略のため麻績から更埴地域に向かう道を開けた。天文二三年（一五五三）武田軍は、刈屋原・麻績・青柳・大岡方面から葛尾城の村上氏を挾撃した。四月五日には、屋代方（政国）・塙崎方が武田に同心したと『高白齋記』にみえる。戦国屋代氏の登場である。

四月一〇日、葛尾城が自落、屋代氏と塙崎氏が出仕、一二日には晴信の弟武田典厩が葛尾使として城請取に入った。五日には、信支が刈屋原に出陣。

この時、石川氏が出仕し、一六日屋代左衛門尉が、武田晴信から雨宮の地を新恩として安堵された。新山の『屋代家文書』にみえる最古の「武田晴信感状」がこれである（五二頁参照）。この時、雨宮氏が村上方として戦っていたため、その地が屋代氏に与えられたのである。八日には、室賀氏が武田氏に出仕している。

屋代氏は、武田軍の圧力の前にいち早く武田方に出仕して、雨宮氏の所領を継承したのである。

更埴土豪一揆の敗北

更埴地域が、村上方から武田方にほぼ制圧されたかにみえた四月下旬から、逆に反武田の武装蜂起が起きる。『高白齋記』の記述では、次のようにある。

四月二二日 御人数八頭八幡の筋へ御立候 敵五千ハカリ打ち向かう
 一三日 葛尾在城の御味方衆より皆源八郎方討ち死
 一四日 武田方 荘屋原へ納馬
 一五日 大日方入道 武田方へ出仕

五月一日 麻績の儀落着候由 大岡屋代方より書状に候

村上義清が、葛尾城から塙田城に落ちた後、一二日以後、八幡峰周辺で更埴地方の土豪等五千人が武田方に反対して蜂起し、葛尾城在城衆の皆氏までが

討ち死したのである。大規模な反乱であったといえ、更埴土豪一揆と呼ぶことができよう。

『千野文書』には、「葛尾御本意 然るところに石川その外、所々逆心故、八幡幹に御人數入れの時、淮分ん返馬相かせぎ候」とあり、更級郡の土著石川氏らが一旦は武田方に出仕しながら、逆心して反旗を翻したことがわかる。また、

『大須賀文書』の「武田晴信感状」には、「去発廿（天文二二年）四月於子信州更科之郡孤落 頭參 小島兵庫助・同小四郎・同与四郎・討捕条 戰功感人候」とある。この孤落城の戦いこそ、天文二三年四月で、更埴土豪一揆と一致する。その規模は五千を超えて、抵抗拠点は孤落城であった。八幡で激戦し、葛尾在城衆の武田方部将を討ち取り、五月一日まで持ちこえた。しかし、八月五日武田信玄は、塙田城に村上義清を攻略。ついに、村上氏は上杉謙信の下に逃亡、上杉謙信が川中島に出陣し、この年第一回川中島合戦が始まるのである。その合戦中の八月八日に武田信玄は、屋代政國に雨宮の替え地として荒砥を安堵する（『屋代家文書』）。しかし、九月一日八幡で武田軍が敗北。荒砥城は自落する。九月一七日、上杉軍は塙科郡坂城南条に放火し、更埴地域は上杉方の占領するところとなる。当然この時、屋代氏は屋代城や荒砥城からも撤退した。九月二〇日上杉軍が善光寺平から撤退した。

武田氏の北信攻略と屋代氏の大名化

その後、翌天文二三年（一五四四）から永禄元年（一五六八）までに武田軍は、川中島四郡のほぼ全城を支配下に治める。

永禄元年（一五六八）六月一日信玄は、屋代政國に屋代・新戸両郷の地下人の他所徘徊を停止させている。翌二八年六月三日、屋代政國は謀劫上宮に寄進した土地の年貢として、桑原の市ノ橋で一八俵を納入するよう取り決めている（『諏訪家文書』）。年末詳の文書は、屋代政國が葛山衆の一人、上野守より杉板を支給されたこと、出羽守など四人からも板一枚を提出するよう依頼して

いる。こうした、屋代氏による民政のための発給文書が残るのは、きわめて珍しい。屋代氏による地域支配が、武田氏の領国支配の下で進行した。約二十年余間の治世である。

上杉氏の善光寺支配と屋代氏

天正一〇年（一五八二）武田氏が、織田信長に滅ぼされた後、その織田氏が本能寺に滅ぼされるという変動が起きる。七月には、上杉景勝が信長の織田勢力を駆逐すべく善光寺平に進出し、北信濃の領主層に所領安堵状を発行し組織化を進めた。七月一三日大須賀小次郎が、上杉方から安堵された時、すでに屋代秀正も「同心」していた（長野県立図書館所蔵『丸山史料』）。七月二六日、屋代秀正是本領のほかに、庄内根津分・八幡内遠山丹波分・浦野一跡を新恩として、上杉景勝から安堵された（屋代家文書）。さらに、二月二一日には、塙崎・坂城三箇村・八幡・同心給の四箇所が増加されている。こうして屋代氏は、上杉景勝の武将として更級郡科画郡にまたがる領主に急成長したのである。その一方で、上杉氏は荒砥城を屋代氏より接收し、上杉氏の直轄城として在番衆を置かせた。清野・寺尾・西条・大室・保科・細島・綿内の七衆に対して、合計一〇二丁に武士一人あて差し副え一〇日間ごとに守備させた。

後代の編纂物「管窓文書」によると、清野氏が狼ヶ馬場の竜王城と荒砥城を「預下」、屋代氏は屋代城、村上景國に海津城と更級郡が与えられたといふ。

年未詳の屋代秀正宛「上杉景勝書状」には、「万端仕置何箇も分別次第、源五談合有之、被相計尤候」（屋代家文書）とあり、海津城の仕置について村上景國と相談すべきことが指示されている。後に屋代氏が上杉氏に反旗を翻した時「信州海津地籍廻輪差置被申候屋代左衛門尉逆意、号荒砥地江引築候之處、不移時日、信州之人衆被申付、被取詰候之条去八日夜中二令出城、其身一類不知行方罷成候、其上屋形半途江被認出、如存分仕置被申付候」（屋代家文書）とある。

つまり、屋代秀正は海津城を引き払った後、屋代城ではなく、荒砥城（上山田上杉離反と屋代氏出奔

屋代氏が、村上景國と共に海津城の城主であったのは天正一〇年から一二年にかけてである。彼が、四月二二日付で麻績合戦での「上杉景勝現状」を得ていることが、新發見の「屋代家文書」から判明した。これまで、屋代氏の上杉離反は天正一一年四月二日だとする説が、「信濃史料」などによつて通説となってきた（註）。しかし、麻績合戦については、織田軍の森長可が芋川軍ら善光寺平土塁一揆と戦闘中であった天正一〇年四月には考えられず、「江文書」に「去」七子麻績御勤、被城即時ニ攻落、被得御大利候」とあり、四月二七日に麻績城が落城しており、この戦闘に屋代氏が参加していたがゆえの感状発給であつたと考えざるをえない。

天正一一年三月一四日徳川家康は、屋代秀正に「当方江可有一味由被中越」ことを理由に、更級郡の支配を約束する安堵状を発行した（屋代家文書）。当時の更級郡は、上杉の手のもとにつれて村上景國に与えられていたから、空手形である。したがって、麻績合戦が天正一年である以上、その年の四月には屋代氏は、上杉氏に属しながら徳川氏にも通じるという両属關係にあつたことになる。

屋代氏の上杉離反は、天正一二年四月海津城を無断で引き払ったことから始まる。「不収暇甚」（屋代古案）「海津取除候仕合、時宜如何覺外候、縱私之宿意二候共、不収暇甚候」（西条文書）とあるように、屋代氏の個人的对立感情から上杉氏に暗いものなく、海津城を引き払ったというよう上杉方が認識していたことがわかる。しかし、これは屋代氏が、徳川方に味方した時から計画的行動であったといえよう。その後の動きについては、第一は「信州海津地籍廻輪差置被申候屋代左衛門尉逆意、号荒砥地江引築候之處、不移時日、信州之人衆被申付、被取詰候之条去八日夜中二令出城、其身一類不知行方罷成候、其上屋形半途江被認出、如存分仕置被申付候」（屋代古案）とある。

町）に引き籠り、上杉方の信州衆に攻められ、四月八日夜中に出城して、行方不明になった。

第二の情報は、「逆徒居城荒砥佐野山両地不経五三日自殺、無行方為休候」（『歴代古案』）とある。屋代氏は、荒砥城だけではなく、佐野城（更埴市）をも拠点としており、まもなく城を捨てて逃亡したのである。

屋代氏の居城としての荒砥・佐野山城

天正一〇年八月七日の「荒砥番帳」（『歴代古案』）には、「此荒砥ハ信州ニ有之、屋代越中居城也」の記述がある。上杉方も荒砥城こそ、戦国屋代氏の居城と認識していた。しかも、屋代氏が自らの存続をかけた危機的状況の中で根拠地とした城が、荒砥城と佐野山城であったことは、戦国時代において屋代城は軍事的な意義をあまり持合わせていなかつたものと推測される。

この時期、古文書に登場する山城は、尼崎城（七八〇）、萬尾城（八〇五）、孤落城（約七五〇）、荒砥城（八九五）、旭山城（七八五）、葛山城（約八一〇）、巣山城（七四四）などであるが、いずれも標高七〇〇以上あり、平地からの標高差は三〇〇以上を超える。標高四五六の一重山の屋代城では、戦国期の戦闘には実践的意義を持ち得なかつたものといえよう。

屋代氏のその後

屋代氏の離反は、「時宜如何対外候」「國是非此度様候」というように予想外のことであり、上杉方の支配体制に深刻な動搖を与えた。屋代道前のため景勝自ら進発したが、四月八日「当城鎮村山浦瀬五箇瀬」が、行方知れずとなつた。そこで、上杉景勝が海津城に入部した五月二三日には、城衆から上表がだされた。「麻績・青柳・西氏依令一党、彼攻滅之、又海津城鎮村山浦瀬五箇瀬」とある。これによれば、屋代氏に同謀して麻績・青柳・西氏が挙兵し、さらに村上・国清等が行方不明となつた。海津城の山浦一族が屋代氏と同盟を通じたと疑われて、越後府中に進行す

るよう要求されたのである。その後、村上景園が直江津に送られ、海津城将に上条義春、城番塚に宇津朝春・春清等が任じられた。

屋代氏の離反が、村上・国清や麻績・青柳・西氏との共同行動を生みだしていたのであるから、かなり周到な準備上で成されたものといえよう。徳川氏に味方してから約一年間、上杉氏の下に属するという向風関係があつたればこそその作戦行動だったといえよう。とりわけ、戦国屋代氏の系図が、室賀氏と同族とするだけではなく、「室賀家文書」の天正一〇年八月三日、「上杉景勝安堵状」に「屋代左衛門尉、無二忠臣、然處其方事、功余之兄弟好、左衛門尉有一輪即掛入之儀懸念候」ともあり、屋代秀正と室賀満俊が兄弟であったことが確認できる。山浦一族が、屋代氏と同盟を通じていたたどりうのは、かなり確実性の高い情報があつたといえよう。

むすびに

屋代氏は天正二年以後、屋代の地を回復することはなかつた。以後、徳川家の臣として真田氏等と行動を共にし、近世大名へと成長していった。文書にみる屋代氏の動向については、現状で知り得るものは、可能な限り口通しあつもりである。もとより、個人的作業の限界があるので、ご教示をお願いしたい。また、系譜関係の史料との突き合わせは、まったくなされていない。その点についてもお詫びし、今後の課題としたい。

（井原今朝男）

〔註〕
（1）小和田哲男「戦国武士屋代勝永（秀正）考」『東方史研究』一八六
一九八三年

（2）米山一政ほか『更埴郷地方誌』第一卷、更埴郷地方誌刊行会 一九七八年
（3）米山一政ほか『更埴市史』更埴市史刊行会 一九九四年

- (4) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 猿谷家文書』
- (5) 錦織 勲「地頭領主の成長」『広島県史中世編』一九八四年
- (6) 米山一政「更級埴科地方誌」第二卷 更級埴科地方誌刊行会 一九七八年
- (7) 市村高男「竜ヶ崎市史」中世史料編 一九九二年
- (8) 市村高男「竜ヶ崎地方の城郭関係史料」『竜ヶ崎市史別巻II』一九八七年
- (9) 佐藤秀信「上杉率行人に関する考察」『信濃』四〇一九 一九八八年
- (10) 山田邦明「足利尊氏と關東」『中世の東西』七 一九八三年
- (11) 信濃史料刊行会編『信濃史料』第六卷 五七六頁
- (12) 米山一政「更級埴科地方誌」第一卷 更級埴科地方誌刊行会 一九七八年
- (13) 横井松夫「長野県史通史編」第三卷 中世一
- (14) 米山一政「更級埴科地方誌」第二卷 更級埴科地方誌刊行会 一九七八年
- (15) 竜ヶ崎市史刊行会編『竜ヶ崎古史』古代中世史料編
- (16) 信濃史料刊行会編『信濃史料』一五卷・六卷
- (17) 松平秀治「空賀家資料」『信川林政史研究所研究紀要』一九七二年

第四節 城下町調査

屋代城の城下町については、これまで特段の調査・研究は行われていないが、星代城西麓の満照寺が城主の居館跡、近世の矢代宿が戦国期の城下の後身と考えられてきたようである。

しかし、今回の一連の調査で明らかのように、屋代城に屋代氏が居住していないかどうかは、実は文献的にも遺構・遺物の面からも明証がないと言わざるを得ないのであり、城下町についても、はたしてここに地域支配の中核となるような存在があつたかどうか 자체が検討を要する問題である。

そこで、本節では、屋代城を中心とした同心円的な構造の城下町を想定するのではなく、より広く地域の中での位置づけを考えていくために、屋代氏の本貫であった屋代地区、屋代城の西麓地区、市場の存在が知られる千曲川西岸の桑原地区の三つの地区について検討することとしたい。

一 屋代地区（図31）

大字屋代には、小字「城ノ内」があり、一重山の屋代城が築かれる以前の屋代氏の居館があつたと考えられている。文献史料では、応永七年（一四〇〇）九月に、村上満信らの国人が守護小笠原氏に反旗を翻した際の記事に、「其勢五百余騎、打出屋代城、篠井岡取陣」（¹『大塔物語』）などと見えるのが、この大字屋代の平地城館を指すとされている。

〔註〕



図31 大字屋代「城ノ内」と周辺

明治二年（一八八八）の地籍図（図32）によれば、小字城ノ内の北東部に、千曲川の旧流路で削られてはいるが、約一〇〇ha四方の方形の地割（a）が認められる。その南東端の部分では、幅七ha以上の堀の一部が発掘調査でも確認されており、一五世紀半ばを中心とする青磁・瀬戸等の遺物が出土している（城ノ内・大境遺跡）。

また、小字「荒井」には、約五〇ha四方の方形の地割り（b）があり、やはり発掘調査によって、東北端と東南端の堀（幅約五ha）が確認されている（荒井遺跡）。東北端の堀（五号窯）からは、一三世紀からはじまり、基本的に是一四世紀第II半期ころから一五世紀半ばころの、青磁、瀬戸、土師器、珠洲などが出土している。

この他、小字「松ヶ崎」のcや小字「荒井」のdにも、地割りからは同程度の規模の方形の城館跡的な遺構の存在が考えられ、おそらくこの付近全体が、aを中心とした一族・家臣などの居館群だったのではないかと推測される。遺物の時期からは、年代は一四一五世紀ころと考えられるが、これは文献史料の年代とも合致し、この屋代地区の平地の方形館群が室町期の屋代氏のものである可能性は高い。守護所の例でも、室町期のものは二〇〇ha四方程度の平地方形館とその周辺の居館群からなる例が多いことが知られており、ランクは下だが、ある意味でそれと同様の存在形態と考えられることができよう。一三世紀ころの遺物も出土していることから、「吾妻鏡」などに見える鎌倉期の屋代氏の居館も、やはりこの付近に想定して大過ないものと思われる。

なお、これに類した遺跡として、大字雨宮小字「生仁」の「生仁」遺跡が知られている。「堀内」の地名もあり、やはり一五世紀初頭ころの文献史料に名が見える生仁氏の城館跡とされているが、地籍図（図33）を見ると、一方に用水路のめぐる一〇〇ha四方弱の方形の地割りが認められる。「雨宮黒村誌」の「東西六間、南北五〇間」という記述とも一致し、東側の堀は一部が発掘調査で



図32 城ノ内遺跡付近地籍図（1888年）

も確認されている。

このような平地の方形居館跡ないしその周辺には、職人などを中心にある程度の商工業者も居住していたと考えられるが、この時代においては、市場等の交易の場は、城館とは直接の関係を持たず、交通の要衝などに存在していたものと思われる。

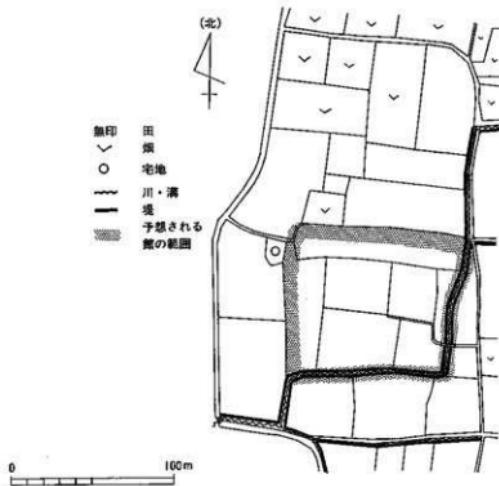


図33 生仁館跡付近地図 (宇生仁 1888年)

二 屋代城（一重山）西翼地区 (図34参照)

先述のように、從来から屋代城の城下町とみなされていた地区だが、今のところそれを積極的に裏付ける材料は得られていない。

まず、屋代城本丸の西南直下にある満照寺だが、屋代信仲の子が開基と言われ、寛永二年（一六二五）に現在地へ移ったといふ。かつての城主の居館跡にその菩提寺などが移されるという例は少なくないが、満照寺の場合、特段の居館跡的な遺構や地名ではなく、発掘調査も今のところ行われていない。登城路など山城との関係も不明で、一つの可能性としてはともかく、現段階ではにわかにこれを屋代城の居館部分と判断することは困難である。本丸北西下にある長福寺についても同様である。

地形的には、満照寺の前面は低湿地で、少なくとも、越前一乗谷朝倉氏遺跡のような、城主の館を中心には臣四敷などが展開する構造は考えにくい。大川（星代用水）が一見縦構えを形成しているように見えるが、その流路は自然地形によるものである可能性が高く、その屈曲が城に関わる人為的なものとは考え難い。

大川よりも外側（西側）の部分で町場的な集落のあった可能性があるのは、やはり北国街道に沿った近世矢代宿の部分（本町—新町）および、その西側の現市街地部分であろう。須岐水神社西の宮裏遺跡では、一三世紀初めころより始まり一四一五世紀半ばを中心とする集落跡が発見されており、またその西の調訪南浦遺跡でも、一三世紀後半から一四世紀代の、また屋代小学校付近の五輪堂遺跡でも中世の遺構・遺物が検出されている。屋代城と年代の重なる一六世紀代の遺物を伴う遺跡は今のところ発見されていないが、矢代宿を中心とするこの付近に何らかの存在があったことは十分予想される。しかし、矢代宿の町割り自体は近世に入ってから編成されたものとみなさざるを得ず、直接



図34 屋代城西麓付近

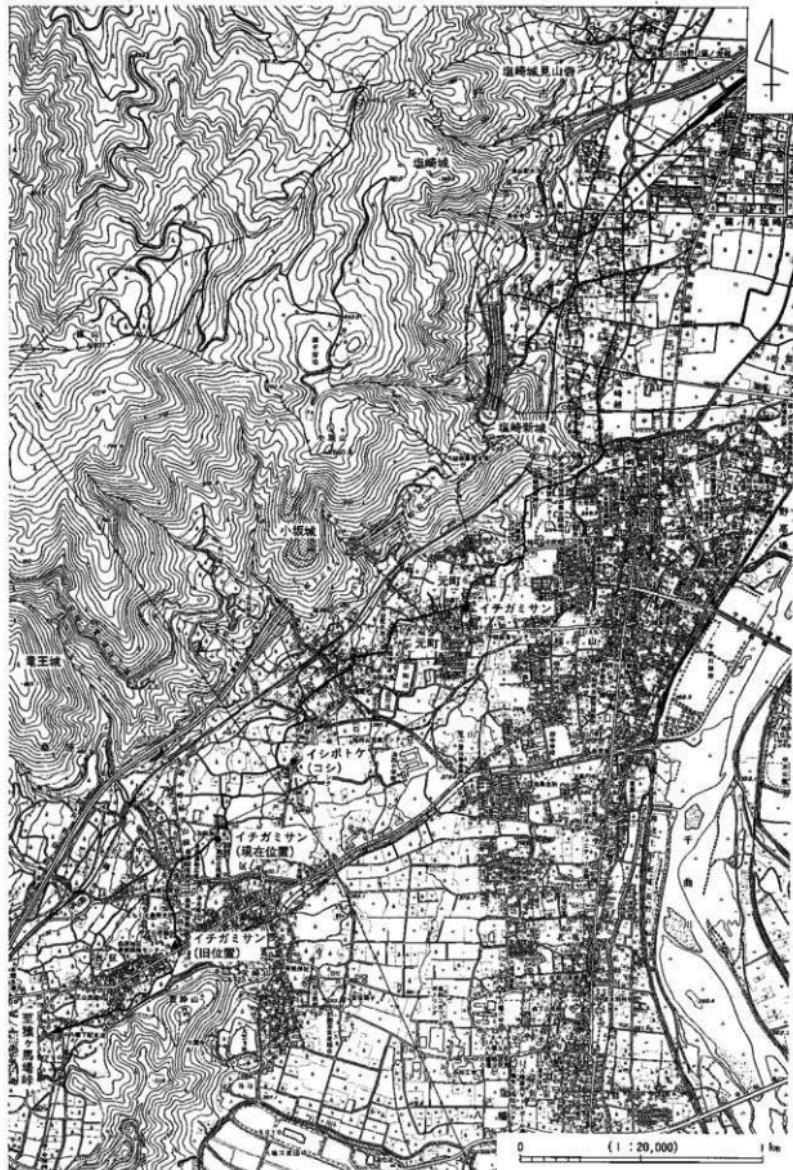


図15 丹原市比定地（元町）周辺（旧道（太線）は「更埴郷土を知る会」の調査による）

それ以前の状況をうかがい知ることは困難である。将来的な発掘調査による確
認を得る必要がある。

三 桑原地区（図35）

文献史料から戦国期に市場の存在が確認されることで注意されるのが、千曲
川西岸の桑原地区である。「諏訪文書」の永禄一年（一五五九）八月三日尾代
政国書状では、諏訪上社寄進地の年貢を「毎年桑原之市中のますをもって」定
めることを指示している（第三節の史料編参照）。

桑原市が独自の升を持ち、地域経済の中で相当の地位を占めていたことがう
かがえるが、逆に言えば、もし屋代城西麓地区に城下町的な町場があつたとし
ても、その地域における中心地としての地位は桑原市に劣るものであったとい
うことになろう。

この桑原市は、現在の大字桑原および大字福荷山の小字「元町」に比定され
ている。街村状の元町の集落の中

央を通る道（近世の北国西街道――
善光寺街道）が大字（近世村）の

村境となつておらず、境界の場であ
ることも市場の所在地にふさわ
い。街村の東端には自然石のイチ
ガミサンも祀られている（図36⁽²⁾）。



図36 元町のイチガミサン（左）と現集落（道の右
が大字桑原、左が大字福荷山）

〔註〕
（2）「高市大神」と掲示されている。なお、イチガミサンは近世の桑原宿内にもあ
り（明治四年（一八八八）に治田神社へ合祀）、大字小坂にもインボトケ
（あるいはコシボトケ）と呼ばれる同様の自然石がある。

屋代城から離れた位置にある桑原市だが、「元町」の西側の山上に小坂城が
あることは注意すべきであろう。小坂城は繩張り的には屋代城よりも新しいと
判断され（第一節参照）、屋代氏がこの地域一帯を支配した一六世紀後半に機
能していたと思われる城である。屋代城を地域支配の中心と考えた場合、千曲
川西岸の桑原市が経済的中心地であることは、城を中心とした支配が弱いこと
にならうが、この小坂城が屋代氏の重要な拠点だったとすれば、桑原市の升を
使用したことは、城の膝下にある市の升を指定したことになり、ある程度の城
下町的な関係と、それを通じての地域支配を想定することも可能になつてくる
かもしれない。

小 結

以上、三つの地区について城館と町についての検討を行つてみたが、屋代氏
が勢力をもつた一六世紀後半ころの居城が確認できていない以上、その「城下
町」についても述べることは困難である。文献的には、現上山田町・片倉町に
位置する荒砥城が戦時に於て屋代氏の拠点として見えており、居館跡の伝承
地もあると聞くが、調査を行うには至らなかつた。城下町の問題については、
これらも含めて、いずれにしても地域構造全体を視野に納めつつ検討を進めて
いく必要があらう。

なお、遺物の年代等については、前川要氏より御教示を得た。

（小島道裕）

第三章 屋代城跡の調査と保存・活用に向けて

第一節 調査のまとめ

一 繩張調査について

繩張・発掘・文書・城下町など、それぞれの調査から導き出された所見をもとに屋代城と屋代氏の全体像を描いてみようと思う。朱鷺の尖った長い嘴のよくな一重山の尾根筋に1—12の曲輪が南北に連続し、曲輪と曲輪の間は主として堀切・笠堀で遮断されているが土堤で連結しているものもある。1—5、および7の曲輪の周囲には舞墳状の腰曲輪といふのが、この城郭の大きな特徴であろう。

本報告書では、屋代城の繩張図以外に、更埴市域の佐野山城・唐崎山城・小坂城・鶴尾城について繩張図を作成して検討を加えている。この内佐野山城は、明らかに屋代氏が使っている。この報告書では果たし得なかつたが、今後、荒砥城も含めて屋代氏勢力圏を網羅した諸城の繩張図を完成させ、本・支城の配置とその機能的分担を解明する必要があると思われる。

二 発掘調査について

発掘調査では、1・2曲輪を中心に年代判定が可能な青磁片、瀬戸・美濃の

鉢・皿、天目茶碗、内耳鍋などが出土している。これらによって、1曲輪では一五世紀後半と一五世紀末—一六世紀前半の二時期、2曲輪では一五世紀後半、一五世紀末—一六世紀初頭、一六世紀前半の三時期が確認された。全体として、この城郭が使用されたのは一五世紀後半から一六世紀前半の一〇〇年間、およそ享徳の乱、応仁・文明の乱から始めて天文年間までの間である。戦国時代の最終段階、永禄・天正期および織田期の遺物はないのである。全面的発掘調査ではないので、今後の調査で新しい発見があるかもしれないが、現時点では、屋代城の構築時期は一五世紀中頃で、廃城時期は一六世紀中頃と押さええることができる。

三 文書調査について

文書調査では、「屋代家文書」・「詣訪家文書」などを中心に、検討が進められた。しかし、これらの文書から直接に屋代城についての情報を得ることはできなかった。文書の初見は天文二年（一五五三）で、武田信玄が村上義清を中心とする抵抗を撃破しつつ、屋代氏ら更埴地域の諸氏を服属させていた時のもので、以下の文書は一五世紀後半に入り発掘調査の所見によれば、屋代城は使用されなくなつてからのものである。屋代政国は、服属の功により四月に雨宮（更埴市）を与えられたが（「屋代家文書」1号）、八月に之後の長尾景虎の出陣があり（第一次川中島合戦、更埴地域は甲越両軍の戦場となつた）。この間、雨宮は敵方に落ちたので、武田信玄は政國に替地として荒砥（上山田町）を与えている（「屋代家文書」2号）。

この天文二年は、更埴地域にとっても大きな政治的・軍事的転換点であった。四月に、村上義清の拠点の孤落城・葛尾城が落ち、義清は塙田城に逃走した。それ以前に屋代氏ら更埴地域の武士は、相次いで信玄に仕えた。その後、長尾景虎の出陣があつたが、武田氏の支配を覆すことはできなかつた。そして、

この戦乱の中で屋代政国は信玄に服属する武将に転身するとともに、屋代城を去つて新たに与えられた地の荒砥城を拠点とすることとなつた。この城は、屋代城から六百米南で千曲川の対岸にあった。政國は屋代・荒砥の両城を所領としている故、從来は引き続いて屋代城を拠点としていたと考えられていたが、屋代城の発掘調査によって、一六世紀後半以降の遺物のないこと、この時期に屋代氏と屋代城を直接・間接に結び付ける史料のないことなどから、屋代城の廃城を天文二二年に求めるとの可能性は著しく強くなつた。廃城といつても、一時的な守備兵の配置や物見台・狼煙台としての使用があり、一部施設の改変は行われたかもしれないが、屋代氏居城としての基本的な機能は失つたと思われる。屋代氏が屋代城を放棄した原因は不明であるが、この地域の山城の多くが七〇〇—八〇〇mの標高にあり（荒砥城は八九五m）、平地からの比高は、三〇〇mを越える。屋代城の場合は、標高四五六m（比高九〇m）で、しかも東西両方からの攻撃が可能で、防衛上の難点があつたからであろう。

この点で、屋代城は戦国末期の永禄・天正期、あるいは織田信長の改造手が加わつていなない信濃の城郭の一つの基準型となると思う。城郭の多くは、戦国末期まで現実に使用され、あるいは使用されたと考えられるがちである。このようないくつかの時代限定期が付けられるとすれば、屋代城の雑壇状の腰曲輪は重要な資料となる。

四 城下町調査について

地図や現地調査に基づく城下町調査においては、屋代城の麓に明確な城下町の形成を確認することができなかつた。屋代地区では、屋代城の北約一二五mにある小字「城ノ内」が注目される。ここには約一〇〇m四方の方形館と推定される地割が認められ、一三世紀—一五世紀中葉の青磁・瀬戸・珠洲焼など遺物の出土があり（荒井・大塙遺跡、その周辺にも三つの小館跡を推定させ

る地割がみられ、一四・一五世紀の遺物が出土している。この餘跡群は、南北

朝・室町時代の屋代氏の本拠地と推定される。

桑原地区では、大字桑原および福井山小字「元町」が北国街道沿いの桑原市の一場に比定される。この市は、市井を指定して商取引が行われていたことが知られる（『諏訪家文書』3号）。

五 屋代城と屋代氏について

屋代城から荒砥城に本拠を移して以後の屋代政國は、武田氏の一武将として相次ぐ合戦に参戦し、屋代・荒砥両城の百姓の他所への離散を防止して年貢・公事の収取に勤める役割を負わされている（『屋代家文書』3・4号）。当時の村落の百姓は、重い年貢・公事と戦乱による放火・略奪に耐えられず「徘徊」（離散）者多く発生、戦国大名の支配基盤を揺るがしかねない状況になつて、百姓の離散防止と「遷住」（居村）は、戦国大名や家臣にとって重要な課題だったのである。

政國は、善光寺平の西北山地、葛山（西山地区）の葛山東から坂の調達をしている。この時、千曲川水系を「ふせん」（絆船、はしけ舟）で運ぶよう指示している（『諏訪家文書』2号）。これはまた、千曲川の水運を考える興味深い史料である。

永禄四年（一五六一）九月一〇日、屋代政國は第四次川中島合戦で討死している。嫡子正長も、天正三年（一五七五）五月二一日に長篠合戦で討死している。父子二代にわたって戦陣に倒れたのである。そのため室賀満正（政國弟）の子秀正を養子に迎えている。この間の屋代氏に関しては、ほとんど史料がない。やがて、天正〇年（一五八二）に武田勝頼、それを滅ぼした織田信長が相次いで滅亡し、上杉・北条・真田・徳川の四者が相争い、信濃は再び争乱の巻になる。この中で屋代秀正は、当初には上杉景勝と結んで勢力を得て、塩

崎・屋代・坂城・八幡・戸倉・上山田に至る広域の支配者になつた（「屋代家文書」6号）。しかしやがて次第に徳川家康方に傾斜し、その武将となつていった。慶長十九年（一六一四）秀正は、甲斐巨摩郡で四千石が与えられた（以上「屋代系図」）。しかし、この間秀正は、屋代城に再び戻ることはなかつた。戦国期に至る以前の屋代氏の歴史については、第二章三節の五で詳しく述べている。倉科庄加納屋代村（「加納」は付け加えられた所領）の地に、鎌倉幕府の地頭・御家人として村上源氏系の屋代氏が定住し發展をとげてきた。室町幕府が成立すると、屋代氏は奉公衆となり、京都での勤仕とともに足利尊氏・高師冬に従い各地に転戦している。室町時代には、幕府派遣の守護支配に反対する国人一揆が蜂起した際（大塔合戦）のメンバーとして現れない。このことから、屋代氏は京都での活動が中心であつた。一五世紀後半に入ると、屋代氏は村上氏の官宦として活躍し、応仁・文明の乱の中では、村上氏と結び海野氏・井上氏と抗争し、その必要性から屋代城の築城がなされたと考えられる。以上の経過も、断片的な史料のつなぎ合わせによるもので、不明の点も多い。今後とも、文獻史料の発見と考古資料の発掘などによつて、その空白が埋められていくことを期待する。本報告がそのための出発点となれば幸いである。

（峰岸純吉）

第二節 保存・活用に向けて

屋代城跡のある一重山の去就が市民の関心事となつたのは、それ程遠い過去ではない。一九七〇年からの森将軍塚古墳保存のための市民運動は、稀有な盛り上がりを見せて国指定史跡、そして保存へと結実したと言えよう。その発展として一九八三年から始まつた、科野風土記の丘運動は、更埴郷土を知る会を中心としたもので、それは森将軍塚古墳や中世山城の屋代城跡のある一重山を含む広大な歴史公園構想であったのである。またそれは、一側面は結実し、一側面は今後に残されているものと言える。しかし、この運動の背景には一重山をめぐつての運動公園化構想と、史跡を後世に残そうとする歴史公園化構想との市民の相剋であつたかもしれない。だが、いずれにしても、その実現はみられていない。一重山は森将軍塚古墳保存運動の結果、代替地としての土取り場となつたし、残念ながら終身に創傷を負うことになつたのは事実であろう。

そうした中には、一九九四年長野県立歴史館が森将軍塚古墳直下の屋代字清水地籍に開拓し、一帯が更城市によっても「科野の里歴史公園」として事業が進行し、さらに森将軍塚古墳をテーマとした新設の資料館が計画されるなど、将来は一重山、屋代城跡を含めた歴史公園化が構想されるに至つた。

一 県史跡指定に向けて

屋代城跡は今回の調査によつて、およそ五世紀中葉に屋代氏により構築され、一六世紀中葉には廢城となつたものと推定された。1曲輪（主郭）をはじめとする、堀切、土橋、土塁、虎口などが完備しており、こうした曲輪をはじめとする諸施設が一重山の先端部にまでおよんでいること、また斜面の腰曲輪である

段状の削平地も多數確認されたのである。先に述べたように森将軍塚古墳の土取り場の代替地として削平された1曲輪以南の施設を除いてほぼ完全に近い状態で、今日に残されている稀有な価値の高い中世遺構であつたのである。

戦国期に限定すれば、村上→武田→上杉→徳川と主人を替えた屋代氏は、むしろ典型的な戦国武将ということができる。戦国期の東北信濃の典型的な戦国武将のその遺構は、末永く保護・保存されてこそ、その価値は高くなるものである。

屋代城跡の中世史的意義は、遺構・文書類の遺存と共に高く、その保存状況も良好な状況があるので、今後さらに県史跡の指定を受けてより多角的に、より広域的に史的意義が拡大されて、保護・保存されることが望ましく、期待されるものである。

二 歴史的空間の保護に向けて

一五世紀中葉以前の屋代氏は、一重山の北方約一尋の千曲川自然堤防上にある「城ノ内」地籍に居館があり、要所としていたものと推定された。とりわけ、荒井・大境遺跡からは、一三世紀代から五世紀代の青磁、瀬戸・美濃、珠洲等の陶磁器はじめ、中世特有な在地系土器である内耳鉢や、土器皿等が出土し注目されている。この自然堤防上は、原始・古代から続々良好な集落・官衙地区もある。またこの自然堤防の南側には、条里水田面が展開している。第二章第四節で述べられているように、隣接する荒井・松ヶ崎遺跡においても、b・c・d等のやや規模の小さい方形の城館址的な遺構の存在も推定されており注目される地域である。

一九九三年から、とにかく注目された上信越自動車道の発掘調査は、勘長野県埋蔵文化財センターによってこの地域の自然堤防を横断するように行われているが、そこから古代信濃国衙・埴科郡衙關係の木簡の出土が報ぜられている。

これは、良好な遺構ではなかつたが、溝状遺構内の遺棄木簡かと思われる多数の資料等である。一帯が官衙・定額寺の屋代寺の推定地であつてみれば、古代から続く支配的性格をもつ地域と考えることができる。一五世紀中葉以前の中世的支配地域もここにあつたものと推定され、一五世紀中葉に一重山の屋代城に移動したものと理解される。一六世紀中葉には、再び屋代氏の本城は荒砥城（上山田町）への移転が行われたものであろう。

森将軍塚古墳発造に遡る以前から、生産面・生活面・そして支配面と地域分けがこの歴史的空间には存在した気配があり、より明確に古代・中世初頭とその性格を構成してきたものかと受けとれるのである。歴史的遺構がすべて判明しているとは言ひ難いが、生産面（田・畠・耕作地）・生活面（常民を中心とした集落）・支配面（官衙・城・館・寺・社・墳墓等）をこの地帶では構造的に把握することができる。その重要度は、年ごとに増大していると言つても過言ではないのである。

一九九五年より、更城市によるアクセス道路建設に伴い、この自然堤防の総断調査が行われようとしている。遺構・遺物の露呈は喫目すべきものがあらうが、一帯の基本的な保護・保存策を必要とし、また市民への積極的な公開・活用策も必要とするものである。一重山の屋代城跡の歴史公園化は、森将軍塚古墳エリアの歴史公園化と大きく連動し、さらに更埴条里水田面を超えて千曲川自然堤防上までの歴史的空间の立体的な保護策の策定を必要とするものである。

三 当面の課題について

一重山の屋代城跡は、今回その一部に調査の手が入ったのみではあるが、多くの貴重な新知見を得ることができた。だが、それは将来に向かって全城の調査が必要であることを示唆するものであった。またそれは一重山・屋代城跡にとどまることなく、「城ノ内」地区はもとより、荒井・松ヶ崎・大境におよぶも

のであり、屋代城西麓地区の「溝照寺」周辺におよばさるべきものであろう。しかし、現状では諸情勢の許容が可能でないとするならば、一重山・屋代城跡が歴史公園的なものと、自然公園的な機能を合わせ持つような保護・保存の整備を行ひ、現行の歴史公園エリアに加え、市民に対し公開・活用の便を供すべきものである。それには、

①広告塔等商業施設の撤去

②見学路の整備

③土取り場等の整備と植樹

④城の各施設の名板および案内板の設置

⑤立木の間伐と下草の除草

⑥休憩等便益施設の設置

などが、当面求められるものであろう。

また、既に事業が実施されている、1曲輪の南の土取り場跡地に建設される県営水道の配水槽にあっては、景観を著しく損なわない配慮が必要と要望するものである。

以上、調査指導委員会としては、提言を加えて一重山・屋代城跡と、それをめぐる歴史的空间の保護・保存・活用をも期待するものである。

(森嶋 稔)



写真図版 1



宇代城跡全景
昭和22年撮影
(建設省国土地理院)



「城ノ内」地籍全景
昭和23年撮影
(建設省国土地理院)



「城ノ内」
南西から



星代城跡全景
南西から



星代城跡全景
北東から



星代城主郭部西側斜面
西から



写真図版 5



1 トレンチ
北から



1・①トレンチ
南から



1・①トレンチ
土層断面



1・②トレンチ
柱穴
南から



1・②トレンチ
石列・土塁
西から



1・②トレンチ
石列
北から

写真図版 7



1・②トレンチ
2曲輪堀
北から



1・②トレンチ
2曲輪堀
北から



1・②トレンチ
2曲輪堀断面
西側壁



3 曲輪から 2 曲輪
堀切と土塁
北から



2 トレンチ
左は土塁
西から



2 トレンチ掘断面
西側壁

写真図版 9



3 トレンチ
南から



3 トレンチ調査風景
北から



3 トレンチ掘断面
西側壁



写真図版 11



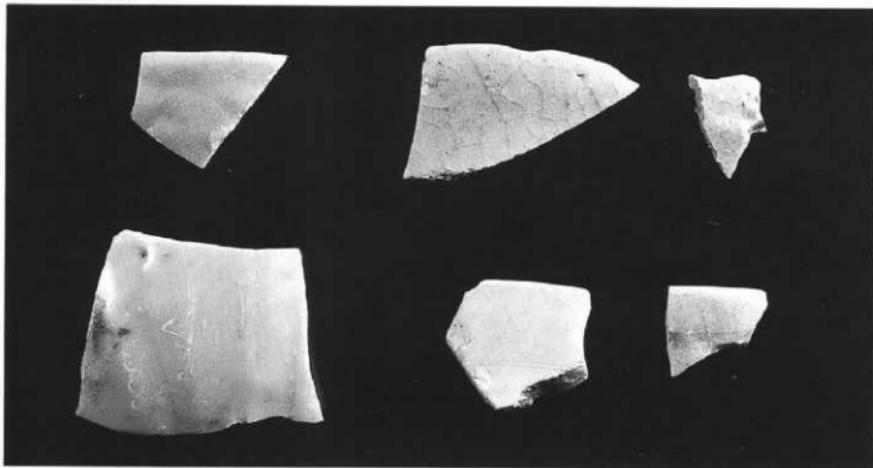
6 トレンチ
堅堀A
南から



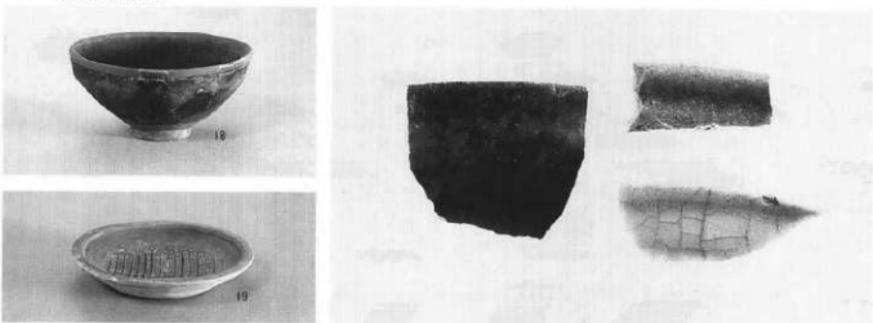
7 トレンチ
段曲輪
南から



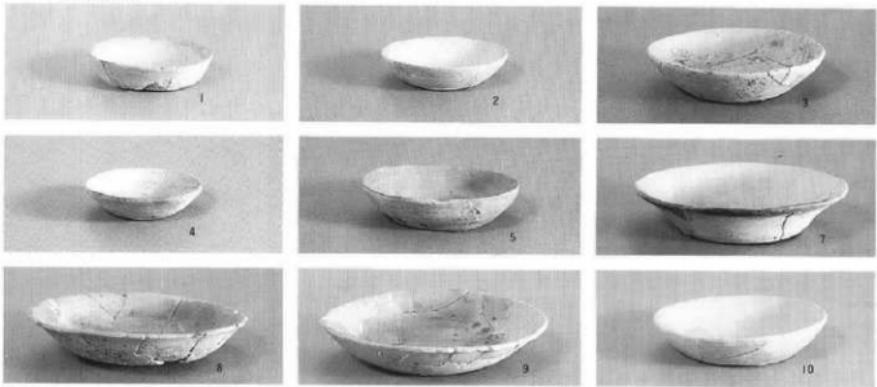
7 トレンチ
西から



東海系施釉陶器

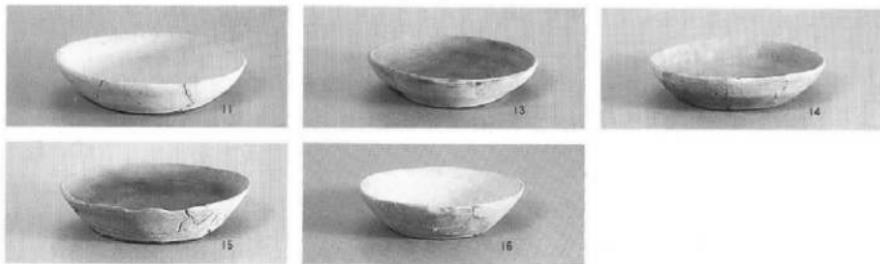


在地系土器

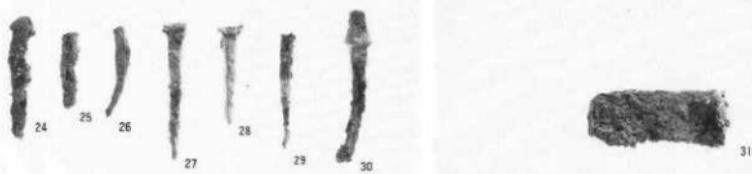


※土器片 1/1 土器 1/3 鉄器 1/2 錢 1/1 石器 1/2

写真図版 13



鉄器・銭



32 寛永通宝(11波)



33 元豐通宝



34 元祐通宝

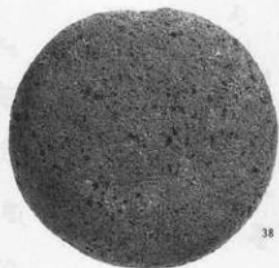


35 政和通宝



36 不明

石器



報告書抄録

ふりがな	やしろじょうせきはんいかくにんちょうさほうこくしょ							
書名	尾代城跡範囲確認調査報告書							
著者名								
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	峰岸純大・森嶋聰・井原今朝男・三島正之・小島道裕・千田嘉博・矢島宏雄							
編集機関	更埴市教育委員会 社会教育課 文化係							
所在地	〒387 長野県更埴市杭瀬下84番地 TEL 0262-73-1111							
ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積m ²	調査原因	
尾代城跡	長野県更埴市大字尾代字一重山	206169	183	36度 31分 45秒	138度 8分 2秒	発掘調査 19940801~ 19940902	300	公共事業＝ 公園整備計 画に伴う範 囲確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
尾代城跡	城址	中世	山城…曲輪 堀 土塁	青磁碗、青磁棱花皿、 潮戸美濃丸皿、御皿、 大目茶碗、古瀬戸鉢、 土器皿、内耳鍋、古 錢、釘、鎌、凹石 (15世紀後半~ 16世紀初)			本調査は、1993~1994 年2ヶ年にわたって繩 張調査・発掘調査・古 文書調査・城下町調査 を実施。	

長野県更埴市

屋代城跡範囲確認調査報告書

発行日 平成七年三月二十四日

発行 更埴市教育委員会

〒三八七 長野県更埴市杭瀬下八四番地

電話 (〇二六二) 七三一一一一

信毎書籍印刷株式会社

〒三八一 長野市西和田四七〇

電話 (〇二六二) 四三一一二〇五

印 刷

